

平川市長
大川 喜代治



ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして

はじめに

本市は、平成18年1月1日に青森県10番目の市として誕生しました。

この市制施行にあわせて平成19年6月に新市の新たな市政運営の指針である「平川市長期総合プラン」を策定し、新市の基盤づくりを進めてきました。

近年、少子・高齢化の進展や雇用情勢の更なる低迷などにより、社会経済情勢は一層厳しさを増しております。

また、平成23年3月11日の東日本大震災による東北地方の大災害を契機として防災体制並びに危機管理体制の見直しが必要不可欠となりました。

このような社会経済情勢の変化に対応するため、「平川市長期総合プラン後期基本計画」（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定しました。

本計画では、『ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして』を市民の希望（基本理念）として、「個性が尊重され、ひとがきらめくまち」、「地域住民との協働作業できらめくまち」、「快適な生活空間が確保され、地域がきらめくまち」、「地域の特性を生かした産業がきらめくまち」の実現を目指し、前期基本計画の洗い出しを行い、市民の皆さんが一層誇りに思える平川市のまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、そして、市民意識調査などを通してまちづくりへの貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

市役所本庁舎



尾上総合支所



碓ヶ関総合支所



目 次

平川市長期総合プラン後期基本計画

第1章 序 論

I 後期基本計画の策定にあたって	2
1. 後期基本計画策定の目的	2
2. 総合計画の構成と期間	2
II 平川市の横顔	
1. 自然環境	3
2. 社会的環境	5
3. 現状と課題	8

第2章 後期基本計画

I 分野別計画の構成	10
II 用語の定義	10
III 体系図	12
IV 分野別計画	14

第1節 基本目標1 こころ豊かな、未来へ向かうひとづくり

1-1 夢いっぱい子どもたちの育成	16
1-2 いきいきはつらつ生涯学習の推進	21
1-3 元気はつらつ生涯スポーツの推進	24
1-4 こころ豊かに芸術文化の振興	27

第2節 基本目標2 集いと元気あるまちづくり

2-1 支え合える男女共同参画	32
2-2 語り合えるまちの推進	36
2-3 わかり合える交流の推進	39

第3節 基本目標3 お互いが支え合う共生のまちづくり	
3-1	思いやりあふれる支え合いの充実 42
3-2	ほほえみあふれる子育て環境の整備 44
3-3	いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり 49
3-4	やさしさあふれる障害者のためのまちづくり 52
3-5	元気あふれる健康づくりの推進 56
3-6	あたたかさあふれる医療体制の充実 60
3-7	くらしを支える社会保障制度の充実 62
第4節 基本目標4 やすらぎとぬくもりを感じるまちづくり	
4-1	やすらぎを感じる水と自然の保全・活用 66
4-2	ゆとりを感じる生活環境の整備 70
4-3	ぬくもりを感じる環境対策の充実 74
4-4	つよさを感じる防災対策の充実 79
4-5	おだやかさを感じる安全の確保 85
第5節 基本目標5 うるおいと活力に満ちた産業のまちづくり	
5-1	魅力に満ちた農林業の振興 90
5-2	潤いに満ちた雇用の充実 97
5-3	賑わいに満ちた観光の振興 100
5-4	活力に満ちた商工業の振興 104
第6節 基本目標6 便利で快適に暮らすまちづくり	
6-1	行動しやすい道路環境の整備 108
6-2	利用しやすい公共交通体系の整備 111
6-3	美しいまちの創造 114
6-4	快適な情報通信基盤の整備 117

第3章 重点プロジェクト

I	目 的 122
II	名 称 122
III	構成と期間 122
IV	プロジェクトの推進にあたって 122
V	プロジェクトの概要 122
	1. 定住促進プロジェクト 123
	2. 少子化プロジェクト 124
	3. 地域活性化プロジェクト 125
	4. 農業所得向上プロジェクト 126
	5. 観光強化推進プロジェクト 127

第4章 計画の推進にあたって

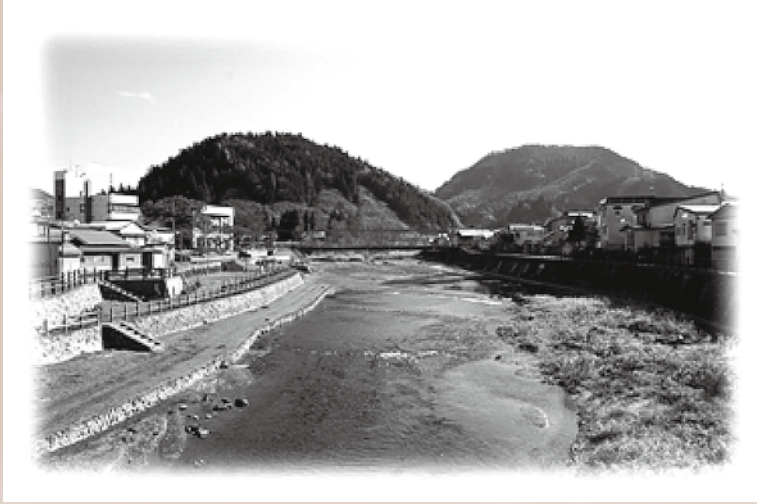
I 行政改革の推進	130
II 財政運営の健全化	131
III 広域行政の推進	131

付 属 資 料

平川市長期総合プラン 後期基本計画策定経過

(1) 市民意識調査結果の概要	134
(2) 策定経過	137
(3) 平川市総合計画審議会条例	138
(4) 平川市総合計画審議会委員名簿	139
(5) 平川市総合計画等策定会議規則	140
(6) 平川市総合計画審議会への諮問	142
(7) 平川市総合計画審議会からの答申	143

時と水 ゆったり流れる 平川市



碓ヶ関地域からの平川



平賀地域からの平川



尾上地域からの平川

第1章 序 論

- I 後期基本計画の策定にあたって
- II 平川市の横顔

I 後期基本計画の策定にあたって

1. 後期基本計画策定の目的

本市では、平成19年6月に新市の市政運営の指針である平川市長期総合プラン（基本構想と前期基本計画）を策定し、『ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして』を基本理念として市の将来像に向けた取り組みを展開してきました。

前期基本計画策定から4年が経過しましたが、私たちを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化していることから、これまでの前期基本計画での取り組み状況を検証し、見直すことによって、より効果的なまちづくりを目標に平成24年度以降の後期基本計画をここに策定しました。

2. 総合計画の構成と期間

本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されており、それぞれの内容および期間は以下のとおりです。

(1) 基本構想

市政運営の基本理念となる地域の整備方針に基づき、目指すべき本市の将来像を設定し、これを実現するための施策体系や将来の見通し、土地利用のあり方などを示すものです。

基本構想の期間については、平成19年度から平成28年度（2016年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

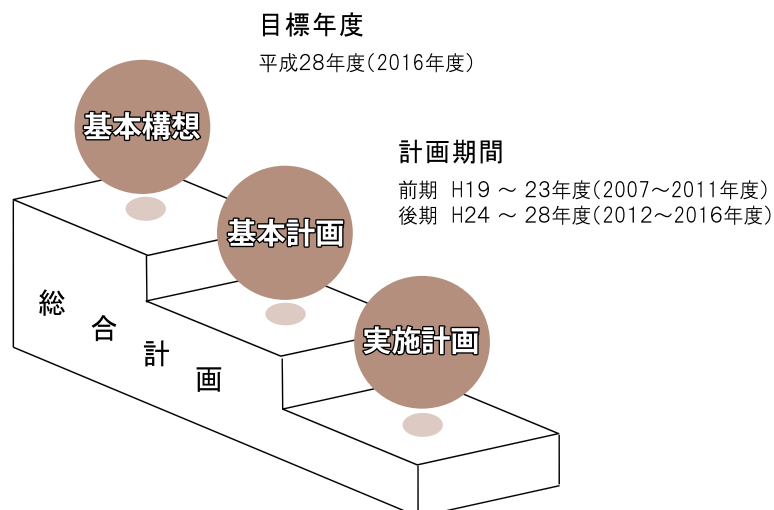
基本構想に掲げた将来像や施策の大綱を受け、分野別に現状と課題を明らかにするとともに、その実現に必要な基本的な施策を体系的に示します。

基本計画の期間については、実効性を確保するため、10年間の計画期間を前期と後期に分け、前期の目標年次を平成23年度（2011年度）、後期の目標年次を平成28年度（2016年度）とします。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた施策の方向に基づき、今後具体的に推進していく事業内容を規定したものであると同時に、社会情勢や行財政制度の変化の見通しに基づき、毎年度の予算編成の基礎となるものです。

実施計画に掲げた重要事業は、本市にとって実効性・実現性を確保しなければならないものであることから、3年間で計画期間とし、これを毎年度見直すローリング計画とします。



II 平川市の横顔

1. 自然環境

(1) 位置

本市は、青森県の南端に位置し、東西約30km、南北約25km、総面積は345.81km²となっています。

南は秋田県大館市と接し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町、北は青森市、黒石市、田舎館村に接しています。

位置図



(2) 地 勢

東に八甲田連邦、西に岩木山の雄大な自然が広がる津軽平野の一部で、平坦地は水田、それを取り巻く丘陵地帯ではりんごの栽培が主体となっており、標高500m位の地域では、夏季冷涼な気候を利用して高冷地野菜の栽培が行われています。

また、八甲田・十和田火山群の一部に属した山間地で形成されているため、本市の総面積の約7割が山林によって占められており、このうち約8割が国有林となっています。



志賀坊より望む岩木山

(3) 気 候

日本海側に特徴的な日本海側気候に属し、四季の変化がはっきりしていますが、地形の影響により地域によって気象に大きな差がみられます。

夏季は比較的温暖で、冬季は季節風の影響を受け、雪の日が多くみられます。

津軽地域においては、山間地では雪が多く、平坦地では雪が少ない地域に属します。

(4) 水 系

本市の西端を南北にゆったりと流れる一級河川「平川」は市名となっており、その流域には豊かな水田が広がり、身近な自然環境を市民に提供しています。

水系は、平川流域および浅瀬石川流域の二つに大別され、平川流域には古くから人が住み、そこを流れる水は農業用水・生活用水・消融雪用水として利用されてきています。また、浅瀬石川流域には、豊富な雪解け水を利用した水力発電所が整備されています。

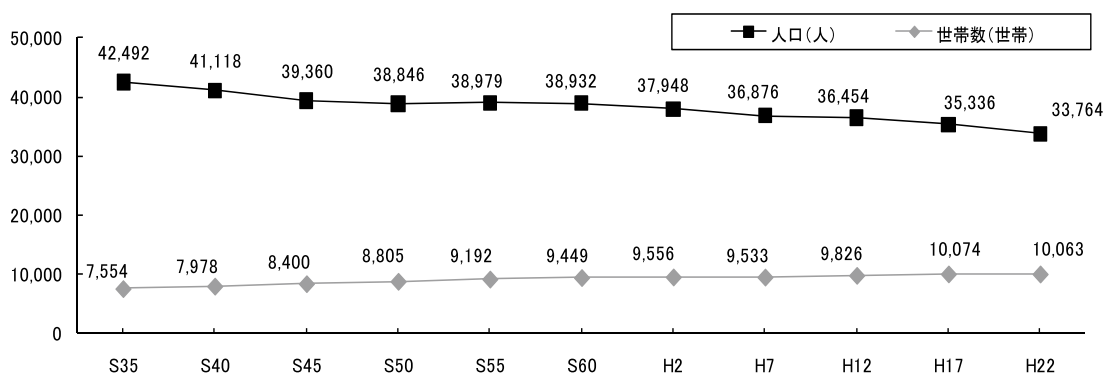
2. 社会的環境

(1) 人口・世帯

人口は、昭和30年をピークに緩やかな減少傾向が続いていたが、平成12年頃をさかいに少子化が進み、平成22年国勢調査では33,764人となり、昭和30年と比較すると10,404人（約24%）と減少しています。

世帯数の動向を見ますと、高度成長期以降は多世代世帯が主流であった昭和35年国勢調査での7,554世帯が最小であったものの、近年は、核家族化とそれに伴う高齢者のみ世帯の増加により、平成17年国勢調査では10,074世帯と最大になり、平成22年国勢調査では10,063世帯とやや減少しています。

■人口と世帯の推移



(地域別)

単位：人

人口	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
平賀	25,574	24,729	23,412	23,232	23,477	23,970	23,672	23,186	22,861	22,060	20,997
尾上	11,764	11,432	10,954	10,769	10,859	10,495	10,185	10,016	10,167	10,110	9,925
碓ヶ関	5,154	4,957	4,994	4,845	4,643	4,467	4,091	3,674	3,426	3,166	2,842
計	42,492	41,118	39,360	38,846	38,979	38,932	37,948	36,876	36,454	35,336	33,764

世帯数	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
平賀	4,419	4,656	4,901	5,180	5,467	5,680	5,787	5,843	6,007	6,172	6,180
尾上	2,094	2,228	2,338	2,459	2,522	2,537	2,549	2,578	2,753	2,872	2,904
碓ヶ関	1,041	1,094	1,161	1,166	1,203	1,232	1,220	1,112	1,066	1,030	979
計	7,554	7,978	8,400	8,805	9,192	9,449	9,556	9,533	9,826	10,074	10,063

資料：国勢調査

■人口と世帯および構成年齢別人口の総括表

単位：人、%

区分	年	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総数		42,492	41,118	39,360	38,846	38,979	38,932	37,948	36,876	36,454	35,336	33,764
0-14歳		15,319	12,522	10,086	9,165	8,631	8,193	7,098	5,963	5,207	4,671	4,081
15-64歳		25,017	26,053	26,263	26,062	26,019	25,794	25,131	23,984	23,060	21,554	20,292
15-29歳 (a)		10,536	10,165	9,532	8,951	8,229	7,179	6,496	6,291	6,328	5,471	4,615
65歳以上 (b)		2,156	2,543	3,011	3,619	4,329	4,945	5,719	6,929	8,187	9,111	9,391
若年者比率 (a)/総数		24.8	24.7	24.2	23.0	21.1	18.4	17.1	17.1	17.4	15.5	13.7
高齢者比率 (b)/総数		5.1	6.2	7.7	9.3	11.1	12.7	15.1	18.8	22.5	25.8	27.8
世帯数		7,554	7,978	8,400	8,805	9,192	9,449	9,556	9,533	9,826	10,074	10,063

資料：国勢調査

■青森県内(10市)の人口の推移

単位：人、%

	市町村名	H17人口	H22人口	増減数	増減率
1	青森市	311,508	299,520	△ 11,866	△ 3.8
2	八戸市	244,700	237,615	△ 7,085	△ 2.9
3	弘前市	189,043	183,473	△ 5,570	△ 2.9
4	十和田市	68,359	66,110	△ 2,249	△ 3.3
5	むつ市	64,052	61,066	△ 2,986	△ 4.7
6	五所川原市	62,181	58,421	△ 3,760	△ 6.0
7	三沢市	42,425	41,258	△ 1,167	△ 2.8
8	つがる市	40,091	37,243	△ 2,848	△ 7.1
9	黒石市	38,455	36,132	△ 2,323	△ 6.0
10	平川市	35,336	33,764	△ 1,572	△ 4.4

資料：国勢調査

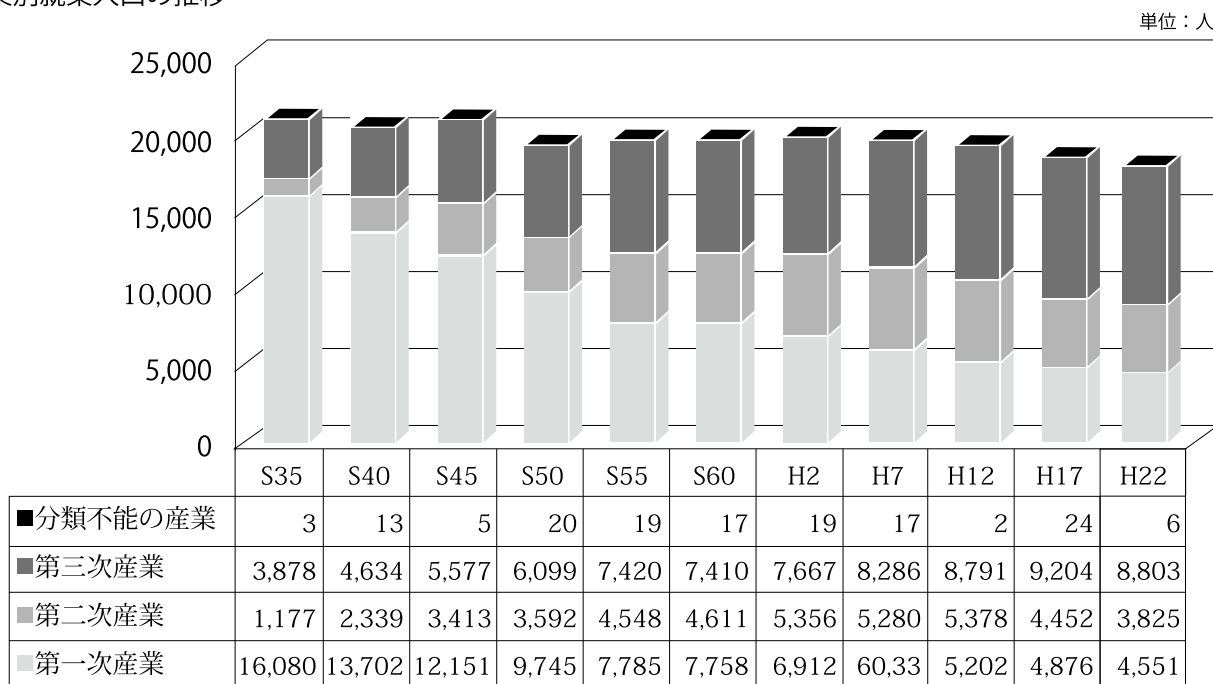
(2) 経 済

就業人口は、昭和35年から平成22年で3,953人（約18.7%）減少しています。

産業別就業人口で見ると、第1次産業の就業人口が激減して、第2次産業、第3次産業の就業人口が増加しています。これは、基幹産業である農林業の低迷と担い手不足・高齢化などの問題によるもので、今後、生産基盤整備や技術開発・商品開発などによる生産性の向上が強く求められています。

また、第2次産業、第3次産業についても近年の県内外の求人の激減により就業者の増加は厳しい状態が続いています。

■産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

(3) 交 通

本市の交通手段は、車による移動が主体となっており、平賀・尾上地域を南北に走る主要地方道大鰐浪岡線、弘前市へ連絡する県道弘前平賀線および県道尾上日沼線、碓ヶ関地域については国道7号が主要幹線道路の役割を果たしています。

また、高速交通体系としては、国道7号とほぼ並行して東北自動車道が走り、盛岡、青森方面への高速化が図られています。市内には碓ヶ関インターチェンジが有り、最寄のインターチェンジは弘前大鰐インターチェンジおよび黒石インターチェンジがあります。

公共交通体系では、市内にJR奥羽本線が通過し、碓ヶ関駅および津軽湯の沢駅があります。また、弘南鉄道弘南線の館田駅、平賀駅、柏農高校前駅、津軽尾上駅および尾上高校前駅があり、弘前市などへの重要な通勤、通学手段となっています。

バスについては、弘前市、黒石市を結ぶ路線バス、市内を走る循環バス、青森、盛岡方面への高速バスが運行されています。

公共交通機関の利用については、少子・高齢化に伴い利用者が年々減少していることから、赤字路線に対する国・県および市の補助金などを活用し路線維持に努めています。

3. 現状と課題

後期基本計画の策定にあたって、前期基本計画における現状と課題に対し今後どのような目標および施策が必要か再度「市民意識調査」を実施し、市民が感じている市の現状および課題の把握に努めました。前期基本計画と照らし合わせながら、本市の現在における現状と課題を以下のとおり整理しました。

(1) 定住の促進と交流から定住への誘導

全国的な少子高齢化社会に突入する中で人口の減少は、まちの賑わいの低下および地域経済にも大きな影響を与えます。

住んでいる人には“住み続けたいまち”に、市外の人には“暮らしたいまち”にするため、「若年労働力の確保・労働環境の充実」・「商店街の活性化・整備」、そして「農林業の担い手の育成」などを中心としたまちづくりを推進する必要があります。

(2) 生涯にわたる健康づくりの推進

運動や食生活などによる健康づくりに取り組む市民は年々増加しているものの、高齢化による医療費や介護に係る負担もさらに大きくなることが予想されます。

このことから、各個人が健康に対する関心を持ち、自立して健康に暮らせるような支援をする必要があります。

(3) 高齢者対策と 1ノーマライゼーションの推進

本格的な高齢化社会に突入する中で、高齢者の各状況に応じたさらにきめ細やかな「高齢者福祉の充実」・「介護保険の充実と健全運営」などの施策を実施していく必要があります。

また、高齢者、障害者などを含め、全ての人が同じように生活し、安心して活動できるノーマライゼーション社会の構築をより一層推進していく必要があります。

(4) 少子化対策

全国的に進行する少子化の波は本市においても、定住人口減少および核家族化の大きな要因となっています。

少子化の進行を抑え、活力あるまちづくりを進めるためには、“子どもを生まやすい環境づくり”および“子どもを育てやすい環境づくり”などの支援をする必要があります。

1ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

第2章 後期基本計画

- I 分野別計画の構成
- II 用語の定義
- III 体系図
- IV 分野別計画

I 分野別計画の構成

市の希望〔基本理念〕と理想のまち〔将来像〕を実現するための目標を分野別に設定します。
さらに、基本目標および個別目標を達成するために、主要な施策を展開します。

< 分野別計画の構成 >

項 目	内 容
1. 現状と課題	個別目標における現状と課題
2. 基本方針	個別目標の達成に向けた基本的な方針
3. 主要施策の体系と方向	個別目標の達成に向けた主要施策とその体系
4. みんなの役割	施策の実施にあたっての市民・事業者・市の役割
5. 施策の展開によって期待できる効果	施策のねらいおよび効果

II 用語の定義

< 用語の定義 >

項 目	内 容
市 民	本市に在住するもの（NPOも含む）
事 業 者	営利を目的とする事業を行うもの
市	本市および行政機関
参 加	行事や会合に加わること
参 画	計画の立案に加わること
推 進	主に市が主体的に事業を進めること
促 進	国・県・市民・事業者などの関係機関との連携・協力のもとに事業を進めること
～～を図り～～	実現や達成に向けて具体性がある場合
～～に努め～～	実現や達成に向けて努力する場合
関係機関・団体	国・県・その他の団体（法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で限定した事業を行うことを主たる目的とする）のこと

平川市の拠点施設



スポーツの拠点施設（ひらかドーム）



保健・福祉の拠点施設（健康センター）



芸術・文化の拠点施設（文化センター）



観光の拠点施設（四季の蔵もてなしロマン館）

Ⅲ 体系図

基本構想（平成19年～平成28年度）			
基本理念	将来像	基本目標	個別目標
ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして	個性が尊重され、ひとがきらめくまち	基本目標1 こころ豊かな、未来へ向かうひとづくり	個別目標1-1 夢いっぱい子どもたちの育成
			個別目標1-2 いきいきはつらつ生涯学習の推進
			個別目標1-3 元気はつらつ生涯スポーツの推進
			個別目標1-4 こころ豊かに芸術文化の振興
		基本目標2 集いと元気あるまちづくり	個別目標2-1 支え合える男女共同参画の推進
			個別目標2-2 語り合えるまちの推進
	個別目標2-3 わかり合える交流の推進		
	地域住民との協働作業できらめくまち	基本目標3 お互いが支え合う共生のまちづくり	個別目標3-1 思いやりあふれる支え合いの充実
			個別目標3-2 ほほえみあふれる子育て環境の整備
			個別目標3-3 いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり
			個別目標3-4 やさしさあふれる障害者のためのまちづくり
			個別目標3-5 元気あふれる健康づくりの推進
			個別目標3-6 あたたかさあふれる医療体制の充実
			個別目標3-7 くらしを支える社会保障制度の充実
			快適な生活空間が確保され、地域がきらめくまち
	個別目標4-2 ゆとりを感じる生活環境の整備		
	個別目標4-3 ぬくもりを感じる環境対策の充実		
	個別目標4-4 つよさを感じる防災対策の充実		
	個別目標4-5 おだやかさを感じる安全の確保		
	地域の特性を生かした産業がきらめくまち	基本目標5 うるおいと活力に満ちた産業のまちづくり	個別目標5-1 魅力に満ちた農林業の振興
個別目標5-2 潤いに満ちた雇用の充実			
個別目標5-3 賑わいに満ちた観光の振興			
個別目標5-4 活力に満ちた商工業の振興			
	基本目標6 便利で快適に暮らすまちづくり	個別目標6-1 行動しやすい道路環境の整備	
		個別目標6-2 利用しやすい公共交通体系の整備	
		個別目標6-3 美しいまちの創造	
		個別目標6-4 快適な情報通信基盤の整備	

後期基本計画（平成24年度～平成28年度）

主要施策	重点プロジェクト	計画の推進にあたって
主要施策 1-1-1 教育環境の整備 主要施策 1-1-2 学校教育の充実 主要施策 1-1-3 青少年教育の推進	ひらかわ新生プロジェクト	
主要施策 1-2-1 生涯学習の推進 主要施策 1-2-2 学習施設・拠点の充実	定住促進プロジェクト	行政改革の推進 行政改革の方策 ① 積極的な情報公開の推進 ② 基本目標の体系に沿った組織体制の構築 ③ 行政評価システムの構築 ④ 適正な事務事業の実施 ⑤ 指定管理者制度の活用 ⑥ 民間委託の推進による事務事業の効率化
主要施策 1-3-1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進 主要施策 1-3-2 スポーツ・レクリエーションの指導者およびスポーツボランティアの育成 主要施策 1-3-3 スポーツ施設の充実	若者などのU・I・Jターン希望者に対して、田舎での健康的な生活の場、自己実現や社会還元を図る場を提供する事により、定住の促進に取り組みます。	
主要施策 1-4-1 芸術文化活動の振興 主要施策 1-4-2 文化財の保護と活用		
主要施策 2-1-1 男女共同参画の意識づくりの推進 主要施策 2-1-2 政策・方針決定過程への共同参画の推進 主要施策 2-1-3 家庭と仕事の両立支援		
主要施策 2-2-1 コミュニティ組織の活性化 主要施策 2-2-2 コミュニティ活動の支援 主要施策 2-2-3 市民の市政参画の推進		
主要施策 2-3-1 交流機会の充実		
主要施策 3-1-1 地域福祉の推進 主要施策 3-1-2 福祉意識の高揚		
主要施策 3-2-1 子育て支援体制の充実 主要施策 3-2-2 放課後における児童の健全育成 主要施策 3-2-3 子育て支援意識の啓発 主要施策 3-2-4 児童虐待の防止	小児化対策プロジェクト	財政運営の健全化 財政運営の方針 ① 市税収入の確保 ② 受益と負担の公平性の確保 ③ 行政改革大綱に基づく経常経費の削減 ④ 事務事業の見直し ⑤ 選択と集中による財源配分
主要施策 3-3-1 高齢者の在宅福祉サービスの充実 主要施策 3-3-2 高齢者の就労などに関する支援の充実 主要施策 3-3-3 高齢者の生きがい対策の推進	少子化の流れを変えるため、結婚や出産をためらわせる要因を緩和し、子育ての喜びや楽しさを感じながら、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。	
主要施策 3-4-1 障害者の在宅福祉サービスの充実 主要施策 3-4-2 障害者の訓練・就労支援の充実 主要施策 3-4-3 障害者の相談・支援体制の充実		
主要施策 3-5-1 疾病の予防・早期発見 主要施策 3-5-2 自主的な健康づくりへの支援 主要施策 3-5-3 こころの健康づくり 主要施策 3-5-4 歯科保健対策の推進 主要施策 3-5-5 地域活動組織への支援		
主要施策 3-6-1 地域医療の充実		
主要施策 3-7-1 国民健康保健の充実と健全運営 主要施策 3-7-2 国民年金の充実 主要施策 3-7-3 介護保険の充実と健全運営		
主要施策 4-1-1 自然環境の保全 主要施策 4-1-2 自然環境の活用 主要施策 4-1-3 水辺と公園の充実	地域活性化プロジェクト	広域行政の推進 広域的な対応が効果的な課題についての広域連携 ① ごみ対策 ② 観光対策 ③ 交通対策 ④ 消防 ⑤ 介護保険など
主要施策 4-2-1 住環境の充実 主要施策 4-2-2 水道水の安定供給体制の充実 主要施策 4-2-3 下水道施設の整備・普及の促進 主要施策 4-2-4 大雪対策の充実	市民がつどい、語り、学び、活動し、主体的な地域活動や地域社会共通の課題解決に取り組むことによって地域の再生を図ります。	
主要施策 4-3-1 公害防止対策の充実 主要施策 4-3-2 ごみの適正処理 主要施策 4-3-3 ごみ減量化・再資源化の推進 主要施策 4-3-4 環境への負荷軽減		
主要施策 4-4-1 防災体制の充実 主要施策 4-4-2 消防・救急体制の充実 主要施策 4-4-3 自然災害対策の充実		
主要施策 4-5-1 交通安全対策の充実 主要施策 4-5-2 防犯活動の充実		
主要施策 5-1-1 農業生産・流通・販売体制の整備 主要施策 5-1-2 担い手の育成 主要施策 5-1-3 農村環境の整備 主要施策 5-1-4 林業の振興 主要施策 5-1-5 都市と農村の交流推進 主要施策 5-1-6 地産地消・食育の推進	農業所得向上プロジェクト	
主要施策 5-2-1 若年労働力の確保 主要施策 5-2-2 労働環境の充実 主要施策 5-2-3 女性の就労環境の改善支援	農林産物の一次産品の生産、流通対策に留まらず、地場産品など二次産品の加工・販売、地域固有の資源を生かしたソフト化など農林業の総合産業化、高次元化に取り組み、高負荷価値による所得向上を図ります。	
主要施策 5-3-1 観光支援組織の育成 主要施策 5-3-2 地域の特性を生かした観光商品の開発 主要施策 5-3-3 物産の開発・販売促進 主要施策 5-3-4 広域観光の推進 主要施策 5-3-5 観光イベントの推進		
主要施策 5-4-1 商店街の活性化・整備 主要施策 5-4-2 企業の誘致・育成 主要施策 5-4-3 中小企業の基盤強化	観光強化推進プロジェクト	
主要施策 6-1-1 道路網の整備 主要施策 6-1-2 除雪対策の充実	新しい観光資源の創出や広域観光ルートの形成、もてなしの心を備えた観光ボランティアの活用など、交流時代における観光産業の振興と一般市民を含めたまちの魅力の発掘を図ります。	
主要施策 6-2-1 バス路線体系の整備 主要施策 6-2-2 鉄道の利用促進		
主要施策 6-3-1 計画的な土地利用の誘導 主要施策 6-3-2 良好な景観の推進		
主要施策 6-4-1 情報通信施設整備の推進 主要施策 6-4-2 高度情報システムの整備 主要施策 6-4-3 情報活用能力の向上		

IV 分野別計画

基本目標1 心豊かな、未来へ向かうひとづくり

基本目標2 集いと元気あるまちづくり

基本目標3 お互いが支え合う共生のまちづくり

基本目標4 やすらぎとぬくもりを感じるまちづくり

基本目標5 うるおいと活力に満ちた産業のまちづくり

基本目標6 便利で快適に暮らすまちづくり

第1節 **基本目標1** こころ豊かな、未来へ向かうひとづくり
(教育・文化・スポーツ)



- 個別目標 1-1 ・夢いっぱい子どもたちの育成
- 個別目標 1-2 ・いきいきはつらつ生涯学習の推進
- 個別目標 1-3 ・元気はつらつ生涯スポーツの推進
- 個別目標 1-4 ・こころ豊かに芸術文化の振興



たけのこマラソン



小学生による田植え体験



獅子踊り (さるか荘)

基本目標1

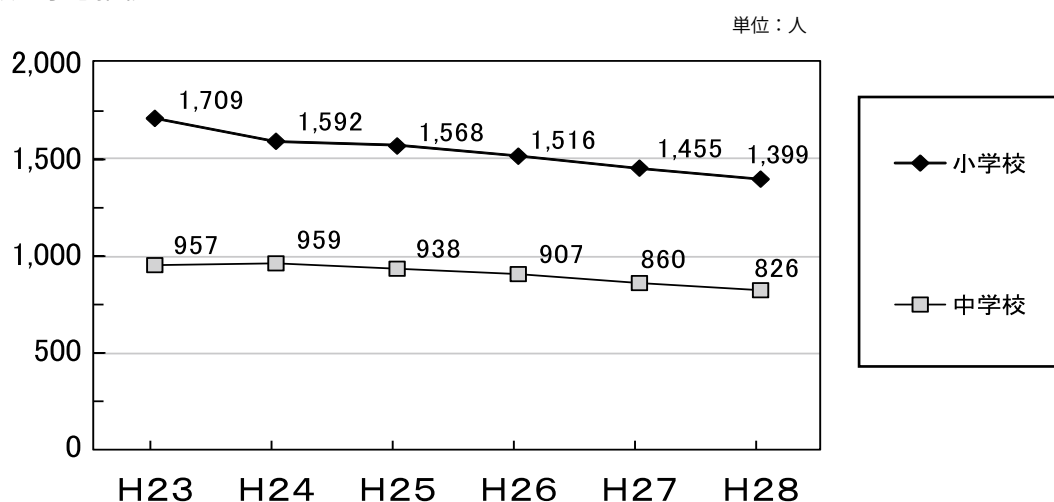
こころ豊かな、未来へ向かうひとづくり

個別目標1-1 夢いっぱい子どもたちの育成

1 現状と課題

- (1) 今後の児童生徒数を見据えて、地域における通学距離や施設面などを考慮しながら、現在の学校の配置について検討していく必要があります。
- (2) 学校の安心安全な環境づくりのために、校舎や設備の状況を見極めながら計画的な整備と、災害などへの対応ができる施設の整備が必要です。
- (3) 基本的な知識・技能を身に付け、それらを活用して自ら考え、判断し、表現する力を育み、学習に主体的に取り組む意欲を養うため、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実や教職員のさらなる資質の向上が求められます。
- (4) 児童生徒の安全確保の徹底が求められているため、自然災害や不審者対策、登下校時などの安全対策を継続して指導していく必要があります。
- (5) いじめや犯罪の低年齢化、情報通信機器の普及による犯罪被害など、青少年を取り巻く諸問題の深刻化が指摘されています。このため、基本的な生活習慣を身につけた心豊かでたくましい青少年の育成められており、学校・家庭・地域が連携をとった総合的な教育力の基盤づくりが急務とされています。

■ 児童生徒数の予想推移



■学級数・児童生徒数の推移（カッコ内は特別支援学級・内数）

単位：学級、人

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23
区分	学級数	99(8)	93(9)	89(8)	89(9)	88(9)	85(9)
	児童数	1,939(12)	1,910(13)	1,853(11)	1,810(12)	1,758(11)	1,709(12)
中学校	学級数	47(5)	40(4)	40(6)	39(5)	42(7)	38(5)
	生徒数	1,061(8)	1,004(6)	997(7)	960(6)	979(9)	957(6)

資料：学校基本調査（各年5月1日）

■学級数・児童生徒数の推移（カッコ内は特別支援学級・内数）

単位：級

区分	10人以下	11～20人	21～30人	31～40人	計
小学校	7	16	46	7	76
中学校	2	2	8	21	33

資料：学校基本調査（23年5月1日）

2 基本方針

(1) 教育環境の整備

幼児教育については、就園の奨励などにより幼児教育の振興を図ります。

義務教育については、学校の施設・設備の充実と規模の適正化を図り、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりを推進します。また、市内全小中学校において学校給食が実施されていることから、地産地消の学校給食の充実並びに栄養教諭、学校栄養職員による食に関する指導の充実を図ります。高等教育については、生徒が主体的に進路を選択し、学ぶことができるよう高等教育機会の拡充に努めます。

(2) 学校教育の充実

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな「きらめく」児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、信頼関係を基盤とした学校運営に創意工夫をこらし、児童生徒一人ひとりを生かし、1生きる力と夢や希望を育む学校教育の推進に努めます。

(3) 青少年教育の推進

心豊かなたくましい青少年を育てるため、学校・家庭・地域の連携を強化し地域全体で育てることにより、子どもたちが安心して暮らせる住みよい地域社会を目指します。

1生きる力

基礎・基本を確実に身に付け、それを基に、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、豊かな人間性、健康と体力など。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 1-1-1 教育環境の整備

- (1) 学校の適正配置
 - ①児童生徒の減少による学習環境の変化を考慮し、学校の適正な配置について検討していきます。
- (2) 情報教育環境の整備
 - ①児童生徒および教職員用のコンピューターなどの計画的な充実努めます。
- (3) 学校施設などの充実
 - ①安全で安心できる学習環境の確保のため、校舎、屋内運動場や設備の計画的な改修・整備の推進を図っていきます。
- (4) 学校図書の実充
 - ①学校図書の充実と共有化を図り、読書活動の推進に努めます。
- (5) 学校給食の実充
 - ①安全でおいしい給食を提供するとともに、食材にできる限り地場産品を取り入れていきます。また、学校給食施設については、衛生管理の徹底と、衛生基準に適合した施設整備を進めます。
- (6) 幼児教育および高等教育の支援
 - ①就学前の幼児教育や高等学校・大学の就学について、幼稚園就園奨励費や奨学金貸与により支援します。

主要施策 1-1-2 学校教育の実充

- (1) 魅力ある授業づくりの推進
 - ①子ども一人ひとりの確かな学力を確保するために、基礎基本の徹底による学力向上を目指した指導をするとともに、学習支援員などを活用し、個に応じた指導の工夫に努めます。
 - ②一人ひとりの子どもが情報活用能力を身に付けることができるよう、情報モラルに関わる指導の実充を図り、系統的、体系的な情報教育を推進します。
 - ③外国語指導助手などの活用や、諸外国との積極的な交流を通じ、国際社会に貢献できる国際理解教育の推進に努めます。
 - ④地域の自然や歴史などの教育資源の活用や、ボランティア活動への積極的参加により、地域を愛し守る心と、環境に対する豊かな感受性を養い、他を思いやる優しい心を育みます。
- (2) 児童生徒への支援体制の確立
 - ①学校生活の適応、学習、人間関係の悩み、いじめや不登校などについて教育相談員や関係機関などと連携を強化し、適応指導や教育相談の実充を図ります。

- ②²特別支援教育の充実や学校内での交流活動を通じて、障害をもつ児童生徒の個別支援の充実に努めます。
- (3) 教職員の指導力の向上
 - ①各種研修会や研究活動を進め、教職員の指導力の向上に努めます。
 - ②幼稚園、保育所、小学校の連携及び小学校、中学校の学校間連携を生かし、地域と連携した特色ある教育活動に努めます。
- (4) 食に関する指導の充実
 - ①栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づき自ら判断し、実践していく能力や望ましい食習慣を身に付けるための継続的な指導に努めます。

主要施策 1-1-3 青少年教育の推進

- (1) 青少年教育の充実
 - ①さまざまな体験活動、学習活動、ボランティア活動を通じて、たくましい精神力の養成、思いやる心の育成や社会参加への意欲向上を図ります。
- (2) 青少年健全育成のための連携・協力
 - ①青少年育成平川市民会議を設置し、市内の関係団体が連携協力して情報を共有し、市民ぐるみで青少年の「生きる力を育む」事業を推進します。
- (3) 学校支援ボランティア活動の推進
 - ①子どもの健やかな成長のため、地域住民の経験や知識を活かし、「できる時に・できる人が・できること」をモットーに地域ぐるみで子どもを育成する学校支援ボランティア活動を推進します。

¹学習支援員

平川市が学力向上をめざして児童生徒の学習活動を支援するために小中学校に派遣している人材。

²特別支援教育

障害を持つ児童生徒に対する教育の新しい呼称。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの学校教育環境づくり ・学習活動への参加・協力 ・幼児期からの健やかな家庭教育 ・青少年育成平川市民会議への参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験学習への協力 ・従業員の青少年育成事業参加の支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の計画的な整備 ・指導体制の充実 ・教育情報の提供 ・青少年育成事業の展開

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 安全・安心な教育環境
- (2) 生きる力の育み
- (3) 児童生徒の個性を活かす指導の充実
- (4) 健全な青少年の育成



英会話教室



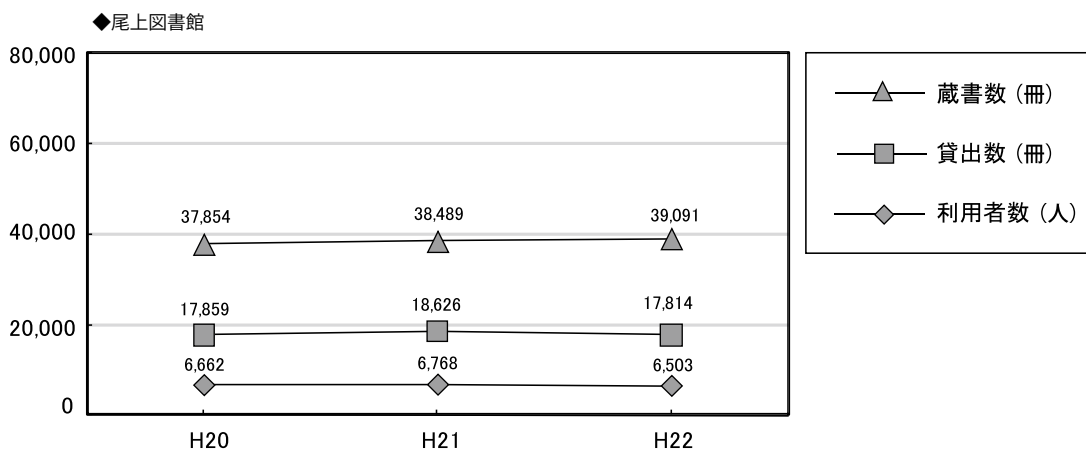
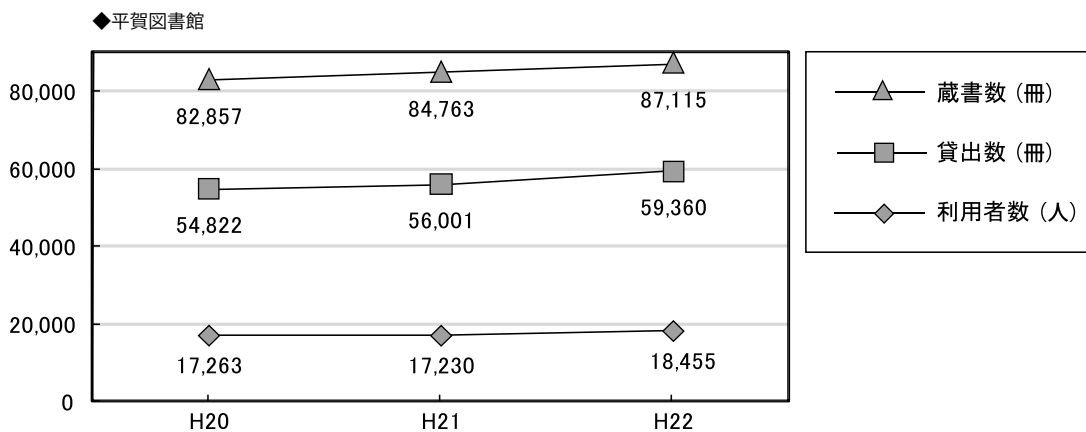
小学校の給食風景（市長と一緒に給食）

個別目標1-2 いきいきはつらつ生涯学習の推進

1 現状と課題

- (1) 生涯学習に対する市民ニーズが多様化しているため、そのニーズを的確に把握した事業の展開や情報提供が求められています。
- (2) 公民館などの社会教育施設の利用および公民館事業への参加が、女性や高齢者に偏重していることが課題となっています。
- (3) 市民が利用しやすく、生涯にわたって学習することのできる安全な施設環境の充実が求められています。

■図書館利用者数



資料：平川市図書館

2 基本方針

(1) 生涯学習の推進

一人ひとりの豊かな心と個性を育むため、生涯にわたって活動を続けることができるよう、学習機会の充実や身近な学習の場の整備・充実を図ります。

また、市民自らが培った知識や技術を活かし生涯学習の講師やリーダーへのチャレンジを支援するとともに、学習成果を発表する機会づくりを推進します。

(2) 学習施設・拠点の充実

各社会教育施設については、既存の施設や附属設備を最大限に有効活用し、それぞれの役割を踏まえた整備・充実と管理運営に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 1－2－1 生涯学習の推進

(1) 多様な学習活動機会の充実と拡充

- ①多様化する市民の学習ニーズに応じるとともに、市民の自主的活動を支援します。
- ②生涯各時期にわたる学習機会・体験活動を推進します。
- ③学習機会情報の多面的な発信に努め、参加しやすい環境づくりを推進します。

(2) 関係団体、ボランティア組織への支援

- ①社会教育関係団体およびボランティア組織などの育成に努め、自主的な事業展開に対する支援体制づくりを推進します。

(3) 講師、リーダーの育成・活用

- ①市民の中から、これまで培ってきた知識や技術を生かして指導することのできる人材の発掘に努め、各種講座における講師やリーダーの育成・活用を図ります。
- ②学習機会情報の提供や研修機会の充実を図ります。
- ③リーダーバンクの構築を図ります。

(4) 交流・発表機会の拡充

- ①学習活動に対する意識を高めるため、学習成果を発表する場や互いに交流できる機会を作ります。

主要施策1-2-2 学習施設・根点の充実

(1) 生涯学習施設の整備と運営

- ①市民の多様な学習要求に対応できるよう施設を整備し、また、市民が利用しやすい管理運営に努めます。
- ②図書システムを活用し、市民が利用しやすい環境づくりを推進するとともに、図書館蔵書の計画的な充実に努めます。

(2) 施設・設備の定期的な点検と更新

- ①既存の施設や付属設備を最大限に有効活用し、定期的な保守と、適切な設備更新を行うことにより、安全で快適な学習環境に努めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動への参加・協力 ・幼児期からの健やかな家庭教育 ・各種講座などでの講師へのチャレンジ ・青少年育成平川市民会議への参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア休暇制度などの整備 ・社内サークルなどの活動場所の提供 ・市民文化祭などへの積極的参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ・講座などの情報の提供 ・講師やリーダーの育成・確保 ・社会教育関係団体などの育成・支援 ・社会教育施設などの計画的整備・充実

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 学習機会の充実
- (2) 生きがいのある生活の支援
- (3) 多様な学習要求に対応した社会教育施設の整備

個別目標1－3 元気はつらつ生涯スポーツの推進

1 現状と課題

- (1) それぞれの地域に根ざしたスポーツが行われています。主にソフトボール、野球、バレーボール、スキー、水泳などが盛んに行われています。
- (2) スポーツ団体やスポーツ少年団などの各世代に応じたスポーツ活動が活発に行われ、年々生涯スポーツに親しんでいこうとする市民が増加してきている中で、市民の誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの参加機会と情報提供が求められています。
- (3) 競技スポーツの底辺拡大と競技力の向上、また多様化する市民のニーズに対応するための各種競技スポーツの指導者が求められており、指導者の育成と指導力の向上を図る必要があります。
- (4) スポーツ教室や各種大会の運営にあたるスタッフが不足しているため、スポーツ団体の連携強化とスポーツボランティアの育成が必要です。
- (5) 生涯スポーツ活動の拠点となる施設の老朽化が進んでいるため、安心してスポーツを楽しめる環境の充実が求められています。

2 基本方針

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
子どもから高齢者まですべての市民が、スポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、体育指導委員ほか関係者の指導、助言により、年齢やライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり、生きがいづくりに努めます。
- (2) スポーツ・レクリエーションの指導者およびスポーツボランティアの育成
多様化する市民のニーズに対応するため、研修会や講習会などの機会を提供し、指導者の育成と指導力の向上に努めます。また、スポーツを通じた人とのふれあいの機会を提供し、指導者およびスポーツボランティアの育成を図ります。
- (3) スポーツ施設の整備・充実
生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、体育施設の効率的な運営と活用を図り、適正な維持管理に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策1-3-1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
 - ①一人ひとりの志向や体力に合わせて選択できる各種スポーツ教室やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- (2) ¹総合型地域スポーツクラブの育成
 - ①体育指導委員ほか関係者の指導、助言により、地域型総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。

主要施策1-3-2 スポーツ・レクリエーションの指導者およびスポーツボランティアの育成

- (1) スポーツ・レクリエーション指導者の育成・確保
 - ①多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するため、研修などによる資質向上を図り、スポーツ・レクリエーション指導者の確保に努め、市民への指導、助言により生涯スポーツ・レクリエーションの定着と推進を図ります。
- (2) スポーツボランティアの育成・確保
 - ①スポーツ・レクリエーション活動を支えるスポーツボランティアの育成に努め、自主的に参加できる体制づくりを進めます。
- (3) スポーツ団体との連携・強化育成
 - ①体育協会、学校、事業者などの活発な活動を支援し、組織の連携および育成、競技力向上・強化を図ります。

主要施策1-3-3 スポーツ施設の充実

- (1) スポーツ施設の整備・充実
 - ①既存の体育施設を最大限に有効活用し、生涯スポーツ活動などの拠点となる施設の整備・充実に努めます。
 - ②運動施設の指定管理者制度を進めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

¹総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ行事への自主的参加 ・スポーツ関係団体への加入 ・スポーツボランティア活動
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ行事の参加、協力、支援 ・各種競技の優秀な選手の雇用による市内定着 ・社員によるスポーツクラブなどの設置
市	<ul style="list-style-type: none"> ・体育指導委員の資質向上 ・既存施設の整備改修による総合的な活用 ・指導者の養成およびスポーツボランティアの育成・確保 ・スポーツ振興計画および運動施設整備計画の策定

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 生涯にわたるスポーツおよびレクリエーションの充実
- (2) 指導者およびスポーツボランティアの育成・確保
- (3) 競技力の向上
- (4) 生涯スポーツの拠点となる施設の整備充実



水泳教室



空手教室

個別目標1-4 ところ豊かに芸術文化の振興

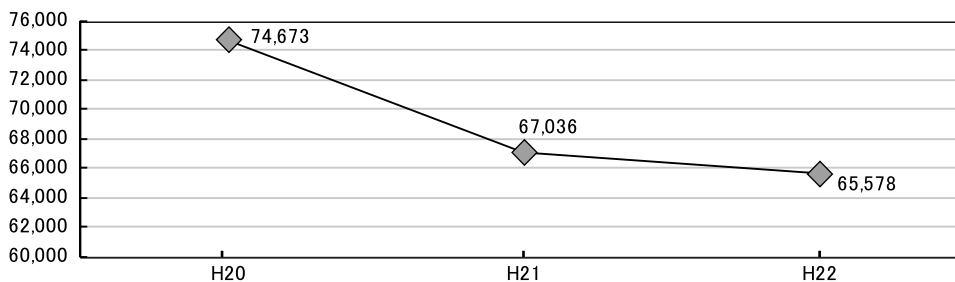
1 現状と課題

- (1) 本市には、国指定2件、国登録有形文化財40件、県指定9件、市指定75件と貴重な文化財が多数あります。しかし、その周知を十分行っていないことから市民の認知度が低い状況にあるため、文化財に対する理解や関心を喚起するための情報提供を行う必要があります。
- (2) 市民の文化芸術活動を行える機会が不足しているため、市民の受け皿として文化活動を担う組織、団体などの基盤の整備が求められています。
- (3) 文化芸術情報の集積や発信が乏しい状況にあるため、多種多様な文化芸術鑑賞の充実と提供に努める必要があります。
- (4) 歴史・伝統に培われた芸術文化を育むため、これまでも施設整備を進めてきましたが、市民が気軽に芸術文化に親しむことができる環境の整備を図る必要があります。
- (5) 有形文化財・記念物については適切な保存が求められています。一方、無形文化財の継承については、後継者不足などにより危機的な状況にあるため、早急な対策が必要です。
- (6) 市内には市街化区域と埋蔵文化財包蔵地の重複する地点が多数所在するため、各種開発との調整を行い、埋蔵文化財保護と都市開発の両立を図る必要があります。
- (7) 公開される国・県指定文化財では、経年劣化などがみられるため、保存・整備を支援する必要があります。

■文化施設利用延べ人員

単位：人

年度	文化ホール	生涯学習センター	平賀公民館	碓ヶ関公民館	合計
20	24,979	12,572	20,512	16,610	74,673
21	25,386	14,134	13,062	14,454	67,036
22	24,705	9,826	18,289	12,758	65,578



資料：生涯学習課

2 基本方針

(1) 芸術文化活動の支援

市民一人ひとりが、自主的に文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを推進し、多くの個人や団体が行う自主的な文化芸術活動の支援に努めます。また、様々な文化芸術鑑賞を通し、ゆとりとやすらぎを享受し、生きる喜びに満ちた心豊かな生活を営むことができることを目指します。

(2) 文化財の保護と活用

市民共有の財産である文化財や地域の伝統芸能とのかかわりを通して、文化的・精神的豊かさを享受し、郷土の歴史に誇りが持てるよう、文化財の保護・活用と伝統芸能の保存継承に努めます。また、収蔵資料などの公開・活用と教育普及事業を積極的に図り、市民の文化意識・郷土愛・文化財愛護精神の向上に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 1-4-1 芸術文化活動の振興

(1) 市民の芸術文化活動の支援

①市民の文化活動を支援するために文化団体の育成支援に努めるとともに、活動の成果を発表する場として、市民文化祭などの開催に務めます。

(2) 芸術家、文化人の紹介

①市出身および縁のある芸術家、文化人とその作品についての情報を集約し、芸術活動の象徴、目標として積極的に市民に紹介することにより、市民の芸術活動などを刺激し、その振興を図ります。

(3) 芸術鑑賞機会の提供

①様々な芸術文化を鑑賞できる機会を市民に提供することにより、市民の芸術文化の意識、意欲の喚起を図ります。

主要施策 1-4-2 文化財の保護と活用

(1) 文化財などの管理、公開

①市内に分散している文化財、歴史的資料を保存環境の整った施設で集中管理し、それらを公開し文化財に触れる機会を提供します。

(2) 文化財保護の意識の向上

①文化財が市民共有の財産であり貴重な歴史遺産であることを分かりやすく伝える事業を展開します。

- (3) 伝統芸能の保存継承
- ①地域に残る伝統芸能を将来に保存継承していくために保存継承団体を支援し、また、記録保存に努めます。
- (4) 収蔵資料の活用
- ①収蔵資料を「総合的な学習の時間」への支援や、市民のための講座などに活用し、また、文化財や歴史教育の一環としてテーマを決めて展示・公開します。
- (5) 国・県指定文化財の保存・整備
- ①名勝盛美園をはじめとする、市内の国・県指定文化財の適切な管理と公開に資するための基盤整備などを支援します。
- (6) 埋蔵文化財の保護と開発調整
- ①埋蔵文化財包蔵地内における各種開発行為との円滑な調整を図るため、開発が予想される地域での国庫補助を活用した分布調査を実施し、開発に備える遺跡の現況、範囲などの基礎資料の整備に努めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭などへの積極的参加 ・伝統芸能の市民文化祭などでの積極的発信 ・伝統芸能保存継承団体による後継者の育成 ・伝統芸能の積極的な公開活動 ・指定文化財などの公開と活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・¹企業メセナとしての文化財、伝統芸能文化への支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に参加できる市民文化祭などの企画立案 ・芸術文化活動の情報提供 ・伝統芸能保存継承団体・指定文化財への支援 ・収蔵資料などの管理・公開と教育普及事業の展開 ・埋蔵文化財保護と開発の円滑な調整

¹企業メセナ
企業が資金を提供して文化・芸術活動を支援すること。

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 市民の芸術文化活動の振興
- (2) 市伝統芸能の次世代への継承
- (3) 文化財の適正な管理と活用
- (4) 埋蔵文化財保護と都市形成の両立
- (5) 市民の郷土愛、文化財保護思想の向上



郷土芸能（八幡崎獅子（熊）踊）



郷土芸能（柏木町荒馬踊）

第2節 **基本目標2** 集いと元気あるまちづくり (参加・協働・交流)

個別目標2-1

・支え合える男女共同参画の推進

個別目標2-2

・語り合えるまちの推進

個別目標2-3

・わかり合える交流の推進



連合婦人会「市長と語る会」



行政委員連絡会議

基本目標2

集いと元気あるまちづくり

個別目標2-1 支え合える男女共同参画の推進

1 現状と課題

- (1) 性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を展開する必要があります。
- (2) 社会や地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が進んでいないことから、性による差別意識を解消し、女性の参画推進の重要性について啓発していく必要があります。
- (3) 女性の社会進出が進んでいくなかで、家庭形態やライフスタイルが多様化しているため、それらに対応した慣行の見直しや家庭生活と仕事や地域活動の両立ができる環境が求められています。

■各種審議会における女性の参加者数

単位：人、%

各種審議会における女性の参加者数	全 体	うち女性	女性の割合
H23.4.1 現在	482	116	24.1

資料：総務課

2 基本方針

(1) 男女共同参画の意識づくりの推進

男性と女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画できる男女共同参画社会の環境づくりを推進するため、男女共同参画が全ての人に必要であるという認識を深めるための広報・啓発活動に努めます。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

男女共同参画は、従来の「女性の社会参加の促進を目的とした活動」から「男女が共に参画して社会づくりを進めるための活動」を推進するための施策への転換期にさしかかっていることから、本市における各種審議会委員への女性の登用に努めるとともに、各種関係機関・団体における女性の参画推進を働きかけます。

多様化した社会生活、家庭生活や経済活動に対応するため、政策・方針の決定に多様な視点、考え方が必要であるという観点から、あらゆる分野に女性の参画を進めていくことが必要です。

そのため、本市における各種審議会など女性委員の構成比率を30%以上を目標とし、女性の登用に努めるとともに、各種関係機関・団体における女性の参画推進を働きかけます。

(3) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、仕事のほか、趣味や学習、地域活動などに参画し、健康で豊かな生活を送るために重要なものです。

男性も女性も仕事をしながら安心して育児・介護や地域活動などができる社会環境の整備を進めます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

3 主要施策の体系と方向

主要施策2-1-1 男女共同参画の意識づくりの推進

(1) 男女共同参画の広報・啓発

- ①あらゆる分野において男女共同参画への理解が必要であるため、身近でわかりやすく、具体的な啓発を進めます。
- ②性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、学校教育や社会教育などでの啓発を行い男女共同参画意識の定着を図ります。

主要施策2-1-2 政策・方針決定過程への共同参画の推進

(1) 女性の参画推進

- ①政策・方針決定の場へ女性の参画を推進するため、各種審議会などの委員への女性の登用に努めます。
- ②事業者や各種関係機関・団体などにおける女性の参画が推進されるように働きかけを推進します。
- ③女性がその能力を開発、発揮できるような環境づくりを進めます。

主要施策2-1-3 家庭と仕事の両立支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発

- ①男女が家庭生活と社会生活を両立できるよう、仕事と生活の調和を目指して、子育て支援・福祉・介護環境の充実、男性の家事育児参加の推進などを進めていきます。
- ②事業者に対して男女共同参画を実現するため、働き方の見直しや多様な働き方ができるように積極的な広報・啓発活動の展開に努めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業への参加やイベントなどの企画立案、自主開催 ・地域活動への積極的な参加 ・性別に関係なく、家事・育児・介護などに取り組むこと
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の理解の促進と意識啓発 ・性別への固定的観念や偏見を解消した登用の推進 ・育児休業や介護休業などの導入や長時間労働の抑制、有給休暇取得の促進
市	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のプランの推進 ・政策決定の場への女性の積極的な登用と参画への働きかけ ・男女共同参画の視点に立った施策・事業などの企画立案

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 性別にとらわれることなく自分らしさを十分に生かせる環境の形成
- (2) 男女がともに働きながら安心して育児・介護に取り組むことができるまちづくり

個別目標2-2 語り合えるまちの推進

1 現状と課題

- (1) ライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域における人口減少や連帯感意識の希薄化が進み、コミュニティ活動が低下しているため、市民が自主的にコミュニティ活動に参加できる環境づくりに取り組み、地域の活性化を推進する必要があります。
- (2) 町会への加入世帯が減少傾向にあり、¹町会や行政区の機能が低下している状況にあるため、適正な規模の行政区を再編する必要があります。
- (3) コミュニティ組織の活動を支援するため、町会内での情報共有化を推進し、市民が参加したい、参加しやすいと思えるコミュニティ活動への支援など、市民サービスの充実が求められています。
- (4) 市民のボランティア団体やNPO法人などによる新たな²市民活動が活発になってきており、市民と行政の協働のまちづくりを検討する必要があります。
- (5) 市民と情報の共有を図るため、市民が知りたい情報、市が伝えたい情報などを「広報ひらかわ」と市のホームページに掲載し情報提供しています。
しかし、広報紙では市からの一方的な情報提供が中心であるという意見・要望があるため、市民参加型の紙面構成にする必要があります。

¹町会や行政区

町会は、町内の住民で組織された会。
行政区は、行政事務処理の便宜上、設けられる区。

²市民活動

市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティの貢献を目的に、自発的に行う活動。

2 基本方針

(1) コミュニティ組織の活性化

行政区を適正な規模に再編し、地域においてお互いに協力し合い、住み慣れた地域で市民が自由に語り合うことができる機会と笑顔があふれるコミュニティづくりを推進します。また、町会の活性化を図るため、町会への加入促進とコミュニティ活動のリーダー育成を推進します。

(2) コミュニティ活動の支援

コミュニティの基盤である町会や行政区の自治会組織活動が円滑に運営され、コミュニティが維持・活性化できるよう、組織づくりの相談体制や運営に対する支援の充実に努めます。

(3) 市民の市民参画の推進

市民・事業者・市が新たな相互関係を築き、一体となったまちづくりを進めていくため、広報公聴活動の充実などにより相互の理解を深めるとともに、様々な分野における市民参画機会を拡充します。

また、市が市民にとってより身近なものとなるために、持っている情報を様々な手法や情報媒体を通して、わかりやすく積極的に公開すると共に、市民に理解が得られるよう説明責任を果たしていきます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策2-2-1 コミュニティ組織の活性化

(1) コミュニティ組織の維持

- ①コミュニティ活動のリーダーを育成するための様々な研修会への参加を促進します。
- ②行政区の再編により、行政区を適正な規模に見直します。

(2) 自治意識の高揚

- ①自主的なコミュニティ活動の支援により、市民の自治意識の啓発を図ります。

主要施策2-2-2 コミュニティ活動の支援

(1) 支援体制の充実

- ①町会などの組織が自主的にコミュニティ活動を実施できるよう、情報提供や相談体制の充実に図ります。

(2) コミュニティ施設の充実

- ①コミュニティ施設の整備・充実を進め、地域交流の場の確保を図ります。

主要施策 2-2-3 市民の市政参画の推進

(1) 情報提供の推進

- ①「広報ひらかわ」の内容を充実し、わかりやすい情報を提供します。
- ②市ホームページの内容を充実し、迅速な情報の更新に努めます。

(2) 広聴活動の充実

- ①市民からの意見や要望を的確に把握し、市政に反映するため、広く聴く機会の充実に努めます。

(3) 市民協働の促進

- ①各種計画づくりなどに計画段階から参画することで市民と市との協働作業での市政運営を進めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動などへの自主的な取組 ・コミュニティ施設の管理運営
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動への支援 ・地域住民との積極的な交流（イベントなどへの参加）
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的なコミュニティ活動への支援 ・コミュニティ施設の充実に支援 ・わかりやすい広報広聴の充実

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) コミュニティ意識の向上、一体感の醸成およびコミュニティ活動の充実
- (2) 町会や行政区の機能の維持・向上
- (3) 市民にとってわかりやすい行政情報の取得

個別目標2-3 わかり合える交流の推進

1 現状と課題

- (1) それぞれの地域への理解と愛着を深め、一層市民の一体感を醸成する必要があります。
- (2) 市民が一体感を持ち、まちづくりを進めていくためには、市内における交流をより一層深めていくことが重要です。
- (3) 市民間の交流は、生涯学習や生涯スポーツなどの地域における活動を通じて行なわれています。その他、共通の趣味や目的をもった人が集まった団体など多様な市民活動が行なわれていますが、これらの交流は市民主体のまちづくりを進めるうえで今後ますます重要になります。
- (4) 観光客やイベント参加者などの本市への来訪者と市民による交流が、地域の活性化に繋がる重要な交流活動であるため、本市を広く周知し、気軽に参加できるイベントなどの交流機会の充実を図る必要があります。
- (5) 異なった歴史や風土、特色を持つ地域との交流を促進し、新たな文化に触れることにより郷土への愛着心を育み、魅力ある地域づくりを行うため「国内交流事業」を実施しています。
- (6) 生きた英語や異文化に触れるなどの実体験を通して国際感覚を養い、語学学習への意欲・能力の向上を図るため「国際交流事業（ホームステイ受入・派遣）」を実施します。

2 基本方針

(1) 交流機会の充実

市民の一体感を醸成するため、市民が参加して交流を深めることができるイベント・祭り、生涯学習・ボランティア活動・スポーツ活動などを通じた市民同士の交流や団体間の交流の機会の充実を図ります。

また、国内外の地域と多様な交流を図ることを通じて、市民が本市の魅力を感じ、郷土への愛着心を育むことができるようにするとともに、市民が他地域との相互理解を深め、認め合い、わかり合える交流を推進します。本市への来訪者と市民との新たな交流人口の創出を図るため、全国に向けて積極的かつ多様な手法で情報発信を行うことにより、交流人口の増加を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策2-3-1 交流機会の充実

(1) 市民参加型の祭り・イベントの開催

①市民が気軽に参加できる多種多様な祭りやイベントの充実を図ります。

(2) 市内の団体間の連携強化

- ①生涯学習団体やスポーツ団体のなどの団体間の交流機会の充実を図ります。
- (3) 国内外の交流事業の充実
 - ①地域外との交流を通じて、市民が本市の持つ魅力の発見や郷土愛を育むとともに人材育成に努めます。
- (4) 効果的な情報発信
 - ①本市を広く周知するための情報を効果的に発信し、交流人口の拡大に努めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・祭り・イベントへの参加 ・国際交流事業への協力と参加（ホームステイの受入） ・児童生徒の国内交流事業への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・交流事業への理解・支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型イベントの開催などによる地域間交流事業への支援 ・国内交流事業への支援 ・国際交流（ホームステイ受入・派遣）事業の実施 ・市内外への情報発信

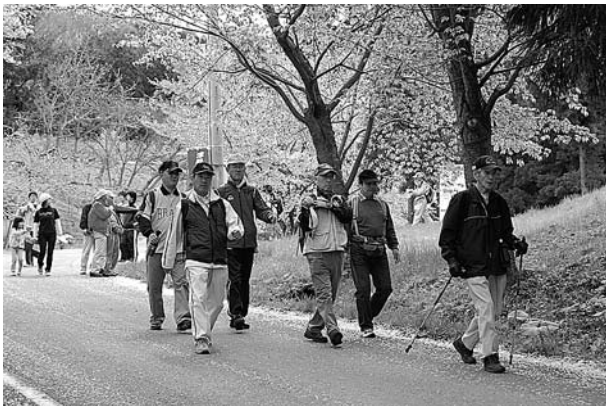
5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 交流活動を通じた社会参加の促進
- (2) コミュニケーション能力の向上
- (3) 市民が参画できる仕組みや環境の整備

第3節 基本目標3 お互いが支え合う共生のまちづくり (保健・福祉・医療)



- 個別目標3-1
・ 思いやりあふれる支えあいの充実
- 個別目標3-2
・ ほほえみあふれる子育て環境の整備
- 個別目標3-3
・ いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり
- 個別目標3-4
・ やさしさあふれる障害者のためのまちづくり
- 個別目標3-5
・ 元気あふれる健康づくりの推進
- 個別目標3-6
・ あたたかさあふれる医療体制の充実
- 個別目標3-7
・ 暮らしを支える社会保障制度の充実



ツデーマーチ



生活習慣病健診 (弘大いきいき元気塾)



高齢者軽スポーツ大会

基本目標3

お互いが支え合う共生のまちづくり

個別目標3-1 思いやりあふれる支え合いの充実

1 現状と課題

- (1) すべての市民が、住み慣れた地域において、生きがいのある生活をおくるためには、町会など地域で活動している団体や保健・医療・福祉関係機関ネットワークづくりを進め、市民のニーズに対し連携を図りながら地域全体で支え合うことが必要です。
- (2) 福祉や健康に関する相談内容の多様化に対応するため、相談体制の充実を図る必要があります。
- (3) 少子高齢化や労働形態の変化に伴って近所づきあいが希薄になる一方、地域の相互扶助機能も低下しているため、地域全体で福祉意識の高揚を図る必要があります。
- (4) ボランティア活動に対する参加者が固定化しており、必要性の啓発・参加者の拡大を図る必要がありますが、人材を育成しながら市民が地域活動に参加しやすいきっかけづくりも必要です。

2 基本方針

- (1) 地域福祉の推進
地域住民と公私の社会福祉関係者が協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組むため、町会を基本単位とした住民参加型地域福祉の推進を図ります。
- (2) 福祉意識の高揚
福祉教育の充実・市民の意識改革を図ることにより、市民が自主的にまちづくりに参加できる気運を高めるとともに、リーダーとなるべき人材育成を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策3-1-1 地域福祉の推進

- (1) 「地域福祉計画」の見直し
 - ①現在の計画期間が平成25年度で終了することから、再度、市民ニーズを把握して見直しを行います。
- (2) 地域福祉ネットワークの構築と広報活動の強化
 - ①地域で活動している団体や保健・医療・福祉関係機関のネットワークの強化を図るとともに、地域住民に活動内容を知っていただくための広報活動を強化します。

(3) 相談体制の充実

- ① 広報などにより相談窓口を明確にし、市民が利用しやすい体制を強化します。
- ② 相談に対応する職員の研修の受講などにより、専門的な知識や実践力を備えた人材育成を強化します。

主要施策 3-1-2 福祉意識の高揚

(1) 支援体制の充実

- ① 福祉教育の充実などにより、市民の福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動への参加促進の強化を図ります。
- ② 情報提供や活動機会の提供により、ボランティア活動のより一層の活発化を図ります。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の問題点（不便な点）の再認識 ・ ボランティア活動への理解と参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の強化 ・ 福祉教育活動の推進 ・ 市や関係機関・団体との連携 ・ ボランティア団体の育成・支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの相談受付 ・ 事業者への支援 ・ 事業者・関係機関との連携

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 地域住民が問題に自主参加、自主解決することにより地域社会が構築されます。

個別目標3-2 ほほえみあふれる子育て環境の整備

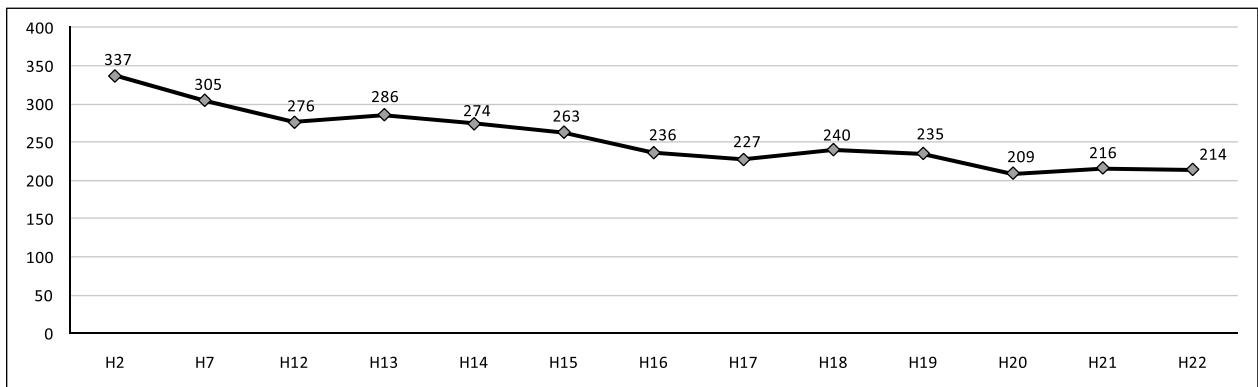
1 現状と課題

- (1) 妊娠・出産・子育てに対する精神的、経済的負担感が少子化の要因のひとつになっています。このため妊娠期・出産期・乳幼児期と一貫した健康診査や相談体制の充実および経済的な支援が求められています。
- (2) 女性の社会進出、就労形態の多様化などにより、市民ニーズに対応した多様な保育サービスや放課後における児童の健全育成対策の充実が求められています。
- (3) 男性も育児に参加する傾向がみられてきたが、依然として女性が担うべき役割であるという考え方が根強いいため、男女共同で子育てをするという意識の向上を図る必要があります。
- (4) 全国的に児童の虐待が増加しているため、児童虐待の防止に関する啓発や早期発見・早期対応のための体制の整備が求められています。
- (5) 思春期の世代が相手や自分を大切に行動できる正しい知識を身につけることが求められています。

基本目標3

■出生数の推移

単位：人



■乳幼児健診実施状況

単位：人、%

区分 年度	4ヶ月児健診			1歳児健診			1歳6カ月児健診			3歳児健診		
	対象者	受信者	受診率	対象者	受信者	受診率	対象者	受信者	受診率	対象者	受信者	受診率
H18	241	217	90.0%	197	193	98.0%	248	242	97.6%	263	258	98.1%
H19	231	218	94.4%	265	254	95.8%	213	203	95.3%	242	233	96.3%
H20	212	206	97.2%	230	224	97.4%	237	238	100.4%	256	254	99.2%
H21	216	211	97.7%	218	209	95.9%	238	233	97.9%	243	240	98.8%
H22	214	195	91.1%	205	197	96.1%	199	195	98.0%	232	227	97.8%

資料：H22保健活動のまとめより

■保育所児童数の推移

単位：人、%

	人 口	学齢前児童数	入所児童数	定 員	入所率
H18	35,606	1,571	1,044	1,050	99%
H19	35,190	1,509	981	1,020	96%
H20	34,953	1,487	1,008	1,050	96%
H21	34,595	1,445	996	1,050	95%
H22	34,291	1,403	993	1,000	99%
H23	33,916	1,340	978	1,020	96%

資料：福祉課

■各種保育サービスの推移

単位：件

	延長保育	休日保育	一時保育	子育て支援センター
H18	13	3	2	6
H19	13	3	1	8
H20	13	3	2	8
H21	13	2	2	8
H22	13	2	1	8
H23	13	2	1	8

資料：福祉課

■放課後児童クラブの設置状況

クラブ名	地域名
かしわっこクラブ	平賀地域
だいぼうっこクラブ	平賀地域
あおぞらクラブ	平賀地域
わくわくクラブ	平賀地域
なかよしBANBAN	平賀地域
あすかクラブ	平賀地域
たけっこクラブ	平賀地域
さるか児童クラブ	尾上地域
にこにこクラブ	尾上地域

(H 23.4.1 現在)
資料：福祉課

2 基本方針

- (1) 子育て支援体制の充実
次世代育成支援行動計画に基づき、保育・保健・教育・男女共同参画・防犯など、さまざまな視点から施策の推進を図り、安心して子育てができる環境の整備を図ります。
- (2) 放課後における児童の健全育成
放課後における児童の安全を確保するとともに、青少年対策事業などとの連携により、児童の健全育成を図ります。
- (3) 子育て支援意識の啓発
男女が共同で子育てをする意識の向上と環境の整備に努めます。
- (4) 児童虐待の防止
児童虐待の未然防止や早期発見と児童や家庭への援助に向け、保健、医療、福祉、教育、警察などの関係機関と連携をとりながら適切な対応をとるための体制整備に努めます。また、子どもたちの安全を地域全体で見守る環境の整備に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 3-2-1 子育て支援体制の充実

- (1) 妊婦・乳幼児健康診査の充実
 - ①妊婦健診の費用負担軽減を継続し、母子の健康が確保できるよう妊婦委託健康診査の充実を図ります。
 - ②疾病や障害の早期発見に努め、すこやかな成長を支援するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。
- (2) 子育て不安の解消
 - ①相談体制の充実により子育て不安の解消を図ります。
- (3) 多様な保育サービスの充実
 - ①市内全保育園において延長保育などの継続的な実施に努めます。
 - ②休日保育・一時預かり・特定保育など、保護者の就労形態に応じたサービスに努めます。
- (4) 子育てへの経済的支援
 - ①保育料の軽減・第3子以降無料化、医療費の助成、各種手当への支給、就学援助など保護者への経済的支援を行います。
 - ②出産祝金などの支給により、子どもを産みやすい環境の整備をします。
- (5) 子育てと仕事が両立できる環境の整備
 - ①子どもを育てる家庭に配慮した職場環境を整備するよう、事業者などに働きかけます。

(6) 正しい知識の普及

- ①思春期の子どもやその親に対し、思春期の特徴や心と体の発達に関する正しい知識の普及を図り、命の大切さを伝えます。

主要施策3-2-2 放課後における児童の健全育成

(1) ¹放課後子どもプラン推進事業の充実

- ①放課後子ども教室と放課後児童クラブなどとの連携による、学校・地域・市が一体となった事業を実施します。
- ②地域住民の事業への参加と協力を推進します。
- ③児童館事業との連携による事業の利用促進を図ります。
- ④青少年対策事業との連携による効果的な事業展開を図ります。

主要施策3-2-3 子育て支援意識の啓発

(1) 子育ての男女共同参画の推進

- ①啓発紙（²きあらひらかわ）発行などにより男女が共同で子育てをする意識の啓発を図ります。

主要施策3-2-4 児童虐待の防止

(1) 児童虐待の防止

- ①児童虐待の早期発見・早期対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において、多様な関係機関による切れ目のない支援体制に取り組んでいきます。

¹放課後子どもプラン推進事業

学校、地域、市が連携し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全・安心を確保し、遊びやスポーツ、文化活動などを通じて健全な育成を図る事業。

²きあらひらかわ

市民に男女共同参画に対する認識を深めてもらうため、市がその啓発・広報活動として市内に毎戸配布している平川市男女共同参画情報誌。平成19年4月に創刊し、年2回程度発行している。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てへの理解と見守り ・放課後こどもプラン推進事業への参加と協力 ・男女が共同で子育てを行なうことの必要性を認識し、男性も積極的に育児に参加する。 ・地域・社会全体で子育てを支援するという意識
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てへの理解 ・企業における保育サービスの実施 ・産前産後休暇・育児休業制度の整備など子育てのための制度の充実 ・女性の継続就労および再就職の支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ・健診や相談体制の充実 ・多様な保育サービスの充実のための支援 ・放課後における児童の健全育成を推進する環境の整備 ・男女が共同で子育てをする意識啓発の推進 ・各種健診に対する助成の継続

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 子育て不安の解消
- (2) 放課後における児童の健全育成
- (3) 子育てと仕事が両立できる環境
- (4) 母子の健康の保持・増進
- (5) 少子化の抑制



観光りんご園（広船）でのあすなろ保育園児

個別目標3-3 いたわりに満ちた高齢者のためのまちづくり

1 現状と課題

- (1) 平成23年4月現在の本市の高齢化率は27.1%となっており、総合的な高齢者保健福祉の視点から、1高齢者保健福祉計画・2介護保険事業計画を策定したところであり、計画に基づき今後さらに高齢者に対する保健福祉の一層の充実を図っていくことが求められています。
- (2) 介護保険制度の施行により、在宅福祉サービスの利用が急速に拡大していますが、介護ニーズなどの確な把握に基づき、今後もサービス基盤の充実を図っていく必要があります。
- (3) 高齢者の労働意欲が高くなっている一方で、雇用の条件は厳しいため、能力や体力などの差異に応じて、できるだけ多くの人々が就労できる環境づくりが求められています。
- (4) 生きがい活動を通して自己研鑽を図るとともに、地域や社会に様々な形で貢献したいという人が多くなっていますが、その活動の場を見出せない人が多いため、社会参加や地域貢献が気軽にできる環境づくりが必要です。

■在宅福祉サービスの現状

単位：人、台

緊急通報装置貸与台数	119台
老人日常生活用具の給付	利用者なし
高齢者一般入浴サービス事業利用者	
・高齢者ふれあいセンター	25,479人
・尾上地域福祉センター	25,805人
・碓ヶ関地域福祉センター	7,887人

資料：福祉課（平成22年度末）

1 高齢者保健福祉計画

要介護者への介護サービスの提供のほか、寝たきり、認知症などの予防のためのサービスの提供、一人暮らし高齢者への生活支援なども含め、地域における高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりについて定めた計画。

2 介護保険事業計画

地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業などについて定めた計画。

2 基本方針

- (1) 高齢者の在宅福祉サービスの充実
一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者の増加などに対応するため、介護保険サービスと連携を図りながら、在宅福祉サービスの充実に努めます。また、サービスを利用しやすい体制づくりを推進します。
- (2) 高齢者の就労などに関する支援の充実
シルバー人材センターや関係機関と連携を図りながら、雇用の確保と機会の拡大に努めます。また、雇用に関する各種情報の提供に努めます。
- (3) 高齢者の生きがい対策の推進
高齢者が生きがいを持って生活し、長年培った経験を生かして積極的に社会参加や地域貢献ができるよう、ボランティア活動などの活躍の場と機会の確保に努めます。また、文化芸術活動やスポーツ活動を通じて世代間交流の推進を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策3-3-1 高齢者の在宅福祉サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービスのニーズの把握
①市民がどのような在宅福祉サービスを必要としているか関係機関など調査し、その対策に努めます。
- (2) 利用しやすい体制づくり
①利用者が安心してサービスを選択できるしくみづくりとして、関係機関などによるサービスの実施についての検討を進めます。

主要施策3-3-2 高齢者の就労などに関する支援の充実

- (1) シルバー人材センターの充実強化
①高齢者の知識、技能を発揮できる就業先の確保のため、シルバー人材センターの充実強化を図ります。
- (2) 就労関係機関の連携強化
①シルバー人材センターや職業安定所などの関係機関と連携し、就労関係の情報を広く提供することにより、就労意欲のある高齢者の幅広い就労選択を図ります。

主要施策3-3-3 高齢者の生きがい対策の推進

- (1) 生きがい作り事業の充実
①創作、学習活動などに積極的に参加し、充実した生活を送ることができるよう、生きがいと健康づく

りの推進に努めます。

(2) 老人クラブの育成強化

- ①老人クラブが展開する事業活動を支援し、その事業内容を周知することにより加入促進を図るとともに、会員相互の親睦と高齢者福祉の推進を図ります。

(3) ボランティア団体などの育成・支援

- ①福祉活動の推進には、社会に貢献した高齢者などの参加が不可欠なことからボランティア団体などの自主活動が盛んに行われるよう支援することに努めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・必要時に積極的にサービスを利用する意識の向上 ・積極的に就労と生きがいづくり活動などへの参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者対象の各種事業の実施 ・定年年齢の引き上げと継続雇用 ・シルバー人材センターの積極的な活用
市	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービス事業などの推進 ・シルバー人材センター充実強化のための支援 ・関係機関との連携による就労などに関する情報提供 ・生きがいづくり団体などの育成・支援

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 高齢者が仕事や生涯学習において知識や技能を発揮できる環境
- (2) 高齢者が健康を保ち、元気に就労できる環境
- (3) 高齢者が生きがいを持ち、充実した生活をおくれる環境

個別目標3-4 やさしさあふれる障害者のためのまちづくり

1 現状と課題

- (1) 障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより在宅サービスの利用者が増えることが予想され、これに対応できるサービス提供基盤や利用しやすい体制の整備が求められています。
- (2) 障害のある人の自立と社会参加のための重要な柱である雇用の確保について、事業者への啓発なども含め有効な施策の検討が必要となっています。
- (3) 障害者自立支援法制度の概要、在宅および施設サービスの内容などについて広く周知し、障害の種別・程度に応じて適切な相談・指導を行う体制整備が必要となっています。

■等級別身体障害者手帳交付者の推移

単位：人

等級	H19	H20	H21	H22
1	515	516	519	516
2	217	271	263	254
3	241	251	260	267
4	267	270	285	300
5	84	81	81	80
6	115	108	110	113

資料：福祉課

■精神保健福祉手帳交付者数の推移

単位：人

等級	H19	H20	H21	H22
1	69	77	74	90
2	64	85	98	108
3	21	21	18	19

資料：福祉課

■愛護（療育）手帳交付者数の推移

単位：人

等級	H19	H20	H21	H22
A	125	125	123	121
B	139	143	147	151

資料：福祉課

2 基本方針

- (1) 障害者の在宅福祉サービスの充実
「障害者計画」および「障害福祉計画」に基づき、体系的に障害者福祉施策を推進します。
- (2) 障害者の訓練・就労支援の充実
障害者の¹法定雇用率の達成を図るため、事業者などに対し障害者雇用の啓発に努めます。
- (3) 障害者の相談・支援体制の充実
相談支援事業を実施する事業者の周知を行うことにより、身近なところで専門的な相談が受けられるとともに、障害の種別・程度に応じて適切な支援を受けられる体制の整備を推進します。また、²地域自立支援協議会を組織し、相談支援事業などの運営評価や具体的な困難事例への対応のあり方などについて指導・助言を得ることにより、障害者支援事業の実施における中立・公平性の確保を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 3-4-1 障害者の在宅福祉サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービス基盤の充実
 - ①在宅生活のための³自立支援給付事業などの実施により、在宅福祉サービスの基盤の充実を図ります。
- (2) 在宅生活の確保・維持体制の構築
 - ①施設入所から在宅移行（後）の障害者の生活の場の確保・維持体制の構築を推進します。

1 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業者、国および地方公共団体が雇用しなければならない身体障害者又は知的障害者数の割合。（一般事業主の法定雇用率は1.8% 国・地方公共団体の法定雇用率は2.1%）

2 地域自立支援協議会

地域における障害者の生活を支えるための相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや、公民協働のネットワークづくりに関し、中核的な割合を担う機関として設置する協議会。

3 自立支援給付事業

介護・訓練等給付事業、自立支援医療給付事業、補装具給付事業、地域生活支援事業（訪問入浴サービス）、日中一時支援事業、移動支援事業などの在宅福祉サービス。

主要施策3-4-2 障害者の訓練・就労支援の充実

(1) 関係機関のネットワーク体制の強化

①訓練施設、事業者、職業安定所との連絡調整機能を高めるため、ネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 就労支援などの充実

①地元事業者などへ障害者雇用促進の働きかけを行い、障害者の就労機会の拡大を図ります。

②就労中の支援とフォロー体制を図ります。

主要施策3-4-3 障害者の相談・支援体制の充実

(1) 利用しやすい体制づくり

①利用手続きやサービス内容などをわかりやすく周知することにより、支援が必要になった利用者が、容易に相談支援を受けることができる体制づくりを推進します。

②相談支援専門員を配置した¹ 地域活動支援センターに相談窓口を設置します。

(2) 障害者支援事業の中立・公平性の確保

①地域自立支援協議会における相談支援事業などの運営評価の実施により、中立・公平性の確保を図ります。

¹地域活動支援センター

障害者などが通いながら創作活動や生産活動などを行うことにより、社会との交流を促進し、自立を支援する。ための施設。

4 みんなの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時に、積極的にサービスを利用する意識の向上 ・障害者の訓練、就労の必要性の意識の向上
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・就労などに関する情報の提供 ・障害者の積極的な雇用 ・関係団体などによる支援イベントの開催
市	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスの充実 ・自立支援給付事業、地域生活支援事業などの推進 ・障害者支援に係る相談体制の整備・構築 ・地元事業者などへの障害者雇用の促進

5 施策の展開によって期待できる効果

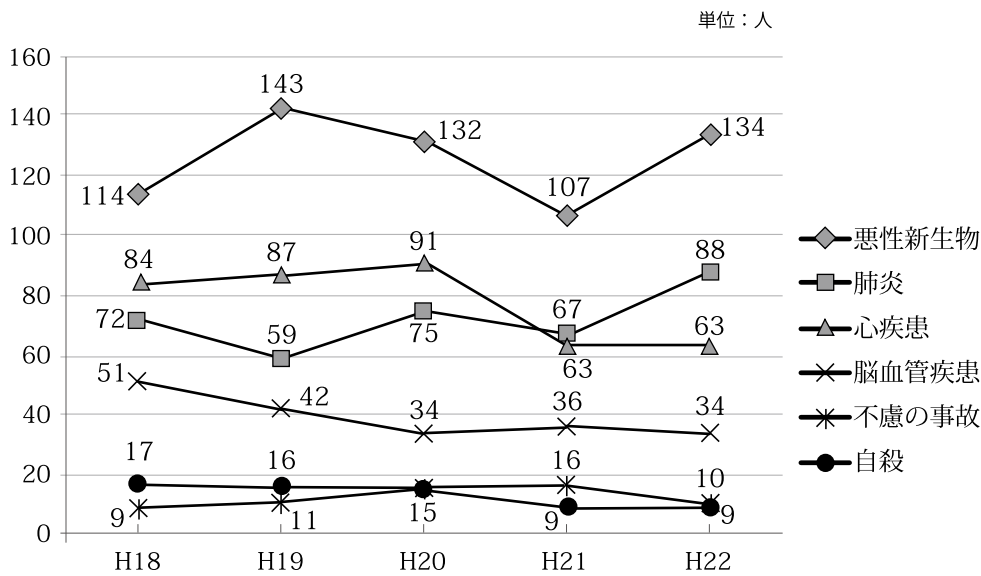
- (1) 障害者が気軽に相談ができる環境と情報提供
- (2) 障害者が生きがいを持ち、充実した生活をおくれる環境

個別目標3-5 元気あふれる健康づくりの推進

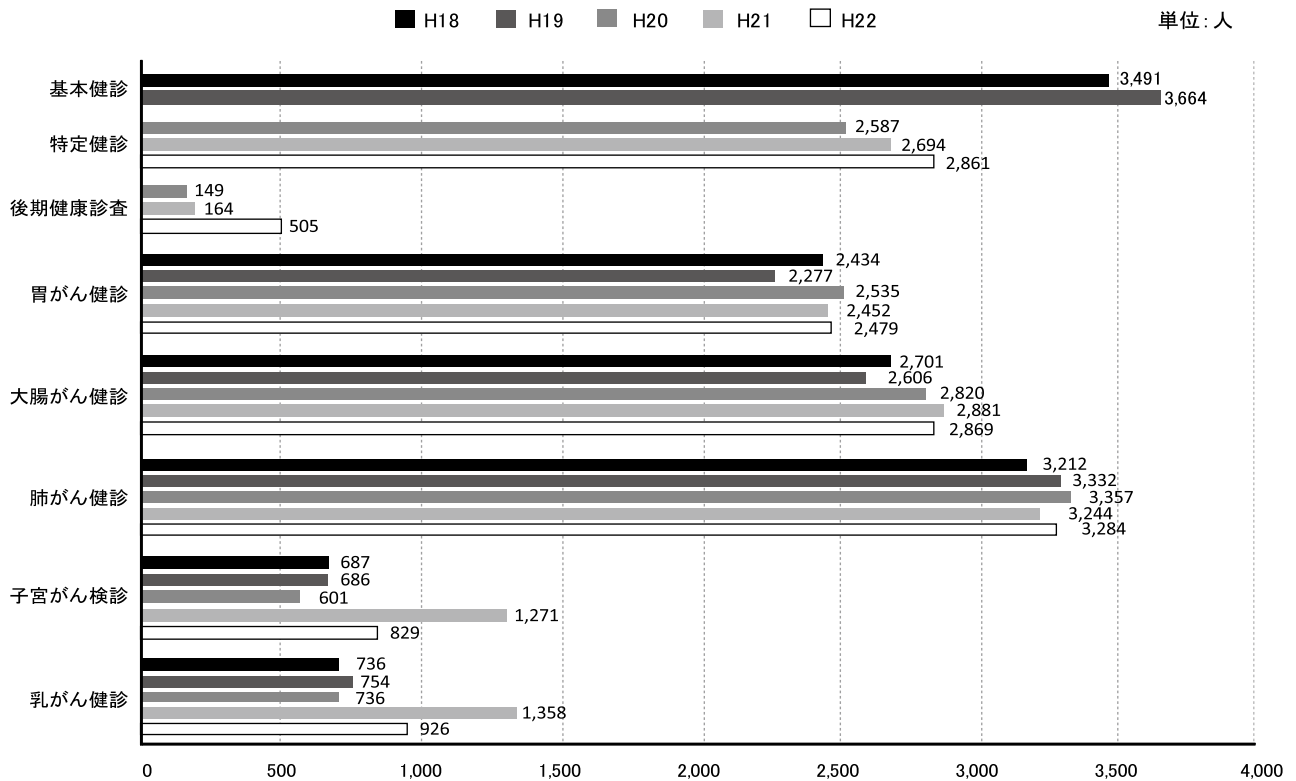
1 現状と課題

- (1) 本市の死亡原因は全国と同様に、がんや脳卒中、心疾患によるものが多く、これらの予防には、適度な運動やバランスのとれた食生活など、健康的な生活習慣づくりに努める必要があります。また、近年多様化する感染症などへの対策としてワクチン接種が有効とされていることから、予防接種の啓発と接種費用の経済的支援を継続する必要があります。
- (2) 市民の健康に対する関心は年々高くなっており、自主的に取り組む健康づくり活動への支援が求められています。
- (3) 平成20年15人、平成21年9人、平成22年9人と本市において自殺者は減少しましたが、こころの健康問題を抱えている人への支援が依然として必要とされており、その要因とされているうつ病についての正しい知識の普及を図るとともに、専門家による総合相談窓口を開設して予防対策に取り組む必要があります。
- (4) 幼児期における、むし歯保有率は全国と比較して高く、むし歯は乳幼児の発育・発達に与える影響が大きいため予防に対する意識の高揚が必要です。
- (5) 健康づくりを推進するため、町会単位で保健活動を行っていますが、その役割、目的、活動内容などを十分に理解していただくために注意の高揚を図りながら今後も支援していく必要があります。

■主要死因別死亡者数



■ 健診受診者数



※基本健診は、平成20年度から特定健診、後期健康診査に移行
子宮がん検診、乳がん検診は隔年受診

2 基本方針

(1) 疾病の予防・早期発見

健康診査の重要性を啓発するとともに、受診機会を拡大し、健診受診者の増加を図ります。市民自らが生活習慣を改善できるように、保健指導の充実を図ります。さらに、感染症などに対する予防のために接種勧奨を図ります。

(2) 自主的な健康づくりへの支援

市民の自主的な健康づくりを支援するために、健康相談・健康教育・食育推進の充実を図ります。

(3) こころの健康づくり

こころの健康に対する正しい知識の普及を図ります。

(4) 歯科保健対策の推進

むし歯になりやすい乳幼児期に歯科検診の受診を積極的に働きかけ予防対策を図ります。

(5) 地域活動組織の役割、目的、活動内容への理解

地域で健康づくりを推進している組織の活動環境を整え、主体性をもって活動できるように支援します。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 3-5-1 疾病の予防・早期発見

- (1) 健診体制の充実
- ① 集団検診の受診勧奨に加え、弘前市医師会、南黒医師会および医療機関の協力を得て、個別健診による受診機会の拡大を図ります。
- (2) 健診内容の充実
- ① 生活習慣病の予防、早期発見を目的とし、内臓脂肪に着目した健康診査を実施します。
- (3) 保健指導の充実
- ① 受信者に対する結果説明会、訪問、電話などにより保健指導を実施します。
- (4) 健診の重要性の啓発
- ① 健康づくり地域活動組織と連携し、健診の重要性を啓発して受診者の増加を図ります。
- (5) 予防接種の勧奨
- ① 予防接種の重要性を啓発し、接種費用の助成を図ります。

主要施策 3-5-2 自主的な健康づくりへの支援

- (1) 健康教育、健康相談の充実
- ① 自主的に生活習慣を改善し、健康づくりに取り組めるよう知識や技術の提供を図ります。
 - ② 食育行動プランを推進します。
- (2) 関係機関などとの連携
- ① 自主的な健康づくりを支援するため、行政、医療機関、教育機関などの関係団体と連携し、市民ニーズに応えます。
 - ② 地域や事業者が行う健康教育などに協力します。

主要施策 3-5-3 こころの健康づくり

- (1) 自殺予防、うつ病に対する理解
- ① 一般市民、医療機関、福祉施設、各町会において研修会、講座などを開催し、こころの健康に対する正しい知識を啓発します。
- (2) 相談体制の整備
- ① 司法書士、精神保健福祉士などの専門家による総合的な相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。

主要施策3-5-4 歯科保健対策の推進

(1) 歯科検診、むし歯予防教育の実施

- ①乳幼児の歯科検診や歯科保健指導を実施し、幼児・保護者に対するむし歯予防教育を行います。

主要施策3-5-5 地域活動組織への支援

(1) 活動しやすい環境整備

- ①保健協力員や食生活改善推進員の活動を明確にし、市民に対して周知を図るとともに、主体性をもって活動できるように支援します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の受診などによる疾病の早期発見・早期治療 ・健康的な生活習慣づくり ・こころの健康に対する理解 ・歯科保健に対する意識の高揚 ・予防接種による疾病の抑制、健康維持
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での健康管理や健康増進対策の推進 ・こころの健康づくり対策の推進
市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのための多様な機会の提供 ・関係機関・団体と連携した健康づくり対策の推進 ・こころの健康づくり対策の推進 ・歯科保健対策の推進 ・予防接種の推進

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 生活習慣病有病者や予備群の減少
- (2) 自主的に健康づくりを行う市民の増加
- (3) 自殺者の減少
- (4) むし歯保有率の減少
- (5) 予防接種率向上による疾病のまん延防止や健康維持

個別目標3-6 あたたかさあふれる医療体制の充実

1 現状と課題

- (1) 交通アクセスの整備進展や民間医療機関の増加などに伴い、近年、診療圏の広域化が進み、市民の他市への医療依存率が高くなっています。
- (2) 地域における医療体制の確保が求められているため、今後は、医療圏地域における医療機関の機能分担と連携を一層強化し、広域的な対応を図っていく必要があります。

2 基本方針

- (1) 地域医療の充実
地域住民の健康を守るため、各医療機関相互の連携により、初期医療や慢性期医療を中心とした医療供給体制の充実を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策3-6-1 地域医療の充実

- (1) 広域連携による医療体制の充実
 - ①医療圏域内の救急医療、高度医療および専門医療を担当する医療機関との連携を進めます。
 - ②慢性期患者や安定期患者を中心とした医療サービスの充実を図ります。
 - ③市の健康づくり事業への参画を継続し、また各種予防接種の受入増加を図ります。
 - ④診療態勢を見直し、業務の効率化を図ります。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な健康づくり ・疾病の早期発見
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康管理 ・定期的な健康診断
市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのための多様な機会の提供

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 地域住民の健康の保持
- (2) 地域住民の病気の予防



平川診療所

個別目標3-7 くらしを支える社会保障制度の充実

1 現状と課題

- (1) 高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩などにより医療費が増加傾向にあります。また、一方では、経済状況などの低迷により収納率が低下し、国民健康保険財政は厳しい状況にあります。そのため、国民健康保険制度の趣旨普及と正しい理解を深め、健康増進・健康づくり対策の推進、特定健診・特定保健指導の受診率向上により、国民健康保険事業の健全運営を図る必要があります。
- (2) 厳しい経済情勢や国民年金制度に対する不安、不信感により未加入者、保険料の未納者が増加傾向にあるため、国民年金制度に関する正しい理解を深めることが必要です。
- (3) 高齢期の生活を支える介護保険制度は、将来にわたり高齢者の安心を支えることが求められているため、介護サービスの充実と安定的な運営が必要となっています。また、介護保険制度が適正に活用されるよう、制度の趣旨普及と正しい理解を深めることが必要です。

■介護保険の現状

単位：人

	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
第1号被保険者	8,954	9,060	9,097	9,224	9,244	9,228
要介護・経過的要介護認定者数	1,923	2,015	2,018	2,022	2,044	2,040

資料：福祉課

2 基本方針

- (1) 国民健康保険の充実と健全運営
医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書の点検、疾病予防、健康づくりを推進します。特に、医療費の適正化が期待できることから、特定健診の受診率向上、特定保健指導の充実を図ります。また、国民健康保険制度の趣旨を十分理解してもらうために広報・啓発活動を展開し、適正な受診の促進と保険料の収納率の向上に努めます。
- (2) 国民年金の充実
国民年金の適用対象者の把握に努め、国民年金制度の趣旨を十分理解していただくため、広報・啓発活動を展開するとともに、関係機関との連携による相談体制の充実に努め、加入促進と納付督促を図ります。
- (3) 介護保険の充実と健全運営
介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、介護保険制度の趣旨を十分理解していただくため、積極的に広報・啓発活動を展開します。また、介護予防サービスを充実し、高齢者の自立を支援することで介護保険財政の健全運営を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 3-7-1 国民健康保険の充実と健全運営

- (1) 医療費の適正化
- ① 毎月行う診療報酬明細書の点検、資格調査および年6回送付する医療費通知、ジェネリック医療品希望カードの配布により医療費の適正化を図ります。
- (2) 被保険者の健康の保持と増進
- ① 1人間ドックなどへの助成および保健指導、健康相談、健康教室などの実施により、被保険者の健康の保持と増進を図ります。
- (3) 特定健診、特定保健指導の充実
- ① 30歳から74歳までの被保険者に対して、受診率向上のため特定健診の重要性を啓発し、集団健診を継続しながら、医療機関と連携を取り個別健診の奨励を図ります。また、特定保健指導により生活習慣の改善や保健事業への参加を促すとともに、精密検査の受診勧奨を行います。
- ② 広報誌の活用、パンフレットの配布などによる受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。
- (4) 保険税の収納率向上
- ① 滞納者に対する納付相談、納付指導、臨戸徴収などを行い、収納率の向上を図ります。
- (5) 国民健康保険制度に関する情報提供
- ① 広報誌の活用、被保険者証更新時のパンフレットの配布などにより、国民健康保険制度に関する趣旨の普及を図ります。

主要施策 3-7-2 国民年金の充実

- (1) 国の施策に合わせた加入促進と納付督促
- ① 年金業務に関する窓口相談や年金事務所との連携による保険料納付相談を実施し、加入促進、納付督促を図ります。
- (2) 国民年金制度に関する情報提供
- ① 広報誌の活用、パンフレットの配布などにより、国民年金制度に関する趣旨の普及を図ります。

1人間ドック

人間ドックは、自覚症状の有無に関係なく、定期的に病院・診療所に赴き、身体各部位の精密検査を受けて、普段気がつきにくい疾患や臓器の異常、健康度などをチェックすること。健康診断の一種。
本市では国民健康保険事業として脳ドックの助成をしている。

主要施策3-7-3 介護保険の充実と健全運営

- (1) 介護保険制度の趣旨普及の推進
- ① 広報誌の活用、パンフレットの配布などにより、介護保険制度に関する趣旨の普及を図ります。
- (2) 被保険者の立場に立った制度運営の推進
- ① 高齢者や家族の希望・選択が尊重され、利用者本位の介護サービスが効率的・総合的に提供されるよう、事業者および関係機関との連携を図るとともに、介護給付費の適正化に努めます。
- (3) 地域の特性に応じた多様かつ良質なサービス提供の促進
- ① 地域や高齢者のニーズや既存施設の実態などを踏まえ、医療と連携、介護予防の実施など、サービス提供体制の基盤整備を図ります。
- (4) 介護予防事業の推進によるサービスの安定提供と保険財政の健全化
- ① 介護予防サービスを安定的に提供するとともに、介護予防事業を事業評価し、効果的に推進することにより、介護保険財政の健全化を図ります。

4 みんなの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・各制度に関する正しい理解 ・自主的な健康づくり ・保健事業、介護予防事業などへの参加 ・各種保険料（税）の納付
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉サービス施設など関係機関の連携
市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業の推進 ・年金の加入促進 ・保険料（税）の納付督促と収納率向上 ・各制度に関する広報・周知

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 国民健康保険制度に対する理解の促進と健全運営
- (2) 国民年金制度に対する理解の促進と受給権の確保
- (3) 介護保険制度に対する理解の促進と安定的な制度運営

第4節 基本目標4 やすらぎとぬくもりを感じるまちづくり (自然環境・生活環境)

個別目標4-1

・ やすらぎを感じる水と自然の保全・活用

個別目標4-2

・ ゆとりを感じる生活環境の整備

個別目標4-3

・ ぬくもりを感じる環境対策の充実

個別目標4-4

・ つよさを感じる防災対策の充実

個別目標4-5

・ おだやかさを感じる安全の確保



東日本大震災の被災地に向け支援物資の運搬



防災訓練風景



東日本大震災の影響によるガソリン不足で給油所に並ぶ自動車

基本目標4

やすらぎとぬくもりを感じるまちづくり

個別目標4-1 やすらぎを感じる水と自然の保全・活用

1 現状と課題

- (1) 十和田八幡平国立公園、黒石温泉郷県立自然公園、大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園の雄大な自然景観や市内を流れる平川流域には豊かな田園風景が広がっており、貴重な自然資源として本市の魅力形成に大きく関わっています。
- (2) 自然の大切さを広く市民に啓発しながら、自然との共生を目指し、自然環境の保全を進める必要があります。
- (3) 自然環境は、保全するだけでなく教育や健康づくりの場、さらには観光資源としての活用が求められています。
- (4) 水辺の空間や¹公園は、市民生活に身近な交流の場や憩いの場として安らぎと潤いを提供する場であるとともに、災害時における避難場所としても重要な役割を担っているため、安全で安心して利用できる施設が求められています。
- (5) 地域の特性をいかした公園や緑地の整備を進めるとともに、より使いやすい施設にするため、市民や関係団体と連携して維持管理を行っていく必要があります。

¹公園

都市公園→都市施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

農村公園→農村地域のコミュニティの醸成などを目的に整備される公園。

森林公園→比較的森林の多い国営公園・都市公園につけられる名称。

■主な公園

単位:㎡

公園などの名称	地 域	公園種別	面 積	備 考
白 岩 森 林 公 園	平賀地域	森 林 公 園	1,314,800	
志 賀 坊 森 林 公 園	平賀地域	森 林 公 園	151,200	
中 央 公 園	平賀地域	都 市 公 園	22,000	
ひらかわ市民の森	平賀地域	都 市 公 園	43,000	
新 館 山 霊 園	平賀地域	都 市 公 園	25,450	
猿 賀 公 園	尾上地域	都 市 公 園	86,715	
平川河川敷公園(松崎広場)	平賀地域	そ の 他	48,300	県営
平川河川敷公園(大坊広場)	平賀地域	そ の 他	38,700	県営
三 笠 山 公 園	碓ヶ関地域	そ の 他	44,900	
水 辺 の 広 場	平賀地域	そ の 他	18,426	国土交通省
久 吉 ダム 公 園	碓ヶ関地域	そ の 他	16,201	県営
平 川 市 自 然 の 森	尾上地域	そ の 他	14,069	
あしげ堤親水公園	平賀地域	そ の 他	12,104	

資料:管財課(10,000㎡以上の公園)

■住宅の所有別世帯の推移

単位:戸、%

年 区分	H7		H12		H17		H22	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
一般世帯数	9,521	100.0	9,810	100.0	10,050	100.0	10,039	100.0
住 宅	9,467	99.4	9,756	99.4	9,944	98.9	9,996	99.6
持 ち 家	8,617	90.5	8,843	90.1	8,906	88.6	8,848	88.1
公 営 借 家	144	1.5	137	1.4	135	1.3	100	1.0
民 営 借 家	586	6.1	636	6.5	732	7.3	798	8.0
給 与 住 宅	74	0.8	45	0.4	32	0.3	35	0.4
間 借 り	46	0.5	95	1.0	139	1.4	215	2.1
寄 宿 舎 ・ そ の 他	54	0.6	54	0.6	106	1.1	43	0.4

資料:国勢調査

2 基本方針

- (1) 自然環境の保全
自然とふれあいながら、自然環境の保全の必要性や自然の大切さを市民に啓発するための場と機会の確保に努めます。
- (2) 自然環境の活用
水や緑は、本市の自然環境の象徴・財産であることから、その恵みを次世代への継承に務めるとともに、観光資源や防災機能として利用するなど多面的な活用を図ります。
- (3) 水辺と公園の充実
ごみのない川辺の親水空間充実や地域の公園づくりに努めるとともに、利用者が安心して利用できるよう、地域住民と市の協働による適正な維持管理に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 4-1-1 自然環境の保全

- (1) 自然保護思想の高揚
 - ① 自然とふれあう機会を通じて、自然環境に対する理解と認識を深め、自然保護思想の普及と高揚を図ります。
- (2) 各種開発の指導
 - ① 自然環境に配慮するよう、関係法令に基づいた適正な指導を徹底します。

主要施策 4-1-2 自然環境の活用

- (1) 多面的な資源としての活用
 - ① 自然資源を観光資源、健康づくり、環境学習、防災機能として活用します。

主要施策 4-1-3 水辺と公園の充実

- (1) きれいな河川環境の整備
 - ① 安全な憩いの場としての親水空間の活用を図り、ごみなどのないきれいな河川環境の整備に努めます。
- (2) 地域の特性を活かした安全で安心な公園などの整備
 - ① 安全で安心して利用できる公園などの整備を推進します。
 - ② 開発区域の特性に合った公園などの整備を促進します。
- (3) 市民と連携した安全な公園の活用促進
 - ① 市民が使いやすい公園にするため、市民と市が連携した維持管理に努めます。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全活動への参加 ・協働による公園の維持管理
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の緑化の推進
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の実態の把握 ・自然環境の保全活動の実施 ・開発に関する適正な指導 ・地域住民との協働による公園の維持管理

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 自然の適正な保全
- (2) 自然の多面的な活用
- (3) きれいで安全な水辺と公園
- (4) 公園や緑地の計画的な整備



白岩森林公園

個別目標4-2 ゆとりを感じる生活環境の整備

1 現状と課題

- (1) 市営住宅（1団地5棟80戸）は建設後30数年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。また、市営住宅への入居希望者はありますが、空室が不足していることから市営住宅の整備が求められています。
- (2) 上水道は、平賀、尾上地域は津軽広域水道企業団から浄水を受水し給水、碓ヶ関地域は久吉ダム水道企業団が浄水を直接給水、平賀地域東部地区は簡易水道により浄水を給水しています。そのため、災害時などにおける関係機関との連携強化および危機管理対策の構築を図る必要があります。
- (3) 水道水の安定供給を図るため、老朽化施設の更新や地震災害などに対応した総合的な水道施設の整備および維持管理を推進していく必要があります。
- (4) 下水道処理区域においては、計画的に整備を進めてきた結果、平賀および尾上処理区は全域の整備を完了しています。碓ヶ関処理区は平成25年度に全域の整備を完了する予定です。水洗化向上については、更なる啓発活動が必要です。
- (5) 下水道処理区域外においては、地域に適した合併処理浄化槽などの整備手法を導入し、早期に全市域での適正な処理を行う必要があります。
- (6) 平賀・碓ヶ関地域が特別豪雪地帯、尾上地域が豪雪地帯に指定されており、冬季間の快適な市民生活を確保するためにも、積雪への対応が課題となっています。



市営住宅



新館住宅団地

■上水道の現状

単位:人、戸、%

	平賀地域	尾上地域	碓ヶ関地域	計
行政区域内人口	21,131	9,931	2,854	33,916
外国人登録者数	8	28	3	39
人口計	21,139	9,959	2,857	33,955
給水区域内人口	20,568	9,959	2,823	33,350
現在給水人口	18,255	8,646	2,567	29,468
現在給水戸数	5,991	2,766	984	9,741
普及率	88.8%	86.8%	90.9%	88.4%

資料:上下水道課(H23.3.31現在)

■汚水処理の現状

単位:人、%

	平賀地域	尾上地域	碓ヶ関地域	計
行政人口	21,131	9,931	2,854	33,916
汚水処理人口	20,618	9,915	2,789	33,322
水洗化人口	15,641	8,142	1,468	25,251
汚水処理の普及率	97.5%	99.8%	97.7%	98.2%
水洗化率	75.9%	82.1%	52.6%	75.8%

資料:上下水道課(H23.3.31現在)

※汚水処理人口＝公共下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽の汚水処理人口

※水洗化人口＝公共下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽の水洗化人口

2 基本方針

(1) 住環境の充実

子育て世代、お年寄りや障害のある人などの多様な需要を見極めつつ、市民ニーズに対応した市営住宅の機能の更新に努めます。また、既存住宅ストックについては、適切な維持管理と長寿命化の推進に努めます。

(2) 水道水の安定供給体制の充実

安全で安定的に水を供給するため、水道事業の現状分析評価を行い、水質の管理を強化し、老朽施設更新時に伴う耐震化の促進を図り、災害に強い水道の構築に向けて、配水および給水施設の整備を推進します。

(3) 下水道施設の整備・普及の促進

快適な生活環境の確保と水質の保全を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、地域の特性に応じた適正な処理に努めます。

(4) 克雪対策の充実

幹線道路並びに通勤・通学路などにおける重点的な除雪や消融雪溝などの整備を図り、冬季間の安全

で快適な市民生活の確保に努めます。また、総合的な雪対策についての調整を図り、克雪から利雪・親雪へ転換し、雪のぬくもりを感じることでできるまちづくりを進めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策4-2-1 住環境の充実

(1) 市営住宅の充実

①市民の豊かな住生活の確保・向上を図るため、計画的な住宅機能の増強に努めます。

(2) 住宅ストックの充実

①地震による建築物の倒壊などからの市民の生命、身体および財産を保護するために木造住宅の耐震診断を行なうことにより住宅の耐震化を支援します。

主要施策4-2-2 水道水の安定供給体制の充実

(1) 安定供給体制の充実

①災害などの緊急時については、関連機関の連携強化と危機管理マニュアルによる迅速な対応に努めます。
②施設の効率的な運用を図るとともに、事務事業全般の効率化を進めることにより、経営の安定化と安心・安全な浄水の供給に努めます。

(2) 水道施設の整備

①安全な水道水を安定供給するため、施設の更新時期に合わせて計画的に基幹施設と管路網の耐震化を図ります。

主要施策4-2-3 下水道施設の整備・普及の促進

(1) 下水道事業の早期完成

①下水道施設の早期完成に努めます。

(2) 水洗化の意識高揚に係る啓発活動

①水洗化に対する説明会・広報誌・チラシ・ホームページなどでの啓発活動を推進します。

(3) 水洗化などへの支援

①下水道処理区域については、事業の経営安定のためには、水洗化率の向上に努める必要があることから平成24年度までの水洗化に伴う利子補給制度など、更なる助成について検討を図ります。
②下水道処理区域外については、合併浄化槽の設置に伴う資金を助成します。

主要施策4-2-4 克雪対策の充実

- (1) 総合的な雪対策の調整
 - ①住環境・道路・交通などの総合的な調整を図ります。
 - ②雪の持つ潜在的な資源を日常生活や産業活動で活用できないか模索し、利雪・親雪についての有効な方策を検討します。
- (2) 冬季間の交通の確保

→「個別目標6-1 行動しやすい道路環境の整備」
- (3) 消融雪溝などの整備促進

→「個別目標6-1 行動しやすい道路環境の整備」

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居者は、改修事業に協力する。 ・住宅の所有者は、積極的に耐震診断を申し込む。 ・合併浄化槽の積極的な導入と環境意識の高揚による下水道への接続（加入） ・ルールに即した除雪
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な給・排水設備工事の実施による事業運営
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の計画的な改修工事の促進 ・耐震診断事業の広報活動の展開 ・安全安心な飲料水の提供 ・市街化区域拡大に伴う上・下水道事業の計画的な整備の推進および上・下水道施設の適正な保守管理 ・総合的な雪対策の検討

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 定住人口に増加
- (2) 安心と安定した水道水の供給
- (3) 下水道の普及による環境保全
- (4) 冬季間の快適な生活

個別目標4-3 めくもりを感じる環境対策の充実

1 現状と課題

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌環境、騒音・振動などの公害が発生しているため、市民に対する公害発生防止の意識啓発と公害発生者への適切な指導が求められています。
- (2) 平賀・碓ヶ関地域は弘前地区環境整備事務組合、尾上地域は黒石地区清掃施設組合に加入して、それぞれの処理施設でゴミ処理を行っています。
- (3) ゴミ収集カレンダーやゴミ分別ガイドブックなどでゴミの出し方を周知していますが、ルールを守らない出し方や、空き缶やたばこのポイ捨て、さらには不法投棄が市内のさまざまな場所で見られ、ゴミ問題に対する意識啓発を図る必要があります。
- (4) 資源ゴミの再資源化を推進するため、分別指導員の配置および資源ゴミ収集ステーションを設置するなど、再資源化に対する理解を深めるための周知徹底を図る必要があります。
- (5) エネルギーや資源の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会構造から資源循環・低炭素型社会への転換に向けて、市民一人ひとりが環境に対する正しい理解と知識を持ち、適切に実践していくライフスタイルが求められています。

2 基本方針

- (1) 公害防止対策の充実
公害の防止や生活環境の保全に関して必要な事項を定めた環境保全条例に基づき、快適な生活環境の確保に努めます。
- (2) ゴミの適正処理
不法投棄の防止対策やゴミの出し方に関する効果的な啓発を図ることで、ゴミの適正処理に努めます。
- (3) ゴミ減量化・再資源化の推進
持続可能な「循環型社会」の構築を目指し、市民や事業者、関係団体が一体となり、環境に配慮した行が求められています。

「循環型社会」

ゴミの発生を減らし、発生したゴミについても新たな資源・エネルギーとして再利用し、ゴミとして処理する場合も含めて社会全体で環境に与える負荷を最小限にしていく社会。

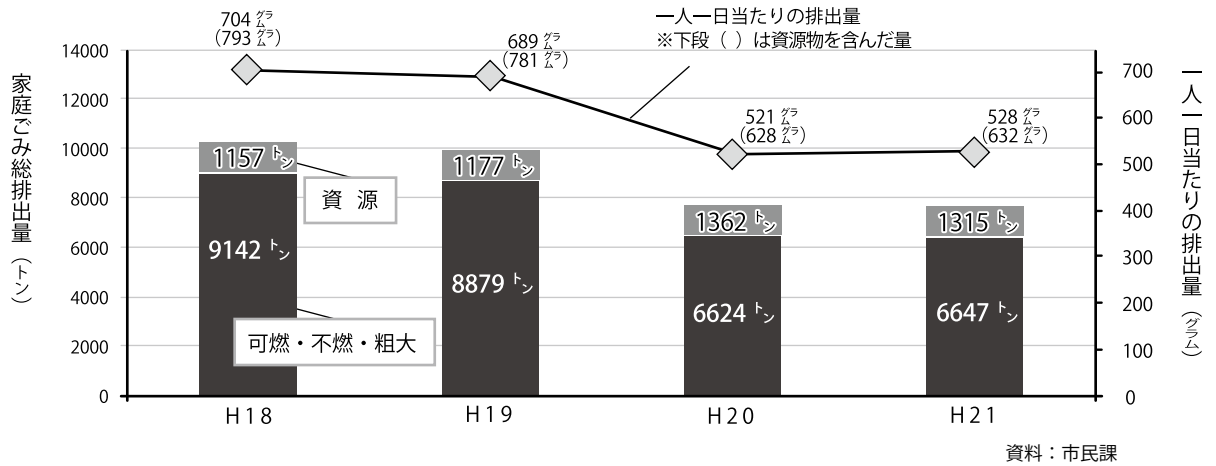
(4) 環境への負担軽減

市民一人ひとりが環境に対する正しい理解と知識を持ち、省エネルギーを意識した行動を実践していくライフスタイルを促進します。また、太陽光発電などの新エネルギーに関する情報提供を図ります。さらに、環境への負担低減を目的として、低炭素な公共交通機関の利用を促進します。

■ごみ処理及び資源ごみ処理量の推移

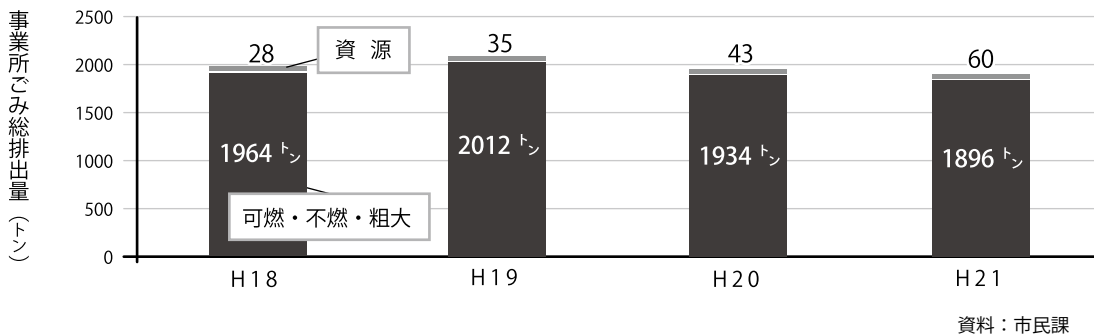
1 家庭ごみ排出量の推移

平成21年度に、平川市の各家庭から出たごみの量は6,647トンを、資源物は1,315トンを排出しました。有料化が始まった平成20年度は前年度に比べて、大幅に減りましたが、その後は横ばいで推移しています。



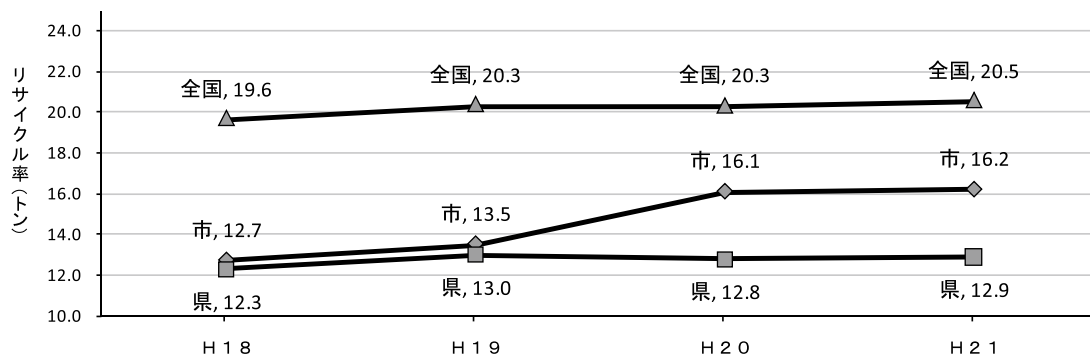
2 事業所ごみ排出量の推移

事業所から出るごみは徐々に減っていますが、ほぼ横ばいで推移しています。また、家庭ごみと比べると資源物の割合が極端に低くなっています。



3 リサイクル率の推移

平川市のリサイクル率は徐々に上昇していますが、全国平均と比べると依然として低い水準です。



資料：市民課

3 主要施策の体系と方向

主要施策4-3-1 公害防止対策の充実

(1) 公害防止意識の高揚

- ① 大気汚染の防止に対する意識啓発、ごみなどの屋外焼却行為防止のための周知徹底、悪臭発生の原因究明と解決に向けた協力を呼び掛け、公害発生防止を図ります。
- ② 工場などからの排水や生活排水による水質汚濁の防止、土壌汚染の防止対策を推進します。
- ③ 騒音・振動の発生抑止対策を推進します。

(2) 公害発生者に対する指導

- ① 公害発生者に対する適切な指導に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら、円滑な解決を図ります。

主要施策4-3-2 ごみの適正処理

(1) 不法投棄監視体制の強化

- ① 関係機関と連携強化により、不法投棄監視体制を強化し、未然防止や早期発見・解決を図ります。

(2) 不法投棄防止の啓発

- ① 市民・事業者に対し、不法投棄防止の意識の啓発をし、所有地の自己管理や不法投棄発見時の市への通報など、不法投棄防止への協力体制の充実を図ります。

(3) ごみの適正処理の啓発

- ① 市民、事業者に対し、ごみの適正処理の意識の啓発を図ります。

主要施策4-3-3 ごみの減量化・再資源化の推進

(1) ごみの減量化・再生資源化の啓発

- ①市民・事業所に対し、ごみの減量化・再資源化の意識啓発をし、ごみの排出抑制とリサイクルを推進します。

(2) ごみの有料化

- ①粗大ごみの処理費を公平に負担するため、有料化に向けた調査を行い再資源化を推進します。

(3) 集団回収の推進

- ①団体への集団回収の啓発や回収に対する助成により、集団回収を推進します。

(4) 3R運動の推進

- ①3R運動の広報・啓発活動を展開し、市民・事業所へ実践を働きかけます。

主要施策4-3-4 環境への負荷軽減

(1) 新エネルギーなどの導入の推進

- ①新エネルギーを推進するために、市が率先して新エネルギーに取り組み、情報提供を図ります。

(2) 省エネルギー対策の推進

- ①自家用車の利用の抑制やエコカーの購入を推進します。
- ②公共交通機関などの利用を促進します。



ごみの不法投棄



太陽光パネル（平賀西中学校）

13R運動

ごみを減らすためのキーワードで、Reduce(リデュース…ごみの排出抑制)、Reuse(リユース…再使用)、Recycle(リサイクル…再生利用)のこと。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・公害発生防止の意識の向上 ・不法投棄防止の意識の向上 ・3R運動の実践 ・省エネルギーへの協力 ・公共交通機関の利用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公害発生防止の意識の向上 ・不法投棄防止の意識の向上 ・3R運動の実践 ・省エネルギーへの協力 ・新エネルギーの導入
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公害発生防止の意識の啓発・指導の充実 ・不法投棄防止対策の充実などによるごみの適正処理の推進 ・3R運動の推進などによるごみの減量化・再資源化の推進 ・省エネルギー推進意識の啓発 ・新エネルギーの導入

基本目標4

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 静かで清潔な生活環境
- (2) 地球規模での環境保全
- (3) 循環型社会の構築



市内一斉大清掃風景



新エネルギー出前講座（松崎小学校）

個別目標4-4 つよさを感じる防災対策の充実

1 現状と課題

- (1) 災害の未然防止と被害を最小限に止めるためには、平常時から、住民自らの災害に対する備えが不可欠です。また、地域において発災時の初動を担う自主防災組織の結成が課題とされていることから、防災知識の普及啓発や地域コミュニティの活性化が必要とされています。
- (2) 災害に応じた的確な対応が求められていることから、マニュアルの作成や情報伝達網の構築による迅速で正確な危機管理体制の確立が必要とされています。
- (3) ¹常備消防は、平賀・尾上地域を市消防本部が、碓ヶ関地域を弘前地区消防事務組合が管轄区域としていますが、消防力の強化のため、常備消防の広域化が推進されています。²非常備消防としての消防団は各種訓練を通じて技術の向上を図っていますが、団員の減少と高齢化が深刻化してきており、消防力の低下が懸念されています。また、円滑な初期消火や緊急時の避難・救援を行う自主的な防災組織づくりが必要とされています。
- (4) 急病や高齢者の搬送が増加していることから、救急救助体制の充実が求められています。
- (5) 山菜採りによる山岳遭難が多く発生しており、遭難防止の啓発に努める必要があります。
- (6) 市の約7割が山林である本市にとって、山間地での大雨は土砂崩れや地すべりの発生により人家や道路などへの被害が懸念されています。そのため、地域住民への危険箇所の周知や関係機関と連携を図りながら災害を未然に防ぐ対策が求められています。



出初式

¹常備消防
消防本部および消防署など常設される消防組織。
²非常備消防
消防団など常設されない消防組織。

■火災発生状況の推移

単位：件

年度	区分	火災発生件数				
		計	建物	林野	車両	その他
H18		9	7	0	1	1
H19		19	19	0	0	0
H20		11	7	0	0	4
H21		16	10	0	1	5
H22		7	3	0	1	3

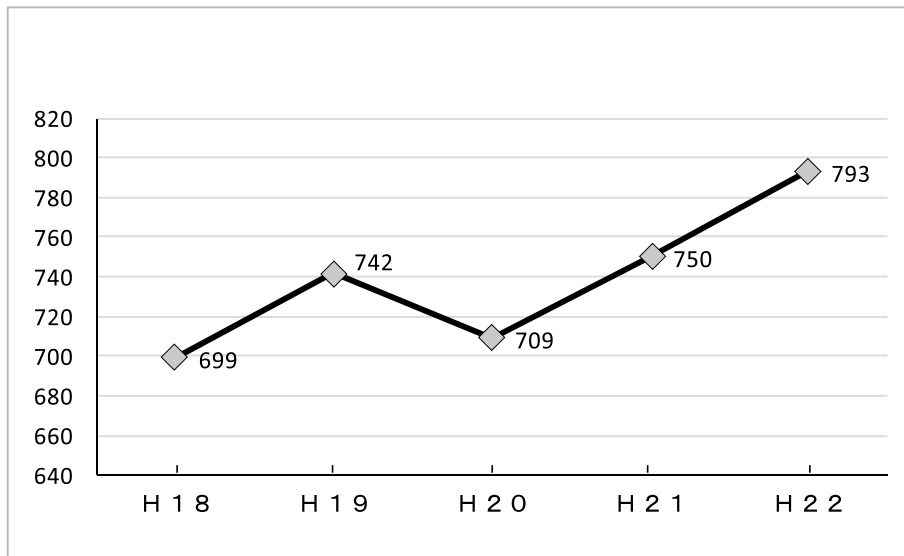
■救急活動状況の推移

単位：件

年度	区分	救急活動件数				
		計	急病	交通	一般	その他
H18		699	438	81	89	91
H19		742	489	72	91	90
H20		709	477	67	79	86
H21		750	505	72	101	72
H22		793	558	67	121	47

■救急活動の推移

単位：件



■平川市消防団員の内訳

単位：人

基準人員数			定数	現有人員数	基準に対する 不足人員数
消防車両ごとに 必要な人員数	大規模災害時に 必要な人員数	合計			
198	1,042	1,240	760	709	531

資料：消防本部(平成23年4月1日現在)

2 基本方針

(1) 防災体制の充実

市民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するため、防災および災害対策に関し迅速で正確な危機管理体制を確立するとともに、関係機関と連携し総合的かつ計画的な対策の整備推進に努めます。また、家庭・地域・市が一体となった自主防災組織づくりを推進し、地域防災力の強化を図ります。

(2) 消防・救急体制の充実

消防体制については、市民の生命、身体および財産を守るため、災害の防備を優先に考えた消防体制の強化を図り、あらゆる災害に迅速に対処できる消防施設などの整備に努めるとともに、消防団の活性化を図ります。また、家庭・地域・事業者・市が一体となった火災予防体制づくりを進め、地域消防力の強化を図ります。

救急体制については、救急救助体制の充実を図るため、より高度で適切な処置が受けられるよう¹救急救命士の研修などの充実を図ります。

山岳遭難の防止のため、入山者に対して入山心得の遵守の徹底を図るとともに遭難捜索活動の際は関係機関と連携を図り早期発見に努めます。

(3) 自然災害対策の充実

土砂災害や地すべりなどを防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、国・県と連携を図り治山・治水対策などを促進します。また、危険箇所については、わかりやすい防災マップなどにより地域住民に周知します。



出初式

¹ 救急救命士

救急患者に対し、病院到着前に、医師の指示のもとに気道確保・除細動・輸液点滴などの高度な応急処置を行う専門職。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 4-4-1 防災体制の充実

(1) 防災体制の整備

- ①地域の連携を強化することにより、災害時に地域は自分たちの力で守るという意識のもと、自主防災組織の育成を推進し地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化を図ります。
- ②災害に応じた市民向け災害対策マニュアルを作成し、緊急時や災害時に備えた体制の充実を図ります。
- ③指定避難場所（施設）に看板を設置し、災害時の避難場所（施設）であることを明確にします。

(2) 防災施設などの整備

- ①気象・災害時の情報および避難勧告などを一斉に周知するため防災行政無線を整備します。
- ②災害時などに必要な資機材・救援物資（非常食・避難物資など）を整備するとともに、大規模災害に備え、関係機関と連携し、防災備蓄や防災施設の整備を図ります。

(3) 防災意識の向上

- ①市民参加型の防災訓練の実施、市民・地域への防災情報の提供や啓発活動に努め、地域でともに安心・安全な暮らしを守るという防災意識の向上を図ります。

主要施策 4-4-2 消防・救急体制の充実

(1) 火災予防の推進

- ①一般家庭の防火訪問を実施し、火災予防を促すとともに住宅用火災警報器の設置促進を図ります。
- ②社会福祉施設に対して、改正基準への早期適正に係わる指導を実施して、防火管理体制の強化を図ります。
- ③事業所の立入検査を実施し、消防用設備などが技術上の基準に従って設置され、または、維持されるように指導し、防火管理の強化を図ります。

(2) 救急救助体制の充実

- ①救急救命士の研修などの充実を図り、高度な救急業務に対応します。
- ②救命率の向上のため、市民が積極的に応急手当を実施できるよう普及を図るとともに、AEDの設置を促進します。

(3) 消防力の強化

- ①常備消防の広域化を推進し、消防力の強化を図ります。
- ②地域や事業者を通じて減少傾向にある消防団員の確保に努めます。
- ③消防団員に対する訓練や研修の実施により、知識・技術の向上を図ります。

(4) 消防施設などの整備

- ①耐震性防火水槽を設置し、災害時の対応強化を図ります。
- ②常備消防および非常備消防の施設・車両などを計画的に更新・整備します。

(5) 山岳遭難の防止

- ①山岳遭難防止のため、入山心得の遵守の徹底を図るとともに捜索の際は関係機関などと連携を図り、捜索体制の強化を図ります。

主要施策 4-4-3 自然災害対策の充実

(1) 治山・治水事業の推進

- ①地すべりやがけ崩れなどを防止するため、県など関係機関との連携を図りながら進めます。
- ②森林が有する保水機能や土砂流出防止機能などを高めるための治山・治水事業を国・県と連携して進めます。
- ③防災マップを作成し、地域住民に危険箇所、避難場所までの経路を周知します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用防災備蓄の準備 ・地域一体となった自主防災組織づくり ・防災訓練への参加 ・応急手当講習会への参加 ・消防団への入団・消防活動への協力 ・土地の提供・防火水槽などへの理解 ・入山心得の遵守
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社内防災訓練の実施 ・社内における応急手当に関する講習会の開催 ・防火管理の徹底
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策に関する情報提供 ・自主防災組織の育成 ・防災施設の整備 ・危険箇所の把握と周知 ・危険管理体制の確立

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 災害時の被害未然防止と被害軽減
- (2) 市民と市が一体となった防災体制の確立
- (3) 情報途絶による不安解消
- (4) 救命率の向上



救急車



放水訓練



救命講習会

個別目標4-5 おだやかさを感じる安全の確保

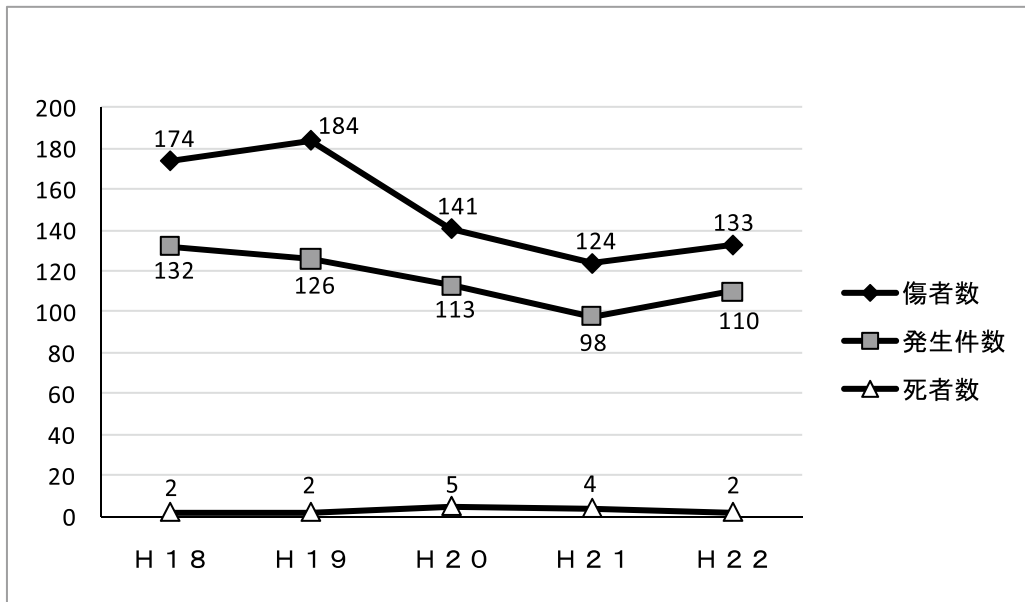
1 現状と課題

(1) 市民の日常生活での行動範囲の広域化や産業・経済活動の24時間化などのライフスタイルの多様化に伴って、自動車保有台数や運転免許保有者数が増加していることから、今後の交通事故の増加が懸念され、特に交通弱者と言われる子供や高齢者を交通事故から守る必要があります。

また、近年、高齢者の交通死亡事故が深刻化し、これらに歯止めをかける必要があります。

(2) 地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、自転車の盗難や空き巣、万引きなどに加え振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が増加しているため、家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

■交通事故発生件数



資料：黒石警察署

■犯罪発生件数

単位：件

年度	区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯 (侵入犯)	窃盗犯 (乗り物盗)	窃盗犯 (非侵入窃盗)	その他
H18		0	10	16	73	106	37
H19		1	20	59	161	212	118
H20		8	15	36	111	205	102
H21		1	15	54	73	165	79
H22		2	15	34	112	170	75

※その他：知能犯（詐欺、横領）、風俗（賭博、強制わいせつ）など

資料：黒石警察署

2 基本方針

(1) 交通安全対策の充実

交通事故から市民を守るため、市民一人ひとりが「事故に遭わない・起こさない」という交通安全意識の普及・啓発活動を推進し、交通マナーと交通安全モラルの向上を促すとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努め、交通安全環境の向上を図ります。

(2) 防犯活動の充実

犯罪・消費者トラブル・青少年犯罪などの未然防止を図るため、防犯情報の提供や、関係機関・団体や地域との連携による防犯活動の充実を図ります。また、市民生活の安全を守るため防犯施設の整備に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 4-5-1 交通安全対策の充実

(1) 交通安全教育の強化

①交通安全モラルの向上を図るため、各世代に応じた交通安全教育を強化します。

(2) 交通安全活動の充実

①交通安全協力団体の育成と活動の充実を支援します。

②交通安全協力団体や警察などと協力し、交通安全運動を推進します。

(3) 交通安全施設の充実

①通学路を中心に、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの整備を進めるとともに、横断歩道や信号機などの設置を促進します。

主要施策 4-5-2 防犯活動の充実

(1) 犯罪の未然防止

①犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図るため、関係機関および防犯協力団体と連携し各世代に応じた防犯教育を強化します。

(2) 防犯活動の充実

①防犯協力団体の育成と活動の充実を支援します。

②防犯協力団体や警察などと協力し、地域安全運動を推進します。

(3) 防犯施設の整備

①犯罪の防止と夜間の歩行者などの安全を守るため、計画的な防犯灯の設置を促進し、安全で明るい環境づくりを推進します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全意識の向上 交通ルールの徹底と交通マナーの実践 地域住民による自主的な防犯活動の促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転管理者制度の充実 従業員に対する交通安全教育の実施、管理の徹底 社内における防犯対策の推進と地域活動への参加
市	<ul style="list-style-type: none"> 市民の交通安全意識の普及・啓発活動 道路交通環境の整備促進 市民の防犯意識の啓発活動 犯罪の防止に配慮した環境づくり

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 交通事故発生件数の抑制と死傷者数の減少
- (2) 犯罪被害の未然防止



防犯指導



交通安全街頭指導

災害時における協定



【応急対策業務の協力に関する協定書調印式：平川市建設協会】



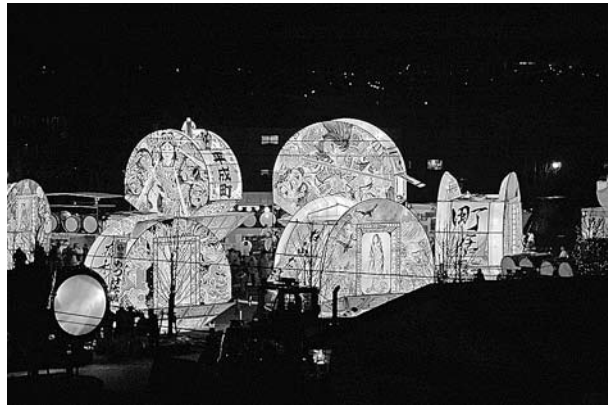
【レンタル機材の提供に関する協定書調印式：青森県建設機械リース業協会弘前支部】

第5節 **基本目標5** うるおいと活力に満ちた産業のまちづくり
(産業・経済)



- 個別目標5-1 ・魅力に満ちた農林業の振興
- 個別目標5-2 ・潤いに満ちた雇用の充実
- 個別目標5-3 ・賑わいに満ちた観光の振興
- 個別目標5-4 ・活力に満ちた商工業の振興

基本目標5



平川ねぶたまつり「冬の陣」



うめ〜ど in ひらかわ「食と産業まつり」



鮮やかに実ったりんご

基本目標5

うるおいと活力に満ちた産業のまちづくり

個別目標5-1 魅力に満ちた農林業の振興

1 現状と課題

- (1) 稲作、リンゴを基幹としつつ、地域の特性を生かした野菜、果樹、花卉、畜産業が行われています。
- (2) 食の安全に対する関心が高まっていることから、農薬の使用制限など人と環境に優しい農業が求められています。また、地域で取れた安全な食材を地域で消費する地産地消の推進やバランスのとれた日本型食生活の推進などが求められています。
- (3) 近年、当市の¹農業産出額が減少傾向にあるため、収益性の高い農産物への転換や高付加価値化などへの取り組みが求められています。一方、新鮮かつ安心な（生産者の顔が見える）食材を求める消費者動向を反映し、農産物直売所の売上げが順調に推移しています。農業所得の増大を図るためには、生産・加工・販売の一体化をさらに推進することが求められています。果実以外の農業産出額が減少傾向にあるため、平川市でしか作れない収益性の高い農産物ブランドの確立が求められています。それと同時に、農業施設の老朽化に伴う適正な規模での統廃合や更新などによる生産性の向上が必要となっています。
- (4) 全体農家の約8割が兼業農家であるとともに、その担い手の約5割が65歳を超えています。その背景には、農産物の価格低迷による所得の減少や高齢化・後継者不足による経営規模の縮小が考えられます。その結果、離農や耕作放棄地などいわゆる遊休農地が増える傾向にあります。
- (5) 農業者の高齢化や担い手不足により、農地や水路などの適正な維持管理が難しくなっており、農業用水路の安定的な確保や大雨時の洪水被害を防ぐための早急な対応が困難になっています。
- (6) 農業機械の大型化に対応した農地の区画や道路が十分ではないため、効率的な作業が難しくなっています。また、農道の未舗装による農産物を輸送する際の荷痛みが発生していることから、農業生産基盤の充実が求められています。

¹農業産出額

その年の市町村ごとの品目別生産数量に、品目別農家庭先価格を乗じて求めた額。

- (7) 本市の約7割を占める山林は、そのほとんどが国有林となっています。森林は木材生産の場だけでなく、災害防止や水資源のかん養および保健休養の場など、市民生活に多様な役割を持っており、将来にわたって育てていくことが求められています。
- (8) 健全な森林の維持造成に努めるほか、計画的に林道などの基盤整備を進め、緑豊かな生活環境整備の推進が求められています。
- (9) 農山林におけるやすらぎや癒しの機能、農作業などの体験を通じた教育的効果などの多面的機能が注目され、グリーン・ツーリズムや観光農園などの幅広い情報提供が求められています。
- (10) グリーン・ツーリズムに対する農家の関心度が低く、受入農家が不足していることから、グリーン・ツーリズムへの理解を深めることが求められています。

■経営耕地面積の推移

単位：ha

	S60	H2	H7	H12	H17	H22
田	2,981	2,825	2,613	2,348	2,113	2,220
樹園地	1,732	1,713	1,662	1,580	1,495	1,447
普通畑	423	408	443	419	395	417
牧草地	6	1	5	6	12	83

資料：農林業センサス(各年2月1日)

■農家人口及び専業・兼業別農家戸数の推移

単位：人、戸、%

	農家人口(H12～販売農家)			農家戸数	左の内訳			構成比		
	男	女	計		専業	第1種	第2種	専業	第1種	第2種
S60	10,995人	11,722人	22,717人	4,681戸	405戸	1,566戸	2,710戸	9%	33%	58%
H2	10,221人	10,900人	21,121人	4,436戸	433戸	1,163戸	2,840戸	10%	26%	64%
H7	9,275人	9,858人	19,133人	4,120戸	476戸	1,152戸	2,492戸	12%	28%	60%
H12	8,412人	9,015人	17,427人	3,221戸	396戸	924戸	1,901戸	12%	29%	59%
H17	6,189人	6,684人	12,873人	2,854戸	522戸	796戸	1,536戸	18%	28%	54%
H22	5,258人	5,616人	10,874人	2,570戸	672戸	521戸	1,377戸	26%	20%	54%

資料：農林業センサス(各年2月1日)

1第1種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

2第2種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

■ 自営農業に主として従事した世帯員数

単位：人、%

	総数	15～29	30～64	65以上	15～29	30～64	65以上
H 2	6,829人	545人	4,481人	1,803人	8%	66%	26%
H 7	6,572人	369人	3,971人	2,232人	6%	60%	34%
H12	5,864人	388人	2,952人	2,524人	7%	50%	43%
H17	5,327人	333人	2,345人	2,649人	6%	44%	50%
H22	4,916人	304人	2,056人	2,556人	6%	42%	52%

資料：農林業センサス(各年2月1日)

■ 森林資源の内訳

単位：ha、1,000 立方メートル

区分	総数		民有林		官行造林		国有林		
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	
総数	25,954	3,982	5,655	1,165	94	22	20,205	2,795	
総数	総数	25,058	3,982	5,639	1,165	94	22	19,325	2,795
	針葉樹	12,084	2,068	3,719	941	94	22	8,271	1,105
	広葉樹	12,974	1,914	1,920	224	0	0	11,054	1,690
人工林	総数	10,549	1,966	3,642	923	94	22	6,813	1,021
	針葉樹	10,511	1,863	3,632	922	94	22	6,785	919
	広葉樹	38	103	10	1			28	102
天然林	総数	14,509	2,016	1,997	242	0	0	12,512	1,774
	針葉樹	1,573	205	87	19			1,486	186
	広葉樹	12,936	1,811	1,910	223			11,026	1,588
無立木地その他	896	0	16				880		

青森県森林資源統計書(平成23年4月)より

H 22 の数値は、県資料の総数の計算過程に差が生じるため調整を行っています。

2 基本方針

(1) 農業生産・流通・販売体制の整備

基幹産業である農業の活性化のため、それぞれの地域に適した生産・流通・販売体制の確立を図るとともに人と環境に優しい農業の振興を図ります。また、消費者ニーズを的確に捉えた農林畜産物の高付加価値化を図るため、地域特産品としてのブランド化を推進するとともに、生産・加工・販売の一体化や地域資源を活用して新たな産業を創出するといった6次産業化を推進します。

そのため、その基盤を支える施設の整備・充実を図ります。

(2) 担い手の育成

1 認定農業者を中心とした担い手と新規就農者の育成に努めるとともに、各種団体などの育成強化を図ります。また、各種研修による生産技術の向上や農業者間の連携を高めるとともに、農地の有効利用と規模拡大を目指す農家に必要な農地情報などの提供に努めます。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成、新生し、市町村が認定した農業者のこと。

(3) 農村環境の整備

多様な営農を支えるため、農地に安定的に水を供給できる水利施設の整備と維持管理に努めます。また、きれいな水を育み多面的な機能を発揮する水辺の環境づくりを推進します。

(4) 林業の振興

森林資源の適切な整備と生産基盤の充実に努め、多様な森林・自然ニーズを取り入れた林業経営の活性化を図ります。また、後継者や林業団体などの育成強化に努めるとともに、森林の持つ保健休養機能などの多面的な機能を活用し、総合的な利活用を図ります。

(5) 都市と農村の交流推進

グリーン・ツーリズムの普及と受入体制の整備・充実に努めるとともに、多様な取組主体と連携し農業者と都市住民との交流・ふれあい活動を推進します。また、収穫体験ができる市内観光農園などの情報提供に努めます。

(6) 地産地消・食育の推進

地元農産物の利用を拡大するため、生産者と学校給食センターなどとのマッチングを促進し、安定した納入体制の構築を推進します。また、日本型食生活を推進するとともに、食の安全を確保するための食育を推進します。

3 主要施策の体系と方向

主要施策5-1-1 農業生産・流通・販売体制の整備

(1) 環境保全型農業の推進

- ①環境保全型農業に対する農業従事者の意識を高めます。
- ②稲わらやりんご剪定枝などバイオマスの利用の拡大に向けた取組を推進します。

(2) 農産物ブランド確立

- ①特色ある農畜産物の生産技術の確立や、加工品開発、効果的な販売促進などにより農産物ブランドの開発に取り組みます。

(3) 農業近代化施設の整備

- ①生産者の利便性を考慮し、類似施設の計画的な統廃合により施設の集約化を推進します。
- ②食の安全・安心対策として老朽化施設などを廃止又は改修し、高精度機器を備えた施設を計画的に整備します。
- ③市場ニーズに対応できる流通体制を確立するための保冷・貯蔵施設の整備を計画的に推進します。
- ④施設の整備にあたり、国などの制度の有効かつ効率的な活用を図ります。

(4) 6次産業化などの推進

- ①生産・加工・販売の一体化や地域資源を活用して新たな産業を創出する6次産業化を推進します。
- ②戦略的に生産と販売を一体的に強化する取組を支援することとし、新技術、経営、販売、加工などのノウハウを持つ多様な外部専門家が連携して指導する体制を整備します。

主要施策5-1-2 担い手の育成

(1) 農業後継者の育成

- ①複合経営による所得安定対策を推進します。
- ②各種研修による生産技術の向上を図ります。
- ③各種団体への勧誘による仲間づくりの機会を提供します。
- ④制度資金などを活用した経営規模拡大などへの有効活用を図ります。
- ⑤新規学卒者・U・Iターン者の新規就農を推進します。

(2) 営農団体などの育成強化

- ①営農集団を中心とした農作業の受委託を推進します。
- ②零細農家などの農業機械のリース制度を確立します。

(3) 生産組織団体などの育成強化

- ①集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持などの取組みを推進するなど自立した生産組織の育成を図ります。

(4) 農地流動化などによる経営規模の拡大

- ①経営規模拡大農家や新規就農者への農地情報提供や斡旋を図ります。
- ②農作業標準賃金や農地の賃借料情報などの情報提供に努めます。
- ③耕作放棄地の解消に努め、農地の有効利用を推進します。

主要施策5-1-3 農村環境の整備

(1) 水利施設の整備と維持管理

- ①排水不良を解消し、水路などを適正に維持管理することにより農業用水を安定的に供給し、多様な農産物の生産を支援します。

(2) 水路の保全と多面的機能の増進

- ①水路の保全と多様な生態系を再生し、自然の水質浄化機能を回復します。
- ②生活用水や防火用水、消融雪用水など、農業用水が持つ多面的機能を増進します。

(3) 生産基盤の整備

- ①農地の区画や導水路の整備を行い、農作業の効率化・省力化による低コスト生産を進めます。

(4) 農道の整備

- ①農地と集出荷施設などを連絡する農道網を整備して、農産物輸送の効率化と地域住民の利便性の向上を図ります。
- ②農道の舗装により、農産物の輸送時の荷痛みを防止し、品質を保持します。

(5) 農村環境の整備

- ①暮らしに密着した集落内の道路や水路、飲雑用水施設などを総合的に整備し、定住条件の向上を図ります。
- ②地域住民の憩いと交流の場となる農村公園やコミュニティ施設などを整備し、豊かで活力ある地域づくりを推進します。

(6) 農村景観の保全・再生

- ①農村が持つ豊かな自然や景観、伝統文化などを保全・再生して、魅力ある田園空間を創出するとともに観光資源として活用します。

主要施策5-1-4 林業の振興

(1) 林業生産活動の推進

- ①森林の持つ多面的機能の発揮のための森林施業を推進します。
- ②適切な施業を推進するために、森林組合などとの連携を図ります。
- ③林業への理解を深めてもらうため、広報・啓発活動を展開します。

(2) 林業経営組織の活性化

- ①再生産可能な資源である木材の様々な分野での積極的な利用を推進します。
- ②木材需要者のニーズに対応した安定供給体制の確立を図ります。
- ③間伐材の有効利用のための関係機関との連携を図ります。

(3) 林業労働力の確保

- ①林業就業に必要な技能・技術の向上を図ります。

主要施策5-1-5 都市と農村の交流推進

(1) 都市と農村の交流推進

- ①グリーン・ツーリズムの普及と受入体制の整備・充実を図ります。
- ②多様な取組主体と連携し、農業者と都市住民との交流・ふれあい活動を推進します。
- ③収穫体験ができる市内観光農園の情報提供に努めます。

主要施策5-1-6 地産地消・食育の推進

(1) 地産地消・食育の推進

- ①地元産農産物の購買宣伝活動と販路拡大に努めます。
- ②地元農産物の利用を拡大するため、生産者と学校給食センターなどとのマッチングを促進し、安定した納入体制の構築を推進します。
- ③日本型食生活を推進するとともに、食の安全を確保するための食育を推進します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会・イベントへの参加と既存施設（産直センターなど）の有効利用 ・わら焼きの防止 ・農業用施設の保全と維持管理 ・平川市産農産物の購買（地産地消） ・森林や木材とふれあう仲間づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者を対象とした研修会や講習会の開催と農閑期の安定雇用 ・間伐材を利用した施設整備
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の啓発と施設整備支援 ・担い手農家の育成 ・耕作放棄地解消と農地の有効利用の啓発 ・農村環境整備 ・森林施業の推進 ・地産地消と食育の推進

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 農業生産所得の向上
- (2) 農業生産性の向上
- (3) 都市との交流を通じた農業生産、流通の拡大
- (4) 優良な森林の造成と森林の多面的機能の増進

個別目標5-2 潤いにみちた雇用の充実

1 現状と課題

- (1) 若年層の市外・県外就職は地域の活力低下につながるるとともに、少子化に影響力が大きいことから企業誘致などによる雇用の創出と効果的な求職情報の提供を図る必要があります。
- (2) 求職者が求める職業と事業者が求めている知識や技能を持った人材との求人と求職のずれが生じているため、事業者が求める人材育成と若年層の求職ニーズの的確な把握が求められています。
- (3) 高齢者や障害者の就労に対して、雇用の条件が厳しいため、能力や体力などの差異に応じて就労できる環境づくりが求められています。
- (4) 女性については、結婚・出産などにより継続的な雇用が難しい状況になっています。特に一度退職すると再就職が困難な状況になっているため、事業者などに対しての啓発が必要になっています。
- (5) 事業者は有期契約労働者を労働力として多く活用していますが、市民の生活安定のためには、有期契約労働者の正規雇用化が求められています。

2 基本方針

- (1) 若年労働力の確保
若者の地元への就職は、定住促進や出生率の向上など地域の活性化につながるため、魅力ある企業の誘致と既存産業の活性化による雇用の場の確保を図るとともに、地元事業者への就業機会の増加を図り、若者の地元就職を推進します。
- (2) 労働環境の充実
新規学卒者やUターン者、パートタイマーなどの求人・求職情報の効果的な収集提供を行うとともに、労働条件の改善を働きかけ、安定した労働力の確保を図ります。また、事業者に対し、各種助成、給付制度の活用による中高年齢者や障害者の積極的な採用を働きかけます。
- (3) 女性の就労環境の改善支援
希望職種への就職のための支援や関係機関と連携した再就職の支援に努めます。また、事業者に対して働く女性の地位向上と福祉増進のため、¹男女雇用機会均等法や²育児・介護休業法などの周知徹底を図るとともに、関係機関との連携のもと、各種相談や指導の充実に努めます。

¹男女雇用機会均等法

職場の雇用関係における男女の平等を規定した法律。

²育児・介護休業法

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした法律。

3 主要施策の体系と方向

主要施策5-2-1 若年労働力の確保

- (1) 若者の定住促進
 - ①若者の定住を進めるため、既存の事業者に対し、各種助成制度の情報提供と、制度活用による雇用の安定と拡大を働きかけます。
 - ②企業誘致の推進を図り、新しい雇用の場の創出を促進します。
- (2) セミナーなどの実施と情報提供
 - ①高校・大学など卒業予定者および既卒後3年以内の若者に対し、関係機関と連携した就職支援セミナーなどを実施するとともに、求人の早期確保により若年層の地元定着を図ります。
 - ②インターネットなど新たな情報メディアを活用し、求人情報の速やかな提供に努め、若年層の地元への就職活動を支援します。
- (3) 職業訓練などの受講促進
 - ①職業訓練など情報の積極的な収集・提供に努めるとともに、求職者の職業訓練などの受講を促進し、求職者のスキルアップと早期就職を進めます。

主要施策5-2-2 労働環境の充実

- (1) 高齢者・障害者の雇用の啓発
 - ①各種助成制度の活用による求職者の採用・労働環境の改善を働きかけます。
- (2) 男女雇用機会均等法の普及・啓発
 - ①地元企業などへの啓発により、女性における結婚・出産などにより継続的な雇用がされにくい環境の改善を図ります。
- (3) 求人情報などの情報提供
 - ①インターネットなど新たな情報メディアを活用し、求人情報の速やかな提供に努め、求人者の地元への就職活動を支援します。
- (4) 仕事と家庭の両立支援
 - ①各種助成制度、関係機関の情報を収集、求職者・地元企業へ提供し、育児休業、介護休業、子の看護休暇の取得などの促進を図り、仕事と家庭の両立を支援します。
- (5) 有期契約労働者の正規雇用化の推進
 - ①各種助成制度などの情報を収集、地元事業者へ提供するとともに活用を促進し、有期契約労働者の正規雇用化を推進します。

主要施策5-2-3 女性の就労環境の改善支援

- (1) 職業訓練などの促進
 - ①女性が能力を職場で生かせるようにするため、職業訓練などの受講を促し、キャリアアップを支援します。
- (2) 男女雇用機会均等法の普及・啓発
 - ①出産・育児・介護休暇の取りやすい職場環境づくりを推進します。
- (3) セミナーの開催情報、各種助成金情報の収集・提供
 - ①再就職および就労環境改善のためのセミナーなどの開催情報や各種助成金情報を収集し、情報提供による再就職および雇用体制・就労環境の改善を支援します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークなどでの積極的な求職活動 ・各種講演会、セミナーなどへの積極的な参加 ・職業訓練などの積極的な受講
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民および市への求人情報などの提供 ・助成制度の活用による高齢者、障害者などの受入の検討 ・助成制度の活用による労働者の労働環境改善の検討
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページなどでの地域事業者の求人情報などの情報提供 ・関係機関との連携によるセミナーなどの実施 ・職業訓練などの情報提供と受講の促進 ・事業者へ各種助成制度の情報提供、雇用支援対策の実施

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 若年者の地元就職
- (2) 出産後、子育て中の女性の雇用の拡大・充実
- (3) 高齢者、障害者の雇用の拡大・充実
- (4) 雇用環境の改善

個別目標5－3 賑わいに満ちた観光の振興

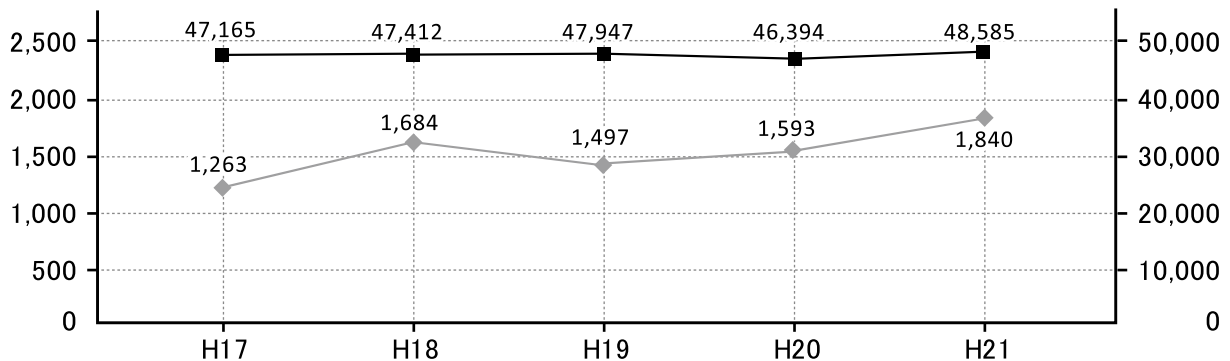
1 現状と課題

- (1) 観光客をもてなし、心あたたまる観光を推進するため、市民や関係団体が主体的に観光に関わり、相互に連携し一体となって観光振興を進めていくことが求められています。
- (2) 市内の観光（温泉）施設や観光資源を相互に活用し、それぞれの魅力をさらに生かした観光商品の開発が必要です。
- (3) 平川市の知名度やイメージアップの向上を図るため、特産品を使用した物産品づくりが求められています。
- (4) 各地域のイベントを再評価し、平川市全体のイベントの充実を図ることが必要です。
- (5) 東北新幹線新青森駅開業などに伴い、県外からの長期滞在型の観光客の増加が見込まれ、市町村の枠を超えた広域連携や観光商品開発が必要となります。

■観光レクリエーション客入込数

〔◆ 平川市：千人〕

〔■ 青森県：千人〕



資料：青森県観光統計概要

2 基本方針

- (1) 観光客受け入れ体制の整備
観光客に対し、“あたたかくもてなす心”を育み、自らも交流の喜びを見いだせるようなもてなしができるよう、市民、関係団体、市が一体となった受け入れ態勢の整備に努めます。
- (2) 地域の特色を生かした観光商品の開発
豊かな自然・歴史・文化・温泉・食を生かした観光資源による着地型観光を推進し、県内外から観光客の誘致を図ります。また、冬季の観光資源を発掘し、閑散期の誘客促進を図ります。

(3) 物産の開発・販売促進

農林業、観光業、商工業などとの連携により特産品開発や商品化の育成を行い、物産づくりを図ります。また、情報技術を生かしてそれら商品の情報発信や販路拡大を支援します。

(4) 観光イベントの推進

年間の観光イベントを見直し、地域の活性化と誘客の増加に繋がるよう改善に努めます。また、平川市を象徴する新規イベントの開催についても検討します。

(5) 広域観光の推進

県外から訪れる観光客に本市および津軽の魅力を堪能していただけるよう、近隣市町村や広域観光事業者と連携し、広域・長期滞在型観光の充実を図ります。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 5-3-1 観光支援組織の育成

(1) 対話型、体験型の観光メニューの推進

- ① 地域を紹介する観光ガイドを育成し、その組織化を進めます。
- ② 市民と観光客の触れ合う、体験型観光メニューを開発します。

(2) 観光関係団体の育成・支援

- ① 市民による組織的観光推進のため、観光関係団体を支援します。

(3) 地域間交流の推進

- ① 世代間交流の実施により、地域の能力を次世代に引き継ぎます。
- ② 各地域のイベントや観光素材について、全市への紹介を進めます。

主要施策 5-3-2 地域の特性を生かした観光商品の開発

(1) 観光情報の発信

- ① 観光パンフレットや観光マップを作成し、本市の魅力を宣伝・紹介し、観光客の誘致を図ります。
- ② 市ホームページを活用して、リアルタイムな情報を全国的に発信します。

(2) 観光資源の発掘・活用の推進

- ① 生け垣・田園風景の景観や資源を活用した施設の整備を推進します。

(3) 観光モデルコースの構築

- ① 観光（温泉）施設、観光資源を結び付け、つながりを持たせた観光ルートを設定します。

(4) 冬季観光資源の発掘・活用の推進

- ① 冬季誘客につながる観光資源の発掘・活用を推進します。

主要施策5-3-3 物産の開発・販売促進

(1) 平川（ひらかわ）ブランドの開発支援

①農商工連携による、地域資源を有効活用した特産品の研究、開発並びに販売促進を図ります。

(2) 物産の販売促進

①既存の特産品の充実を図り、観光施設での販売ルートを確認するとともに、広域連携による県外における販売面での向上を図ります。

(3) 観光果樹園の支援・活用の推進

①観光果樹園と連携し、観光ルートの設定と誘客を推進します。

主要施策5-3-4 広域観光の推進

(1) 広域観光圏との連携

①利便性のある効果的な交通手段および交通体系の充実を促進します。

②周辺市町村の観光拠点やイベントと連携した観光商品の開発を共同で進めます。

(2) 旅行業者との連携

①民間旅行業者や交通機関と連携し、観光資源の商品化を進めます。

主要施策5-3-5 観光イベントの推進

(1) 観光イベントの見直し

①従来のイベントを見直し、地域事業と観光イベントの整理・集約を図ります。また、本市を体験できる新規イベントの開発を検討・支援します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力の再発見、再認識 ・観光資源の発掘、活用 ・地産地消の拡大による地場製品の再認識 ・増加する交流人口に対するホスピタリティの向上 ・地域イベントへの積極的参画、自主運営
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光団体による観光ガイドの活用 ・観光施設間の連携促進 ・関係機関の連携によるさらなる商品開発、推奨品化 ・鉄道業者、バス事業者による輸送力の強化 ・新規イベントの提案、開催
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を語るための機会の提供 ・観光パンフレット、マップの作成、活用 ・平川市ブランド開発、確立、認知度向上の支援 ・観光資源の県内外への広報・周知活動 ・新規イベントの支援

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 市民の一体感の醸成
- (2) 交流人口の増加
- (3) 知名度の向上
- (4) 経済効果の増加



ツデーマーチ



観光りんご園の開園式

個別目標5－4 活力に満ちた商工業の振興

1 現状と課題

- (1) コンビニエンスストアの立地、近隣の大型店舗の利用増大、テレビ、インターネットなどを含む通信販売の台頭、消費ニーズの多様化などにより、市民の購買力が地元商店街から流出しており、空き店舗の増加により商店数は減少傾向で推移しています。
- (2) 商業経営環境は厳しいものがありますが、地域に密着した商業は、日常生活の利便性や地域のコミュニティ機能による活性化に欠くことのできないものであり、経営基盤の強化を図るとともに、地域づくりの観点からの商店街づくりを行うことが必要になっています。
- (3) 松崎工業団地・尾上農工団地とも完売していることから、開発可能な土地に企業立地の促進を図ってきましたが、さらなる企業誘致・立地が必要になっています。

■商店数と年間商品販売額

単位：事業所、人、万円

区分 年	①卸売業			②小売業			③計 (①+②)		
	事業所数	従業員数	年間商品販売額	事業所数	従業員数	年間商品販売額	事業所数	従業員数	年間商品販売額
H14	53	517	1,961,341	368	1,701	2,024,790	421	2,218	3,986,131
H16	46	641	1,852,203	341	1,486	2,048,051	387	2,127	3,900,254
H19	52	701	2,212,766	319	1,478	1,936,139	371	2,179	4,148,905

資料：商業統計(各年6月1日)

■製造事業所数と製造品出荷額などの推移

単位：事業所、人、万円

区分 年	事業所数	従業員数	製造出荷額
H18	40	2,630	3,949,210
H19	39	3,000	4,848,648
H20	41	2,985	5,341,298
H21	38	2,573	3,581,833

資料：工業統計(各年12月31日)

2 基本方針

- (1) 商店街の活性化・整備
地域づくりの一環としての商店街づくりと商業コミュニティの充実を図るため、各商店街の自発的な意欲・努力と市の支援を一体化して商店街の活性化・整備に努めます。
- (2) 企業の誘致・育成
近年の景気動向から企業誘致は極めて厳しい状況にありますが、市の活性化や若者の定住促進、雇用の確保は極めて重要であり、積極的な企業誘致の推進に努めます。また、新技術・新製品の研究開発、販路開拓を支援します。

(3) 中小企業の基盤強化

事業者間での情報交換会などの開催、さらには販売戦略セミナーなどの開催により、中小企業の基盤強化を促進するとともに、各種産業間のネットワーク化を図り、バランスのとれた産業振興を図ります。また、特産品開発や新産業への進出を支援します。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 5-4-1 商店街の活性化・整備

(1) 魅力的な商店街の整備

①商工会などと連携し、イベントの開催や空き店舗の利用などへの支援により、地域に根ざした商店街づくりを推進します。

(2) 商工業団体の組織強化と事業の推進

①商工会、商店街、商工団体などの組織強化と事業の推進を支援します。

(3) コミュニティの場としての整備

①空き店舗を活用した市民が交流する場所の運営の支援により、商店街への流入を図ります。

主要施策 5-4-2 企業の誘致・育成

(1) 企業の立地促進

①企業の誘致、立地企業の規模拡大の支援により、若年労働力の流出を抑制します。

(2) 地域企業イベントへの参加

①地元企業について地域の理解度を深めるため、イベントなどへの参加拡充を促進します。

(3) 起業に関する講習・講演会などの実施

①起業・創業する者・団体へ助成や助言など支援制度の情報を提供します。

主要施策 5-4-3 中小企業の基盤強化

(1) 情報交換会などの開催

①企業の発展を支援するため、新製品開発状況や販路開拓などの事業者間および市との情報交換の機会を設け、情報の共有化を促進するとともに、企業間連携の強化を図ります。

(2) 独自の技術や製品などの開発支援

①県や各種関係機関・団体と連携を図りながら、企業の技術革新を促すため、第一次産業と連携した特産品の開発支援や新商品開発、新分野へ進出する企業に対し支援します。

(3) 経営基盤の強化支援

- ①新たな販路の拡大や企業経営環境の変化に対応できるよう、販売戦略、経営セミナーなどの開催を支援します。

(4) 企業の体質強化

- ①経営体質の強化のため、企業の状況やニーズの把握に努めながら、各種融資制度の充実を図ります。

4 みんなの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街での消費とイベントなどへの積極的な参加 ・創業に関する講習、講演会などへの積極的な参加 ・消費者ニーズの提供や意見交換 ・交流場所への積極的な参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・店先の看板や商品陳列などイメージの改善 ・郊外大型店との共存と集客イベントの検討 ・新製品開発や販路開拓などの企業間の連携 ・ホスピタリティの向上 ・買い物の利便性の向上
市	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街、商工会との連携強化と一体的な推進 ・立地特性や優遇制度などについて関係機関と連携した立地の促進 ・独自の技術や製品などの開発支援 ・空き店舗の利活用の支援 ・受注機会の拡大の促進

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 商店街の活性化
- (2) 雇用の拡大・充実
- (3) 就業意欲の高揚

第6節 **基本目標6** 便利で快適に暮らすまちづくり
(都市基盤・交通)



- 個別目標6-1 ・ 行動しやすい道路環境の整備
- 個別目標6-2 ・ 利用しやすい公共交通体系の整備
- 個別目標6-3 ・ 美しいまちの創造
- 個別目標6-4 ・ 快適な情報通信基盤の整備



除雪作業



地域公共交通（循環バス）



猿賀公園

基本目標6

便利で快適に暮らすまちづくり

個別目標6-1 行動しやすい道路環境の整備

1 現状と課題

- (1) 広域道路体系は、国道と県道を主体に構成されています。生活に密着した道路は交通量の増大に伴い道路の損傷なども見受けられるため安全の確保が必要です。
- (2) 平賀・碓ヶ関地域は特別豪雪地帯、尾上地域は豪雪地帯に指定されている本市は、積雪による交通障害が市民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。そのため、雪を克服し、雪国においても豊かなまちづくりの実現を図る必要があります。

■道路の現況（平成21年4月1日 現在）

単位：本、m、%

種別	路線数	延長	整備済延長		整備率	
			改良	舗装	改良	舗装
1級路線	48	94,332	80,502	86,715	85	92
2級路線	44	68,243	53,545	55,393	78	81
その他	2,510	863,693	203,749	300,351	24	35
合計	2,602	1,026,268	337,796	442,459	33	43

資料：道路台帳調書

2 基本方針

- (1) 道路網の整備

地域間相互の連携・交流を図るため、市民の交通利便性の高い道路整備について、安全・安心の視点から、景観や街並みに配慮し、人にやさしい道づくりを目指します。
- (2) 除雪対策の充実

冬季の安全で円滑な交通を確保するため、雪国に適した道路整備や道路の除排雪を徹底するとともに、消融雪溝などの計画的な整備を進めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 6-1-1 道路網の整備

- (1) 国道・県道の整備促進
 - ① 地域間を結ぶ幹線道路の整備を関係機関に働きかけ、広域的な交通体系の確立を目指します。
- (2) 市道の整備促進
 - ① 幹線道路とのネットワーク、地域間の連絡、公共施設などへのアクセスなどを考慮して、計画的に整備を進めます。
 - ② 道路パトロールを実施し、路面補修などの維持管理を行ないます。
 - ③ 橋などの架け替えや老朽化が著しい橋梁の補修を進め、安全な交通環境の確保に努めます。

主要施策 6-1-2 除雪対策の充実

- (1) 雪国に適した道路
 - ① 凍結抑制の機能を持つ道路の推進（交差点など）に努め、安全を確保します。
- (2) 消融雪溝などの整備促進
 - ① 消融雪溝などの整備を進め、有効的に活用し冬季間の快適な生活環境を確保します。
- (3) 除雪対策の充実強化
 - ① パトロールを強化するとともに、地域の除雪状況を的確に把握し、道路の機能を最大限に確保します。
 - ② 地域間の交通を確保するため、歩道を含め主要路線については早朝除雪を優先的に行うなど、効率的な除雪を実施します。
- (4) 凍結防止剤の散布
 - ① 特に凍結がしやすい交差点や急勾配の坂道などに凍結防止剤を散布し、スリップによる事故を未然に防止します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の通報（路面の破損など） ・消融雪溝などの積極的な活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の通報（路面の破損など）
市	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の改良整備 ・消融雪溝などの整備促進 ・冬季間におけるパトロールの強化

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 快適で安全な道路環境
- (2) 雪国に適した道路環境
- (3) 人に優しい道路環境



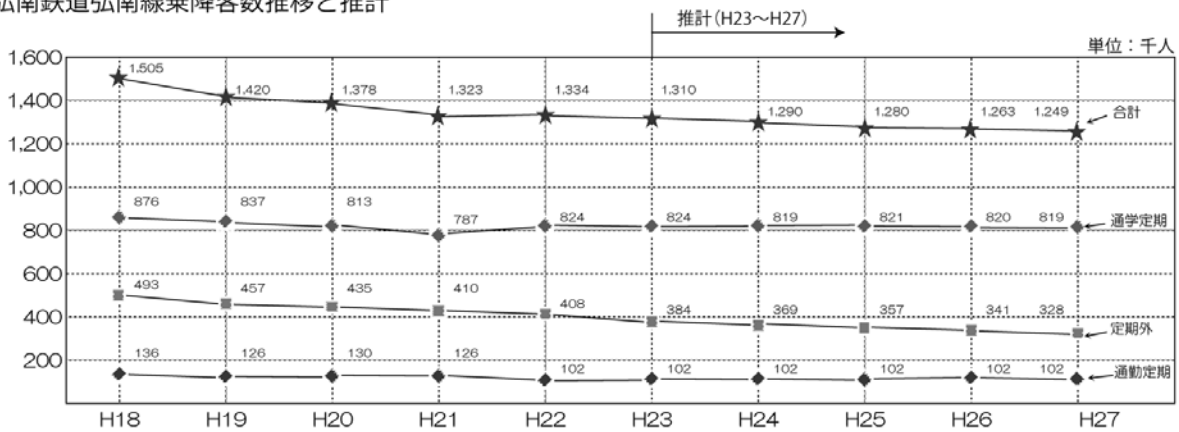
改築事業が決まった不動橋（古懸）

個別目標6-2 利用しやすい公共交通体系の整備

1 現状と課題

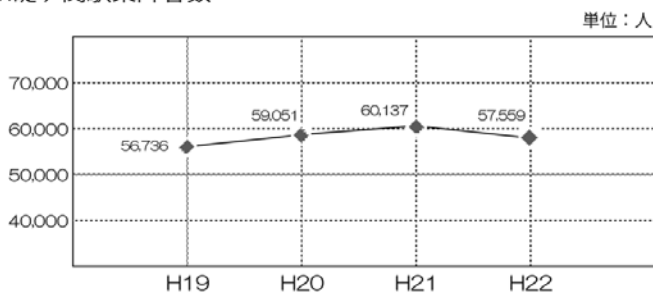
- (1) 路線バスは、市民の通学・通院などの日常生活と深く関わり、重要な役割を担っています。自家用車の普及により、その利用は低い状況にありますが、子どもや高齢者などの交通手段として効率的で利便性の高い移送サービスの確保が求められています。
- (2) 運行されているバスの利用状況を的確に把握し、利用者の多い時間帯や路線を集中して運行するなど、利用者のニーズに適した効率的な運行が求められています。
- (3) 自動車の保有が高まっていることから、JR奥羽本線および弘南鉄道（弘南線）の利用者数は減少傾向にあるため、通勤・通学利用者の利便性の向上を図るなど、鉄道の利用促進に向け取り組む必要があります。
- (4) 東北新幹線新青森駅が開業したことから、JR奥羽本線の複線化などの整備を事業者に働きかける必要があります。
- (5) 自動車中心の社会から、環境問題などへ対応できる、自動車と公共交通が共存した社会への転換が求められています。

■弘南鉄道弘南線乗降客数推移と推計



資料：弘南鉄道(株)

■JR碓ヶ関駅乗降客数



資料：企画財政課

2 基本方針

(1) バス路線体系の整備

既存バス路線の運行形態の見直しや、市民、関係団体などの意見を取り入れた新たな路線・運行手法の検討・導入など、効率的で利便性の高い移送サービスの確保に努めます。

(2) 鉄道の利用促進

JR 奥羽本線および弘南鉄道（弘南線）の利便性の向上を関係機関に働きかけるとともに、東北新幹線新青森駅の開業に伴い、増便や車両増強、また、市内路線バスの運行ルート・ダイヤなどの適正化を事業者に要望していきます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策 6-2-1 バス路線体系の整備

(1) バス路線の検討

①路線バスについては、市民の生活路線として重要な役割を果たしており、今後も運行確保について、関係機関に継続的に要望していきます。

(2) バス利用の促進

①自動車と公共交通が共存した社会への転換を促すため、公共交通を利用しやすい環境整備や市民意識の啓発を図ります。

主要施策 6-2-2 鉄道の利用促進

(1) JR 奥羽線複線化の要望

①東北新幹線新青森駅の開業に対応し、利便性を高めるために、関係市町村とともに事業者整備を要望します。

(2) 弘南鉄道（弘南線）利用の促進

①自動車と公共交通が共存した社会への転換を促すため、公共交通を利用しやすい環境整備や市民意識の啓発を図ります。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用 ・希望路線・運行時間の要望
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい路線・運行時間・エリアの見直し（公共交通機関の事業者） ・従業員への公共交通機関の利用の促進 ・利用者の増加策の検討
市	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加策の検討 ・市民にとって利用しやすい路線・運行時間・エリアの見直しと要望

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 利便性の高い移送サービス
- (2) 公共交通機関の利用者の増加
- (3) 環境への負担軽減



弘南鉄道ふれあい感謝祭風景



地域公共交通（弘南鉄道弘南線）

個別目標6-3 美しいまちの創造

1 現状と課題

- (1) 平賀地域と尾上地域が弘前広域都市計画区域に指定されています。弘前市および周辺市町村と連携しながら広域での都市計画区域の整備や開発などの方針に基づいた都市計画事業を行い、魅力あるまちづくりを進めています。
- (2) 概ね20年後の将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本方針となる「平川市都市計画マスタープラン」が平成22年3月に策定されました。
- (3) 安全で安心して快適な暮らしができる生活環境をつくっていくため、自然環境、交通形態、文化、産業、防災などの幅広い視点からまちづくりを考えた都市計画マスタープランに即し、まちづくりを進める必要があります。
- (4) 当市には美しいまちなみを形成する生け垣や、うるおいのある平川の水辺景観、緑豊かな山々といった、恵まれた景観資源が多く見られます。
- (5) 近年、人びとの価値観は、量より質を求めるものへと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められてきています。このため、景観資源を生かす方策を検討し、進める必要があります。
- (6) 美しいまちなみや景観の形成には、市民・事業者・市の協働が重要であり、それぞれが役割を持って個性と魅力あふれる都市景観を守り、つくり、育てていくことが必要です。

2 基本方針

- (1) 計画的な土地利用の誘導
まちづくりの基本方針となる都市計画マスタープランは、社会情勢の変化に対応するよう必要に応じて見直しを行い、適正な土地利用のための規制と誘導を図るとともに、計画的な都市計画事業を推進するよう努めます。
- (2) 良好な景観の推進
利便性が高く、安全性に優れ、機能的で景観に配慮した街並みを形成するとともに、快適でうるおいのある良好な住居環境の創出と市街地の活性化に努めます。また、美しい市街地や豊かな自然は、快適な都市の景観形成において不可欠な条件であることから、市民の環境美化意識の啓発を図ることで景観を保持し、美しいまちづくりに努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策6-3-1 計画的な土地利用の誘導

- (1) 都市計画基礎調査の実施
 - ①都市計画マスタープランの基礎資料とするため、また、都市計画に関する本市の現況および将来の見通しを立てるために調査を行います。
- (2) 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実施
 - ①社会情勢の変化に対応するよう、必要に応じた見直しを行います。
 - ②開発許可制度により適正な土地利用の規制と誘導を図ります。
 - ③計画的な都市計画事業の推進に努めます。

主要施策6-3-2 良好な景観の推進

- (1) 地区計画制度の推進
 - ①地区計画により景観に配慮したまちづくりを推進します。
- (2) 生け垣推進事業の推進
 - ①生け垣推進事業の啓発を図り、生け垣による街並みの良好な景観づくりに努めます。
- (3) 美しいまちづくりの推進
 - ①身近な環境の美化や浄化について、市民意識の高揚を図ります。
 - ②地域における清掃活動、道路および河川・水路の環境美化活動の拡充を図り、美しいまちづくりを推進します。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの参画 ・景観形成への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の緑化の推進 ・周辺環境との調和 ・まちづくりへの参画
市	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの総合的な計画策定と実施 ・景観形成への支援 ・都市計画マスタープランに基づき、都市計画事業の推進に努める

5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 市民や事業者との協働によるまちづくり
- (2) 魅力ある美しい景観形成



生け垣ロード



平賀駅前商店街

個別目標6－4 快適な情報通信の整備

1 現状と課題

- (1) パソコン、携帯電話によるインターネットなどを活用した情報通信技術の急速な発達により、膨大かつ多種多様な情報が得られるようになりました。
- (2) 事業者との連携・協力により市内のほぼ全域でブロードバンドの利用が可能となりました。情報通信基盤を活用した効果的な情報提供などのため、今後はブロードバンドへのさらなる加入促進が求められます。
- (3) 国などの事業を活用したテレビ共聴施設の整備などにより、一部地域における難視聴世帯の解消に向けた取り組みが求められています。
- (4) 市民のニーズが多様化する中、市民生活の向上や、社会経済活動の活性化のため、情報システムを活用した行政サービスの充実が求められています。
- (5) 情報化が進展する一方で、インターネットを利用した犯罪や、個人情報が流出するなど市民の安全が脅かされています。そのため、地方自治体では適正な情報管理と強固なセキュリティ対策が求められています。
- (6) 情報化の進展について対応できないお年寄りなども多く見られることから、情報教育の充実や多様な広報媒体の活用など、効果的な支援をしていくことが求められています。

2 基本方針

- (1) 情報通信施設整備の利用促進
情報通信施設の利用を促進することにより、地域産業の活性化と市民生活の向上を図ります。
- (2) 高度情報システムの整備
行政情報の電子化、ネットワーク化による行政事務の効率化や申請手続きの簡素化を図ります。
また、教育・福祉・産業などあらゆる行政分野での利活用を検討し、公共サービスの向上に努めます。
- (3) 情報活用能力の向上
学校教育や生涯学習活動を通じて、インターネットを活用した市民の情報活用能力の向上に努めます。

3 主要施策の体系と方向

主要施策6-4-1 情報通信施設整備の推進

- (1) ブロードバンドの利用促進
 - ①通信事業者と連携し、コンテンツの充実や多様化により、ブロードバンドの利用促進に努めます。
- (2) 地上デジタル放送の難視聴解消
 - ①国や放送事業者への働きかけを行い、地上デジタル放送の難視聴解消に努めます。

主要施策6-4-2 高度情報システムの整備

- (1) 電子自治体構築の推進
 - ①情報通信技術を活用した情報提供や市民本位の迅速、効率的なサービスの提供を実現するため、行政の電子化・ネットワーク化を推進します。
- (2) 個人情報保護法の推進
 - ①市が収集・保有する個人情報についてセキュリティ対策に万全を期し、適正な管理・保護に努めます。
 - ②自己情報の開示、訂正などの請求に適切に対応します。

主要施策6-4-3 情報活用能力の向上

- (1) 情報教育の推進
 - ①学校教育や生涯学習において、市民の情報活用能力の向上を図ります。

4 みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンドの積極的な利用 ・地上デジタル放送の難視聴解消に向けた要望
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすいサービスの提供 ・地上デジタル放送の難視聴解消に向けた要望
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望の集約 ・国、事業者への要望 ・行政サービスの迅速化 ・市民の情報活用能力の向上 ・個人情報の適切な管理・保護

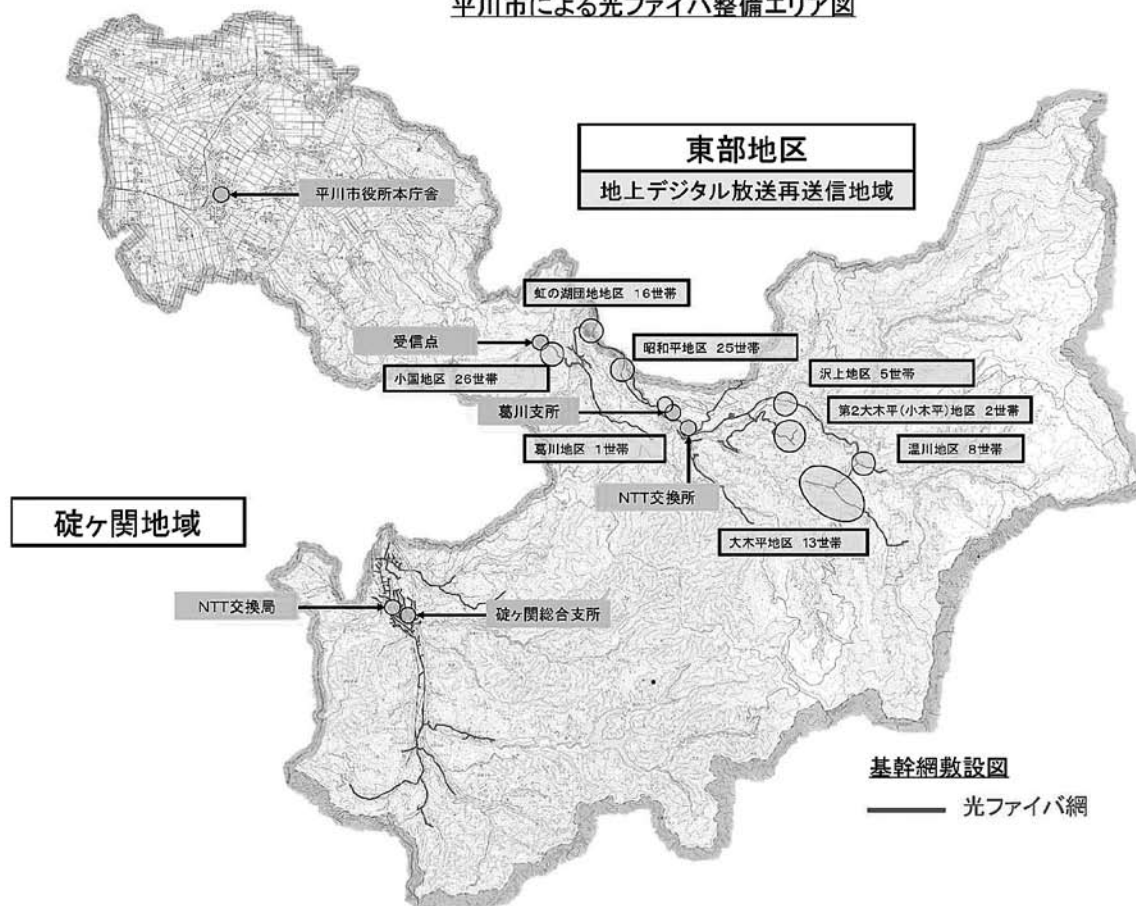
5 施策の展開によって期待できる効果

- (1) 情報格差の解消
- (2) 行政サービスの利便性の向上
- (3) 地域経済の振興



ITサポートセンターによるパソコン講習会

平川市による光ファイバ整備エリア図



H 23.4.1 現在

第3章 重点プロジェクト

I 目 的

II 名 称

III 構成と期間

IV プロジェクトの推進にあたって

V プロジェクトの概要

重点プロジェクト

市民の希望（基本理念）に基づく理想のまち（将来像）を実現するうえで、特に重点的、戦略的に取り組むテーマで、それぞれの分野別計画の主要施策に総合的に波及効果のある事業を位置付けます。

I 目的

市民ニーズの多様化や少子高齢化、さらには安心安全・健康など山積する課題に積極的に取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、市民の希望（基本理念）である「ひと」・「地域」・「産業」が“きらめくまち”を目指すための重点プロジェクトを設定し、各種施策と有機的に連携しながら、効率的な事業の推進を図るために設定します。

II 名称

本プロジェクトの総称は「ひらかわ新生プロジェクト」とします。

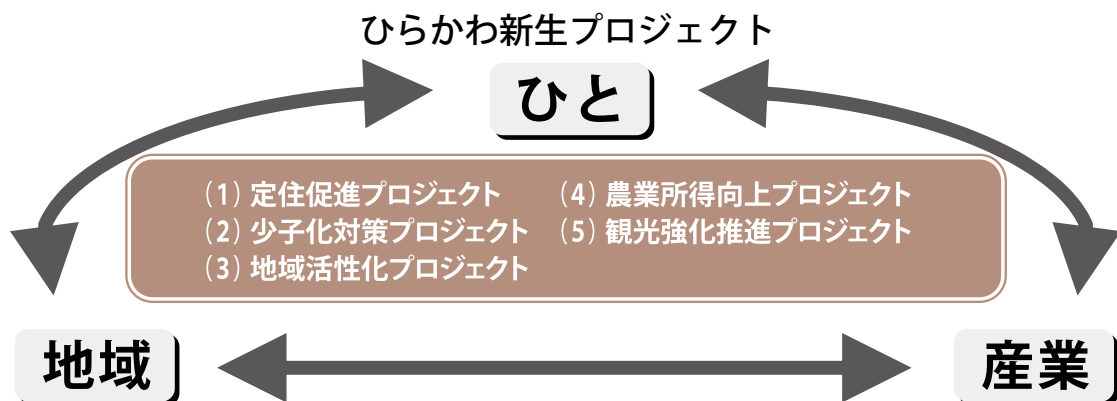
III 構成と期間

本プロジェクトは、市民の希望（基本理念）に基づき「定住促進プロジェクト」、「少子化対策プロジェクト」、「地域活性化プロジェクト」、「農業所得向上プロジェクト」、「観光強化推進プロジェクト」の5つのプロジェクトにより構成され、それらの期間は前期基本計画と同様とします。

IV プロジェクトの推進にあたって

プロジェクトの推進にあたっては、市民との協働、関係部署間の連携が重要であるため横断的な組織で取り組む必要があります。そのため、柔軟な体制づくりを進めます。

V プロジェクトの概要



(1) 定住促進プロジェクト

若者などのUターン希望者に対して、田舎での健康的な生活の場、自己実現や社会還元を図る場を提供することにより、定住の促進に取り組みます



< 基本方針 >

- (1) 平川市に住んでみたいと思える情報の発信
- (2) 生活全般に関する相談体制の確立
- (3) 暮らしに関する環境の整備
- (4) 仕事に関する環境の整備
- (5) 住まいに関する環境の整備

< 関連する主要施策 >

- 主要施策1-1-1 教育環境の整備
- 主要施策1-1-3 青少年教育の推進
- 主要施策1-2-1 生涯学習の推進
- 主要施策2-1-3 家庭と仕事の両立支援
- 主要施策2-2-1 コミュニティ組織の活性化
- 主要施策2-3-1 交流機会の充実
- 主要施策3-2-1 子育て支援体制の充実
- 主要施策3-6-1 地域医療の充実
- 主要施策4-2-1 住環境の充実
- 主要施策5-1-5 都市と農村の交流推進
- 主要施策5-2-1 若年労働力の確保
- 主要施策5-3-1 観光支援組織の育成
- 主要施策5-3-4 広域観光の推進



遊休地を利用し定住促進を
目的とした取り組み
(新館住宅団地)

(2) 少子化対策プロジェクト

少子化の流れを変えるため、結婚や出産をためらわせる要因を緩和し、子育ての喜びや楽しさを感じながら、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。



< 基本方針 >

- (1) 安心して出産できる環境づくり
- (2) 安心して育てられる環境づくり
- (3) 子どもが健やかに育つ環境づくり
- (4) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

< 関連する主要施策 >

- 主要施策 2-1-3 家庭と仕事の両立支援
- 主要施策 2-3-1 交流機会の充実
- 主要施策 3-2-1 子育て支援体制の充実
- 主要施策 3-6-1 地域医療の充実
- 主要施策 4-2-1 住環境の充実
- 主要施策 5-2-1 若年労働力の確保



1歳児健診

(3) 地域活性化プロジェクト

市民がつどい、語り、学び、活動し、主体的な地域活動や地域社会共通の課題解決に取り組むことによって地域の活性化を図ります。



< 基本方針 >

- (1) 地域住民の自治意識の高揚
- (2) 生涯学習やスポーツなどを契機にした交流の推進
- (3) 行政区の適正規模への再編

< 関連する主要施策 >

- 主要施策 1-2-1 生涯学習の推進
- 主要施策 1-3-1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- 主要施策 2-2-1 コミュニティ組織の活性化
- 主要施策 2-2-2 コミュニティ活動の支援
- 主要施策 2-3-1 交流機会の充実
- 主要施策 3-1-1 地域福祉の推進
- 主要施策 5-3-5 観光イベントの推進
- 主要施策 6-1-1 道路網の整備
- 主要施策 6-2-2 鉄道の利用促進



毎年盛大に行われている市民運動会

(4) 農業所得向上プロジェクト

農林産物の一次産品の生産、流通対策に留まらず、地場産品など二次産品の加工・販売、地域固有の資源を生かしたソフト化など農林業の総合産業化、高次元化に取り組み、高付加価値による所得向上を図ります。



< 基本方針 >

- (1) 農業経営体の育成
- (2) 生産基盤整備の推進
- (3) 農用地利用集積と集約型農業の推進
- (4) 6次産業も視野に入れた農業経営の確立・提携
- (5) グリーン・ツーリズムの拡大

< 関連する主要施策 >

- 主要施策5-1-1 農業生産・流通・販売体制の整備
- 主要施策5-1-2 担い手の育成
- 主要施策5-1-3 農村環境の整備
- 主要施策5-1-4 林業の振興
- 主要施策5-1-5 都市と農村の交流
- 主要施策5-1-6 地産地消・食育の推進



学校と連携した
農作業風景

(5) 観光強化推進プロジェクト

新しい観光資源の創出や広域観光ルートの形成、もてなしの心を備えた観光ボランティアの活用など、交流時代における観光産業の振興と一般市民を含めたまちの魅力の発掘を図ります。



< 基本方針 >

- (1) 郷土料理や伝統芸能を生かした生活交流の推進
- (2) 文化や歴史を周遊して体験できる観光ルートの設定
- (3) 幅広い観光情報の発信

< 関連する主要施策 >

- 主要施策 1-3-3 スポーツ施設の充実
- 主要施策 1-4-2 文化財の保護と活用
- 主要施策 4-1-3 水辺と公園の充実
- 主要施策 5-3-1 観光支援組織の育成
- 主要施策 5-3-2 地域の特性を生かした観光商品の開発
- 主要施策 5-3-4 広域観光の推進
- 主要施策 6-1-1 道路網の整備
- 主要施策 6-2-1 バス路線体系の整備
- 主要施策 6-2-2 鉄道の利用促進



観光強化を目的とした
「平川ねぶたまつり“冬の陣”」

第4章 計画の推進にあたって

- I 行政改革の推進
- II 財政運営の健全化
- III 広域行政の推進

第4章 計画の推進にあたって

市民の行政ニーズに的確に対応し、自立的・主体的な市政運営を確立するため、行政改革大綱に基づいた組織・定員管理の適正化、事務事業の整理合理化、財政の健全化、公共施設の有効活用など、スリムで効率的な行財政運営が求められています。

そのため、時代の変化に対応できる機動力のある組織運営や、行政情報化の推進、市職員の政策形成能力の向上などにより、市民サービスの充実に努めます。

また、厳しい財政状況のもと、市の役割を明確にし、行政サービスに対する負担の軽減を図り、自主財源の確保に努めます。さらに、市民の生活圏の広域化に対応するため、国・県・近隣市町村などと連携を図ります。

I 行政改革の推進

1. 現状と課題

- ① 高齢化、情報化、国際化の進展および地方分権の推進に対応するため、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、行財政の基盤整備に取り組むことが求められています。
- ② これからの行政運営は、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・県・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき個々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。
- ③ 平川市長期総合プランを着実に推進していくためには、これまでの改革の成果にとどまることなく、さらなる発展と向上を目指して行政改革を推進していく必要があります。
- ④ 市町村合併を契機に、行政運営全般にわたって総点検を行い、明確な方針のもとに行政改革を進める必要があります。

2. 基本方針

- ① 市民の期待と信頼に応え、なお一層の市民サービスの向上が図られるよう、体制の整備・見直しを図りながら、最小の経費で最大の効果を上げる行政運営システムの確立を目指します。
- ② 市民・事業者・市の役割分担の明確化や受益と負担の公平性の確保、更には市の職員一人ひとりがプロ意識に徹した取り組みにより、市民が豊かさやゆとりを実感できるような地域社会の形成を図ります。
- ③ 今後は、これらの行政改革を進めるにあたり、平成18年度に5ヵ年計画として策定した行政改革大綱の取り組むべき主な課題に沿って、行政改革の推進を図ります。

④ 主な取組内容

- ・既存の事務事業の効果や効率性を検証し、廃止・縮小などの再編整理を行います。
- ・全ての公の施設について、指定管理制度の導入の可能性を含めた検証を行ない、積極的な導入を目指します。
- ・市町村合併により肥大化した行政組織を見直し、住民ニーズへの迅速な対応やスピーディな意思決定のできる行政組織の構築を進めます。
- ・事務事業や行政組織の見直しにより、職員数の削減に取り組みます。

II 財政運営の健全化

1. 現状と課題

本市では、毎年、中期的な財政運営計画を策定し、将来の財政構造を予測しながら歳入の確保や支出の抑制などの舵取りを行っています。しかしながら、歳入の最も大きな比率を占める地方交付税は、国が進める歳出・歳入一体改革などにより減少することが予測されます。

また、これまで借入した市債の償還額の増が見込まれるなど、自由に使えるお金が少ないといった財政を取り巻く環境は非常に厳しさを増しております。

2. 基本方針

財政運営にあたっては、歳入の根幹である市税収入の確保や収益と負担の公平性の確保に努めるとともに、行政改革大綱に基づく経常経費の削減、事務事業の見直し、事業の選択と集中による財源配分など市政運営の効率化に努めます。

また、適宜、歳入を可能な限り正確に把握しながら、事業の実施予定次期、事業の見直しを的確に進め、接続可能な財政運営に努めます。

III 広域行政の推進

1. 現状と課題

- ① 交通網の発達や情報化の進展などにより、市民の生活圏は広域化しつつあります。

この生活圏の広域化は、地域社会における新しい行政需要を生み出し、市町村という行政区域を超

え、近隣市町村と連携した広域的な視点から取り組むべき課題が増加しています。

- ② 本市を含めた津軽地域では、¹津軽広域連合を組織し、近隣市町村と強い連帯意識のもとに福祉行政、観光宣伝、人材育成などに積極的に取り組んでいます。

2. 基本方針

- ① 行政需要の広域化に対応して、国・県・近隣市町村・広域連合および一部事務組合、特に津軽広域連合との協調に配慮しつつ、取り組むべき広域的な課題について協議を進めます。
- ② 本市単独では解決が困難な問題や、ごみ、消防、防災体制、観光、交通問題など広域的な対応が効果的な課題については、一部事務組合の統廃合など効果的な広域連携を進め、共通課題の解決を図ります。

¹津軽広域連合

平成10年2月1日、全国で8番目、東北では初めての広域連合として誕生。
構成する8市町村(弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村)。

付 属 資 料

- (1) 市民意識調査結果の概要
- (2) 策定経過
- (3) 平川市総合計画審議会条例
- (4) 平川市総合計画審議会委員名簿
- (5) 平川市総合計画等策定会議規則
- (6) 平川市総合計画審議会への諮問
- (7) 平川市総合計画審議会からの答申

(1) 市民意識調査結果の概要

(1) 調査目的

市では、平川市長期総合プラン後期基本計画の策定にあたり、将来の市政のあり方、市の進むべき方向性を把握するために市民意識調査を実施しました。

(2) 調査内容と回収状況

- 1) 調査地域 : 平川市全域
- 2) 調査対象 : 平川市在住の18歳以上80歳未満の男女2,000人
- 3) 抽出方法 : 平成22年11月15日現在の住民基本台帳より無作為抽出
- 4) 調査方法 : 郵送により配布・回収
- 5) 調査時期 : 平成22年11月25日～12月31日
- 6) 実施主体 : 平川市
- 7) 回収状況 : 標本数 2,000
 - 回収数(回収率) 741 (37.0%)
 - 有効回収数(有効回収率) 733 (37.0%)
 - 有効回収数の内訳

平賀・尾上地域	671(送付数:1,795) 37.4%
東部地域(葛川・小国・切明)	12(送付数: 35) 34.3%
碓ヶ関地域	50(送付数: 170) 29.4%

8) 施策項目

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育環境の整備 3. 生涯学習の推進 5. 芸術文化活動の促進 7. 男女共同参画社会の実現 9. 広報・広聴の充実、市民の市政参画 11. 子育て支援・放課後健全育成 13. 高齢者福祉の充実 15. 健康診査・健康相談の充実 17. 国民健康保険の充実と健全運営 19. 自然環境の保全・活用 21. 住環境の充実(宅地開発・市営住宅) 23. 公害防止対策の充実 25. 新エネ導入・省エネ推進 27. 消防・救急体制の充実 29. 農業の振興 31. 農林業の担い手の育成 33. グリーンツーリズムの促進 35. 観光客誘致・受入の推進 37. 冬季イベント、広域観光の推進 39. 企業の誘致・育成 41. 除雪対策の充実 43. 美しい景観・計画的な土地利用 45. 電子自治体・個人情報保護の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 2. 学校教育の充実 4. スポーツ施設の充実、指導者の育成 6. 伝統芸能・文化財の保護と活用 8. 町会活動の活性化、集会所整備 10. 国際交流・市内外の交流推進 12. 児童虐待の防止 14. 障害者福祉の充実 16. こころの健康づくりの推進(自殺対策など) 18. 介護保険の充実と健全運営 20. 公園の整備・充実 22. 上水道の安定供給、下水道の整備 24. ごみ適正処理・減量化・3Rの推進 26. 防災体制の充実 28. 交通安全対策・防犯活動の充実 30. 林業の振興 32. 農道等の整備 34. 若年労働力の確保・労働環境の充実 36. 物産の開発・販売促進 38. 商店街の活性化・整備 40. 道路・河川の整備 42. バス・鉄道の整備・利用促進 44. インターネット環境の整備 46. パソコン教育の充実 |
|---|--|

(3) 現在の施策に対する満足度指数

市の46項目の施策の中で、現在の満足度および不満足度の上位20項目をそれぞれまとめました。

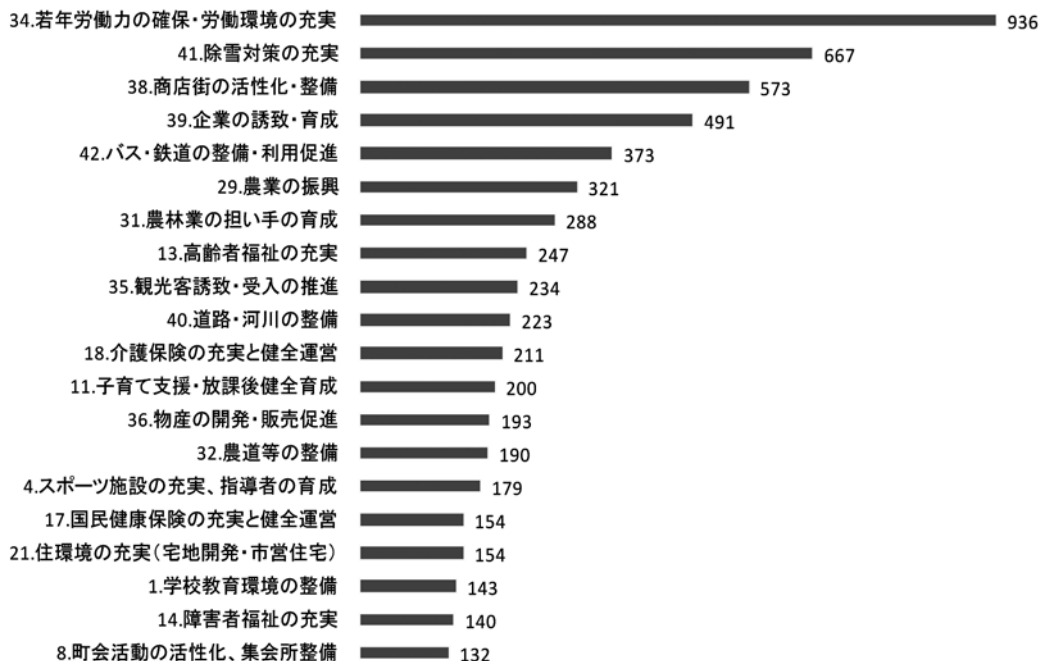
[全体] 満足している施策(再集計)

(単位:ポイント)



[全体] 不満を感じている施策(再集計)

(単位:ポイント)

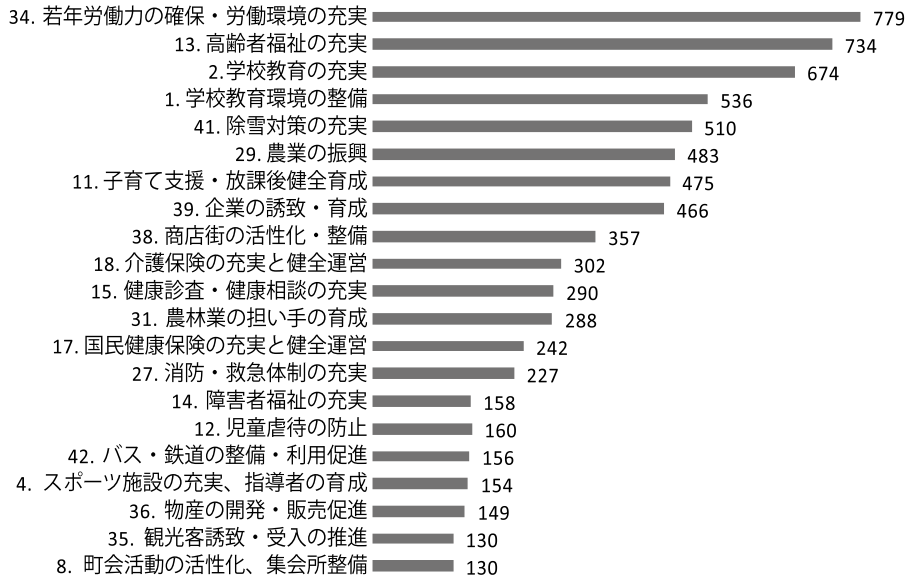


(4) 今後の施策に対する重要度指数

市の46項目の施策の中で、今後どれが重要かをそれぞれまとめました。

[全体] 重要と思う施策（再集計）

（単位：ポイント）



[地域別]

（平賀・尾上地域）

順位	重要と思う施策	ポイント
1	34. 若年労働力の確保・労働環境の充実	719
2	13. 高齢者福祉の充実	666
3	2. 学校教育の充実	618
4	1. 学校教育環境の整備	480
5	11. 子育て支援・放課後健全育成	452
5	41. 除雪対策の充実	452
7	29. 農業の振興	442
8	39. 企業の誘致・育成	436
9	38. 商店街の活性化・整備	341
10	18. 介護保険の充実と健全運営	277

（東部地域）

順位	重要と思う施策	ポイント
1	1. 学校教育環境の整備	19
2	31. 農林業の担い手の育成	13
3	29. 農業の振興	12
4	5. 芸術文化活動の促進	8
4	18. 介護保険の充実と健全運営	8
4	14. 障害者福祉の充実	8
7	42. バス・鉄道の整備・利用促進	7
7	34. 若年労働力の確保・労働環境の充実	7
7	15. 健康診査・健康相談の充実	7
7	36. 物産の開発・販売促進	7

（碓ヶ関地域）

順位	重要と思う施策	ポイント
1	13. 高齢者福祉の充実	59
2	34. 若年労働力の確保・労働環境の充実	53
3	41. 除雪対策の充実	51
4	2. 学校教育の充実	46
5	1. 学校教育環境の整備	29
5	39. 企業の誘致・育成	29
7	44. インターネット環境の整備	25
8	29. 農業の振興	23
9	42. バス・鉄道の整備・利用促進	22
10	15. 健康診査・健康相談の充実	20

(2) 策定経過

- ◆平成22年10月21日 平川市総合計画審議会開催（第1回）
（案件：市民意識調査の実施について）
- ◆平成22年11月25日 平川市民意識調査実施
（市民2,000人を無作為抽出して実施）
- ◆平成23年 2月25日 平川市総合計画等策定会議開催（第1回）
（案件：後期基本計画策定基本方針について）
- ◆平成23年 3月 4日 平川市総合計画審議会開催（第2回）
（案件：後期基本計画策定基本方針について）
- ◆平成23年 5月12日 平川市総合計画等策定会議開催（第2回）
（案件：①部会の設置について
②後期基本計画策定基本方針について）
- ◆平成23年 9月 2日 平川市総合計画等策定会議開催（第3回）
（案件：後期基本計画素案の審議）
- ◆平成23年 9月28日 平川市総合計画審議会開催（第3回）
（案件：後期基本計画素案について）
- ◆平成23年11月28日 平川市総合計画等策定会議開催（第4回）
（案件：後期基本計画素案の審議）
- ◆平成24年 1月13日 平川市長期総合計画後期基本計画についての諮問
- ◆平成24年 2月 7日 平川市総合計画審議会開催（第4回）
（案件：後期基本計画案について）
- ◆平成24年 2月29日 平川市長期総合計画後期基本計画についての答申
- ◆平成24年 3月19日 平川市長期総合計画後期基本計画策定



大黒会長より市長へ答申

(3) 平川市総合計画審議会条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、平川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置及び職務)

第 2 条 市長の諮問に応じ、平川市総合計画及び平川市国土利用計画(以下「計画」という。)に関し、必要な調査及び審議を行うため、審議会を置く。

2 審議会は、計画について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 平川市議会の議員
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (5) 公募の市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 平川市総合計画審議会委員名簿

H24.2.1 現在

役 職	氏 名	区 分	機関・団体名（役職）
会 長	大 黒 正 勝	知識経験を有する者	
副 会 長	山 口 絹 子	市内の公共的団体の 役員または職員	平川市連合婦人会（会長）
委 員	古 川 昭 二	市議会議員	
委 員	内 山 浩 子	関係行政機関の委員	教育委員会（委員長）
委 員	古 川 寛 三		農業委員会（会長）
委 員	佐 藤 正 彦	知識経験を有する者	
委 員	葛 西 フ ミ		
委 員	今 俊 一	市内の公共的団体の 役員または職員	平川市社会福祉協議会（副会長）
委 員	奈 良 寧		J A 津軽みらい（代表理事常務）
委 員	成 田 裕 一		N P O 法人平川市体育協会（副会長）
委 員	工 藤 秀 明		平川市認定農業者連絡協議会（会長）
委 員	佐 藤 順 一		平川市老人クラブ連合会(会長)
委 員	古 川 敏 夫		平川市商工会（会長）
委 員	芳 賀 環 子	公募の市民	

(5) 平川市総合計画等策定会議規則

平成 18 年 1 月 1 日
規則第 25 号

(設置)

第 1 条 市の基本的施策に係る総合的な計画(以下「総合計画」という。)及び国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 4 条に規定する市の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「国土利用計画」という。)を作成するため、平川市総合計画等策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、次の事務を処理する。

- (1) 総合計画及び国土利用計画(以下「計画」という。)の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画作成のため、必要と認められる事項の連絡及び調整に関すること。

(組織等)

第 3 条 策定会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、職員のうち、各部長、各総合支所長、会計管理者、教育委員会事務局長、消防長、診療所事務長、農業委員会事務局長及び議会事務局長をもって充てる。

4 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を策定会議に出席させることができる。

(議長)

第 4 条 議長は、策定会議を総理する。

2 議長に事故があるとき、又は不在のときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

(部会の設置)

第 6 条 策定会議は、専門的調査、計画案の作成等を行わせるため、次の部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 企画財政部会
- (3) 市民生活部会
- (4) 水道部会
- (5) 経済部会
- (6) 建設部会
- (7) 教育部会

(部会の組織)

第7条 部会は、部会長及び部会の委員をもって組織する。

2 部会長は、策定会議の委員のうち、各部長及び教育委員会事務局長をもって充てる。

3 部会の委員は、職員のうちから部会長が任命する。

(部会長)

第8条 部会長は、議長の指揮のもとに部会を統括する。

2 部会長に事故があるとき、又は不在のときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会の庶務は、部会長の指名する課で処理する。

(庶務)

第10条 策定会議の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

(6) 平川市総合計画審議会への諮問

平企第 152 号
平成24年1月13日

平川市総合計画審議会
会長 大黒正勝様

平川市長 大川喜代治

平川市総合計画後期基本計画について（諮問）

本市では、平成19年6月に「平川市長期総合プラン」を策定し、“ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして”を基本理念と定め、基本目標を基にまちづくりを進めてきました。

この度、今年度末をもって前期基本計画期間が終了することに伴い、後期基本計画の策定をすることといたしましたので、平川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(7) 平川市総合計画審議会からの答申

平成24年2月29日

平川市長 大川 喜代治 様

平川市総合計画審議会
会長 大黒 正 勝

平川市総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年1月13日付け平企第152号により、本審議会に諮問を受けた平川市総合計画「平川市長期総合プラン後期基本計画」（案）について、当審議会では審査の結果、概ね妥当と認められるので答申します。

なお、この計画に基づく各施策の実施にあたっては、次の点に留意されるよう希望します。

1. 後期基本計画に位置付けられている各施策の推進にあたっては、今後5年間を見据えて、緊急性や市民の視点からの優先性及び財政状況などを総合的に勘案し、計画的な推進を望みます。
2. 全国的な人口減少社会の中で、基本構想で定めている計画人口35,000人の目標を達成するために、定住促進及び少子化対策などの重点プロジェクトの強化を望みます。
3. 重点プロジェクトの「平川（ひらかわ）ブランド開発プロジェクト」を「農業所得向上プロジェクト」に変更しましたが、ブランド開発については、行政としても誘い水的な支援の継続を望みます。